
富田林市地域福祉計画

平成19（2007）年3月

富 田 林 市

はじめに



近年、少子高齢化、情報化、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中、地域社会における住民間のつながりや交流が希薄化しつつあります。

本市ではこれまで、富田林市次世代育成支援計画、富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とともに、昨年度は「富田林市障害福祉計画」の策定に取り組み、児童、高齢者、障害者など対象者別の福祉施策や事業を積極的に進めてまいりました。

しかしながら、複雑・多様化しつつある生活課題の中には、対象者別の福祉施策や行政主体の福祉サービスの提供だけでは、その軽減や解決を図っていくことが困難なものもあります。

このような状況を踏まえ、本市では“おたがい様”と“おかげ様”の気持ちのもと、ふれあい・支えあいのコミュニティづくりや地域福祉活動団体等の交流・連携のネットワークづくりを目的に「だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち・富田林 - 支えあう市民一人ひとりが主役のまちづくり - 」を基本理念とする「富田林市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画で掲げた基本理念の実現にあたっては、行政における取り組みとともに、市民の主体的な参加も不可欠であります。今後は、行政と富田林市社会福祉協議会が緊密に連携するとともに、地域福祉活動団体や関係機関、地域住民との協働によって、地域福祉を推進してまいりたいと考えておりますので、市民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました地域福祉計画委員会委員及びサポート会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民ならびに地域福祉活動団体等の皆様に心より厚くお礼を申し上げます。

平成19(2007)年3月

富田林市長 **多田 利喜**

目次

はじめに

第1章	計画策定の考え方	1
1	計画策定の背景と趣旨	3
2	計画の性格と位置づけ	5
3	計画の期間	6
4	計画の策定体制	7
5	地域福祉における「地域の範囲」	8
6	地域福祉における「主体」と「対象(客体)」の考え方	8
第2章	地域福祉の現状と課題	11
1	人口、世帯などの状況	13
2	地域福祉活動団体等の状況	20
3	富田林市における地域福祉の課題	34
第3章	計画の基本的な考え方	35
1	まちづくりの理念と将来像	37
2	計画の基本理念	37
3	計画の基本視点	38
4	地域福祉活動に関わる各主体の役割	40
5	計画の基本目標	41
6	計画の施策体系	44
第4章	施策の展開	45
	基本目標A ふれあい・支えあいのコミュニティづくり	47
	基本目標B 地域住民による安全・安心のまちづくり	56
	基本目標C 地域社会での自立生活を支える環境づくり	63
	基本目標D 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり	71
	基本目標E 地域福祉活動団体等を支える体制づくり	79
	基本目標F 安心してサービスを利用できる仕組みづくり	85
	基本目標G 計画の実現に向けて	91
参考資料		95
	計画策定の経過	
	富田林市地域福祉計画委員会設置要綱・委員名簿	
	地域福祉サポート会議設置要綱・委員名簿	
	地域福祉計画策定検討会議設置要領	
	アンケート調査票(市民用、関係団体用)	

第1章

計画策定の考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

私たちの暮らしている地域社会には、性別、年齢、国籍、障害の有無などの面でさまざまな属性をもった地域住民が、さまざまな課題を抱えながら、日々の生活を営んでいます。こうした地域住民が抱える課題の中には、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの従来の福祉分野別（対象者別）の課題もあれば、従来の福祉分野には必ずしもあてはまらないものの、日常的にだれかの支えや助けを必要としている課題もあり、また、平時には特に課題はなくても、防災・防犯上などの緊急を要する場合には助けを必要とする課題などもあります。

地域福祉とは、このようにだれかの支えや助けを必要とする課題を抱えた地域住民に対して、地域住民と、福祉サービス提供機関及びその他の社会福祉に関する活動を行っている組織・個人（以下「地域福祉活動団体等」といいます。）がお互いに協力しながら福祉サービスを提供することによって、その課題の解決又は軽減を図り、その地域住民が自分の持っている属性にかかわらず、人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として地域社会の中で自立した生活を送ることができるようにする取り組みのことです。また、市町村地域福祉計画とは、このような地域福祉を推進するために必要な事項を一体的に定めた計画のことです。

富田林市では、上記のように、行政をはじめ多様な主体が協働・連携して、だれかの支えや助けを必要とする地域住民を支えていく地域社会の実現に向けて、「富田林市地域福祉計画」を策定しました。

以下では、地域福祉の推進、地域福祉計画などをめぐる「国及び大阪府の動き」と「富田林市の動き」について、簡単に整理します。

国及び大阪府の動き

我が国では、21世紀を前にして、明治時代以来続けられてきた中央集権的な行政制度を改め、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性と自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくっていくため、地方分権の推進に取り組み、平成12(2000)年には「地方分権一括法」が施行されました。

こうした地方分権の流れの中で、社会福祉制度においても、今後増大・多様化が見込まれる福祉ニーズに対応するため、平成9(1997)年から、社会福祉の共通の基盤となる制度について利用者の立場に立った大規模な改革（社会福祉基礎構造改革）に取り組み、平成10(1998)年6月には「中間まとめ」を発表しました。平成12(2000)年には、我が国における社会福祉の基礎構造を長く支えてきた「社会福祉事業法」を改正し、新しく「社会福祉法」を制定するとともに、同法を含む8つの法律を改正しました。

こうした一連の「社会福祉基礎構造改革」によって、我が国における福祉サービスの供給体制は、行政が行政処分としてサービス内容を決定する「措置制度」から、利

第1章 計画策定の考え方

用者が事業者と対等な関係に基づきサービスを選択する「利用（契約）制度」を中心とした制度に大きく転換しました。また、社会福祉法において、我が国の法律上初めて「地域福祉」という言葉が用いられ、第4条（地域福祉の推進）、第107条（市町村地域福祉計画）、第108条（都道府県地域福祉支援計画）などの条文が新たに追加されました。

これを受けて、大阪府では、平成14(2002)年7月に市町村地域福祉計画策定指針を策定するとともに、平成15(2003)年3月には大阪府地域福祉支援計画（おおさか福祉コミュニティ創生プラン）を策定しました。

富田林市の動き

富田林市では、富田林市次世代育成支援行動計画、富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、富田林市障害福祉計画・障害者長期計画などの計画を策定する（又は、策定に取り組む）とともに、個々の計画における施策・事業の計画的な推進に取り組んでいます。

また、富田林市社会福祉協議会では、平成17(2005)年度に、校区・地区福祉委員会の策定した地域福祉行動計画と、富田林市社会福祉協議会の活動方針などをまとめた富田林市地域福祉活動Vol.1を策定しました。また、現在は、公民協働で実践可能な計画への取り組みなどをまとめた富田林市地域福祉活動Vol.2の策定を進めているところです。

図1.1 社会福祉法の条文（第4条、第107条、第108条）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

2. 計画の性格と位置づけ

計画の性格

本計画は、「社会福祉法」第107条に規定されている市町村地域福祉計画に位置づけられるものです。

行政計画における位置づけ

本計画は、第4次富田林市総合計画で掲げている「いつまでも健やかで生きがいを持って暮らせるまち」の実現に向けて、地域福祉を推進するための基本となる計画です。

本計画では、地域福祉を推進していくうえで共有すべき理念のほか、市民参加による支援（自助^(注)・互助^(注)・共助^(注)）を促進するための施策、福祉サービスの利用・提供の在り方などに関する施策（福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉事業の健全な発達）などについて定めています。一方、主に公助^(注)を推進するための施策などについては、福祉分野別（対象者別）の個別計画（富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、富田林市次世代育成支援行動計画、富田林市障害福祉計画・障害者長期計画）において定めています。

富田林市では、これら福祉分野の個別計画と本計画との整合・調整を図りながら、総合的に地域福祉を推進していくとともに、地域福祉を支える地域住民一人ひとりの健康づくりとそのための環境整備などをとりまとめた健康とんだばやし21や、まちづくりに関する計画など（富田林市交通等バリアフリー基本構想、富田林市地域防災計画）とも連携を図ります。

富田林市地域福祉活動計画（富田林市社会福祉協議会策定）との位置づけ

富田林市では、行政が策定した「地域福祉計画（本計画）」、社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」、校区・地区福祉委員会が策定した「地域福祉行動計画」（前述のとおり、富田林市地域福祉活動Vol.1の中に盛り込まれています。）という3つの計画の整合・調整を図りながら、行政と社会福祉協議会と地域住民とのパートナーシップのもとで、富田林市の地域福祉の推進に努めます。

（注）自助、互助、共助、公助

自助とは、当事者の自立意欲やそれに基づく努力、また、当事者の家族らによる支援をいいます。

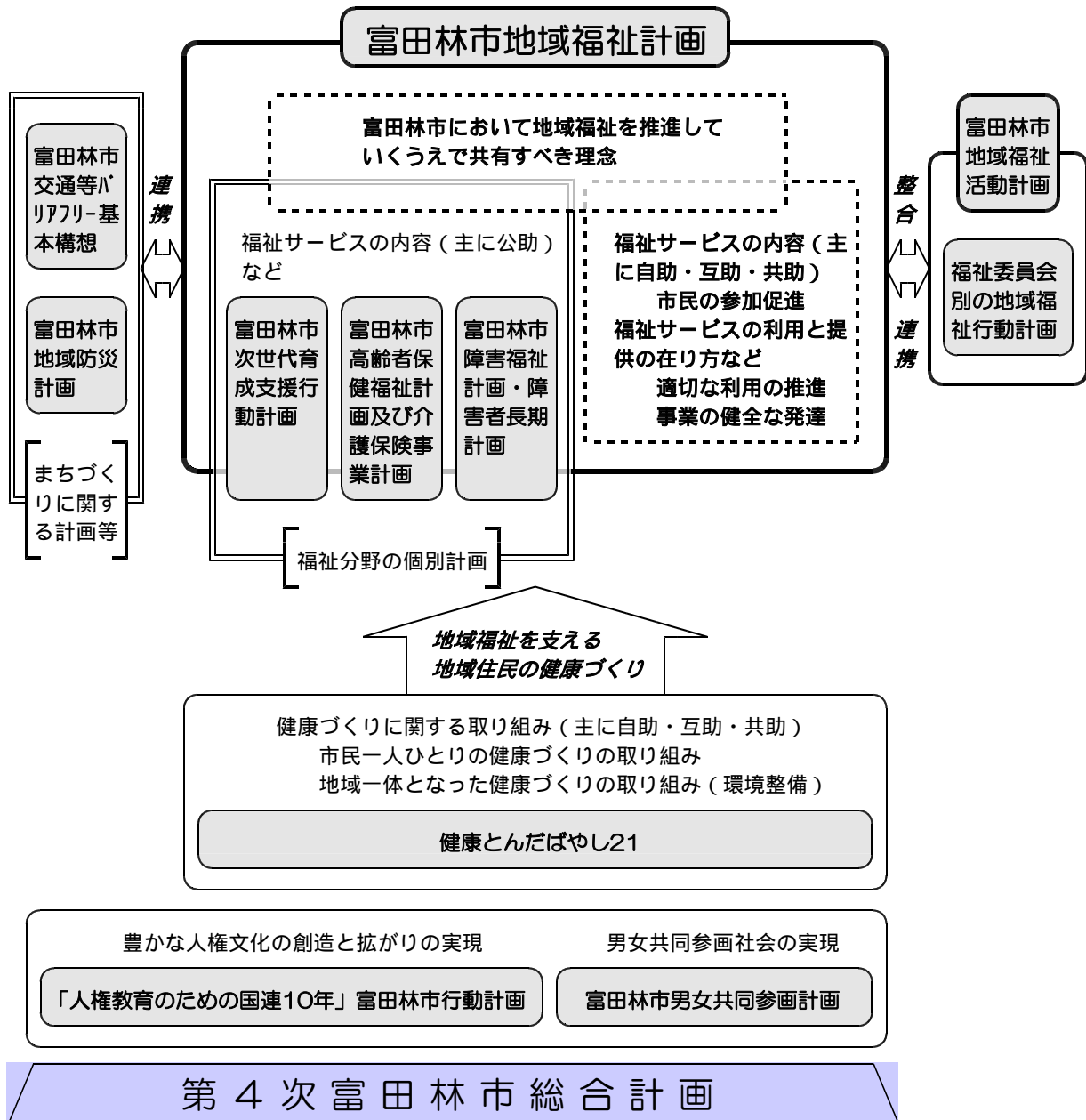
互助とは、主に当事者の周辺に暮らす地域住民などによるインフォーマルな助け合いをいいます。

共助とは、主にボランティアやNPOなどによるフォーマルな助け合いをいいます。

公助とは、行政や制度的なサービスによる支援をいいます。

第1章 計画策定の考え方

図1.2 「富田林市地域福祉計画」の関係諸計画等との位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、平成19(2007)年度から平成23(2011)年度までの5か年を計画期間とします。また、定期的に本計画の進捗状況などに対する評価を行うとともに、概ね3年後をめどに、見直しを行います。

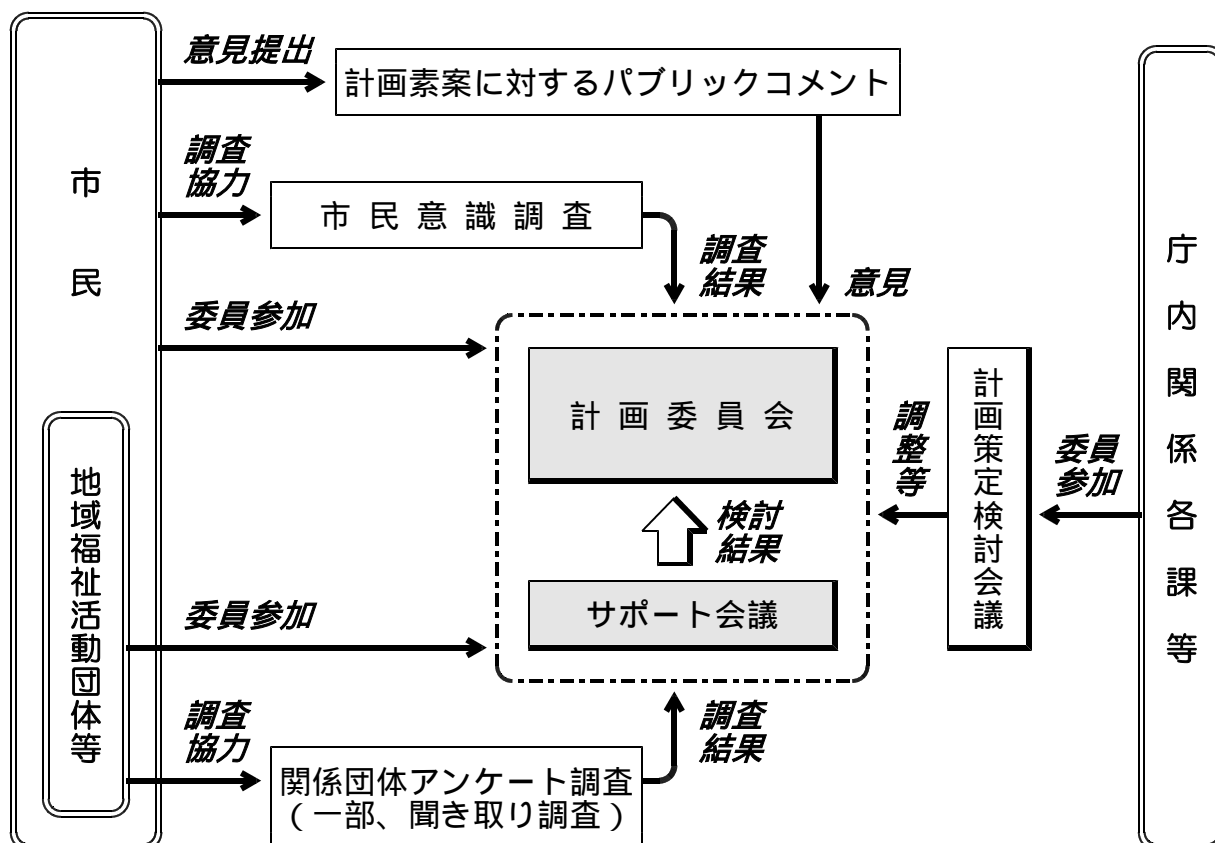
4. 計画の策定体制

富田林市では、本計画を策定するにあたって、計画案に対する意見を求めるため、学識経験者、医療・福祉関係者、市民からなる「富田林市地域福祉計画委員会」（以下「計画委員会」といいます。）を設置するとともに、計画案に、市民や社会福祉に関する活動を行っている人の意見を反映させるため、これらの人々からなる「地域福祉サポート会議」（以下「サポート会議」といいます。）を設置しました。

また、地域住民の抱える課題、地域活動やボランティア活動への参加状況・利用意向などを把握するため、市民を対象にしたアンケート調査を実施（平成18(2006)年2月～3月）するとともに、地域福祉活動団体等の活動状況や活動を通して得られた地域住民の生活課題、地域福祉の推進に向けた意見や要望などを把握するため、地域福祉活動団体等を対象にしたアンケート調査を実施（平成18(2006)年5月～6月）しました。さらに、計画素案に対する市民の意見などを求めるため、市のホームページなどを通じたパブリックコメントを実施（平成19(2007)年2月）しました。

なお、庁内においては、計画策定に必要な情報の収集や研究、計画策定に向けた協議、検討、調整などを行うため、保健福祉部長及び関係各課長などからなる「地域福祉計画策定検討会議」（以下「計画策定検討会議」といいます。）を設置しました。

図1.3 「富田林市地域福祉計画」の計画策定体制



5. 地域福祉における「地域の範囲」

富田林市では、校区・地区福祉委員会を地域住民の身近な場所における地域福祉の推進役として位置づけているため、それぞれの校区・地区福祉委員会の区域を、地域福祉を推進する上で基本的な単位となる地域の範囲として設定するものとします。なお、校区・地区福祉委員会では、原則として小学校区を区域として設定していますが、小学校区の事情によっては、より狭い地域を設定しているところもあります。

富田林市の地域福祉においては、校区・地区福祉委員会の区域を基本的な単位としながら、専門的な対応が必要な場合、緊急を要する場合などにおいては、中学校区や市全体などを活動単位とする施設や機関などとの連携・協働により進めていくものとします。

6. 地域福祉における「主体」と「対象（客体）」の考え方

地域福祉における「主体」

「社会福祉法」第4条（以下「法第4条」といいます。）では、地域福祉の主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者」とし、これらが相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならないとしています。なお、自助・互助・共助だけでなく、公助も含めて地域福祉の福祉サービスを考える場合には、上記の主体に行政も加えて考えるものとします。

地域福祉における「対象（客体）」

一方、法第4条では、地域福祉の対象（客体）を「福祉サービスを必要としている地域住民」とし、地域福祉の方向性については、その地域住民が「日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ようにすることとしています。

大阪府社会福祉審議会による答申「これからの地域福祉のあり方とその推進方策について」（以下「答申」といいます。）では、法第4条の条文に対する解釈が記載されており、それによると「福祉サービスを必要としている地域住民」は「だれかの助けを必要としている人」という解釈がなされており、「日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」については「衣食住が足り、だれもが自分の意思で、市民生活を送っていく上でのさまざまな活動に参加する機会が与えられる」という解釈がなされています。

多くの地域住民はさまざまな課題を抱えながら、地域社会の中で日々暮らしています。前述した法第4条の条文とその解釈に基づくと、地域福祉における福祉サービスは、このような地域住民が抱えている課題の解決を図っていくものと考えられますが、必ずしもすべての課題を解決するというのではなく、課題を抱えているために「衣食住が足り、だれもが自分の意思で、市民生活を送っていく上でのさまざまな活動に参加する機会が与えられている」状態に無いとき、その課題を有する地域住民が地域福祉の対象（客体）になると考えられます。

「主体」にも「対象（客体）」にもなりうる地域住民

以上のことから明らかなように、地域住民は、地域福祉における「主体」となって福祉サービスを提供する場合がありますし、何らかの生活課題を抱えたときには、地域福祉における「対象（客体）」となって福祉サービスを利用する場合があります。

第2章

地域福祉の現状と課題

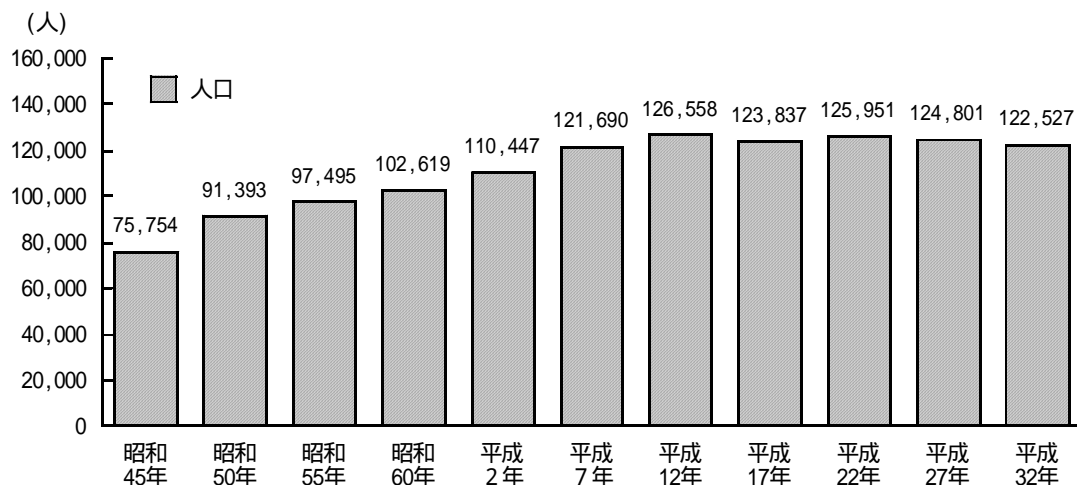
1. 人口、世帯などの状況

(1) 人口の推移と将来推計

平成17(2005)年の富田林市の総人口は、国勢調査によると123,800人であり、その推移をみると、現在の市域になった昭和42(1967)年以降では、平成12(2000)年の126,558人をピークにして減少傾向にあります。また、住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計人口の推移をみると、平成14(2002)年3月末の126,400人をピークにして減少しています。

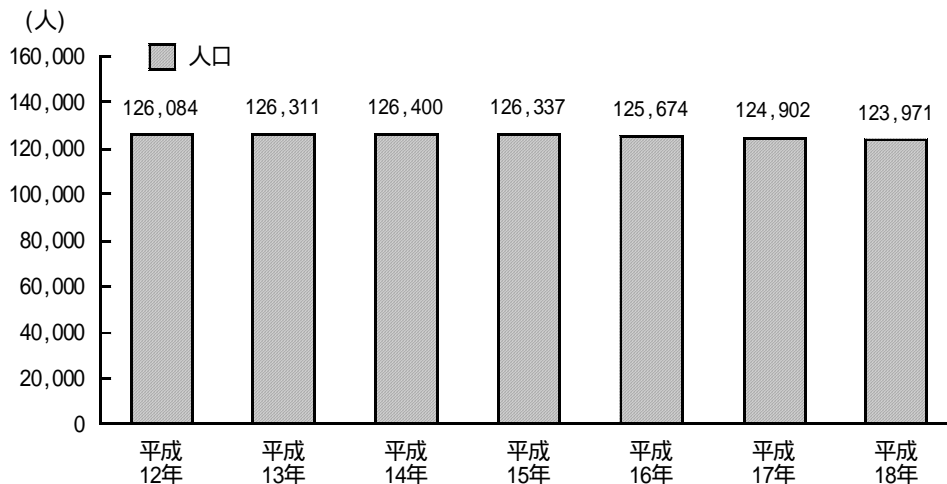
一方、将来人口は、第4次富田林市総合計画では平成22(2020)年度が126,000人、平成27(2025)年度が125,000人、平成32(2030)年度が123,000人と引き続き減少すると予測しています。

図2.1 人口の推移と将来推計



資料：昭和45年～平成17年は総務省(庁)「国勢調査」、平成22年以降は「第4次富田林市総合計画」

図2.2 住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計人口(各年3月末現在)の推移



資料：市民生活部市民窓口課

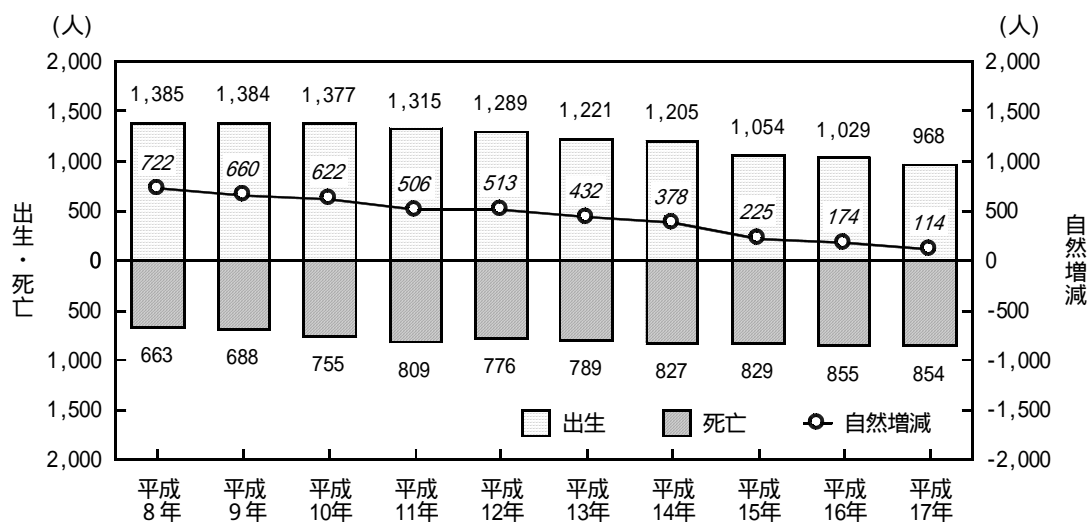
第2章 地域福祉の現状と課題

(2) 人口動態（自然動態、社会動態）

まず自然動態をみると、平成17(2005)年では出生968人、死亡854人で、114人の自然増です。過去10年間の推移をみると、いずれも出生数が死亡者数を上回っています。しかし、平成8(1996)年には722人の自然増でしたが、それ以降は平成12(2000)年を除いて減少傾向にあります。

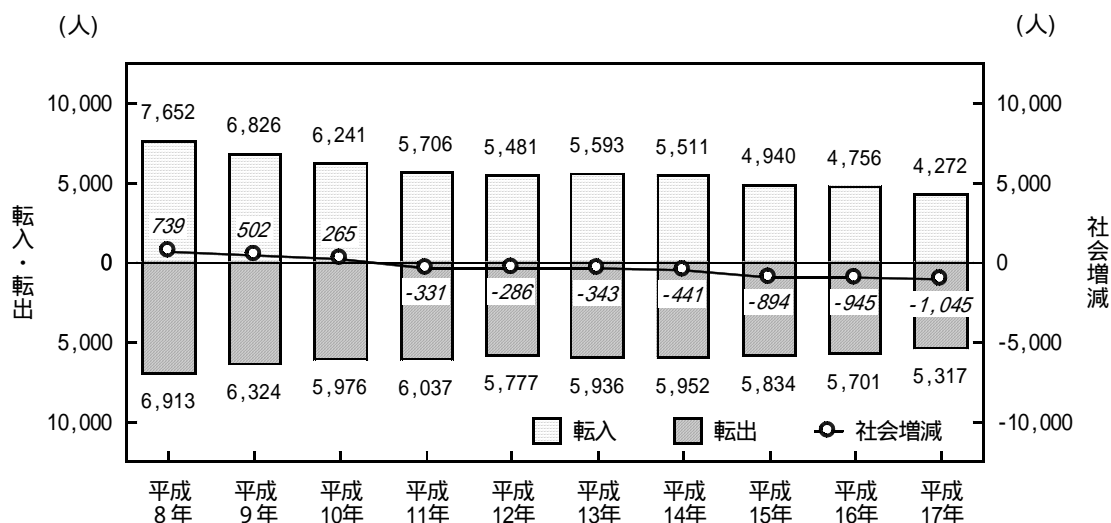
次に社会動態をみると、平成17(2005)年では転入4,272人、転出5,317人で、1,045人の社会減です。過去10年間の推移をみると、平成10(1998)年までは転入が転出を上回っていましたが、それ以降は転出が転入を上回っています。また、社会増減は平成12(2000)年を除いて減少傾向にあります。

図2.3 出生・死亡、自然増減の推移



資料：市民生活部市民窓口課

図2.4 転入・転出、社会増減の推移



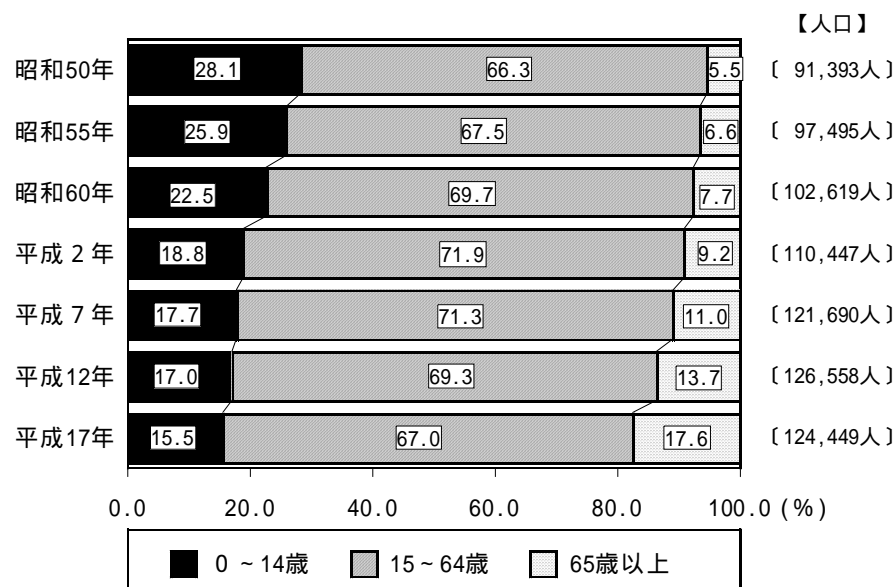
資料：市民生活部市民窓口課

(3) 年齢別割合の推移

平成17(2005)年の年齢3区分(0～14歳、15～64歳、65歳以上)別の割合は、0～14歳が15.5%、15～64歳が67.0%、65歳以上が17.6%です。

昭和50(1975)年以降の推移を5年間隔で見ると、0～14歳は昭和50(1975)年では28.1%と3割弱を占めていましたが、その後は一貫して低下しています。逆に、65歳以上は昭和50(1975)年では5.5%でしたが、その後は一貫して上昇しており、上述のとおり、平成17年には、65歳以上の人口が0～14歳の人口を上回っています。

図2.5 年齢別割合の推移 - 年齢3区分 -



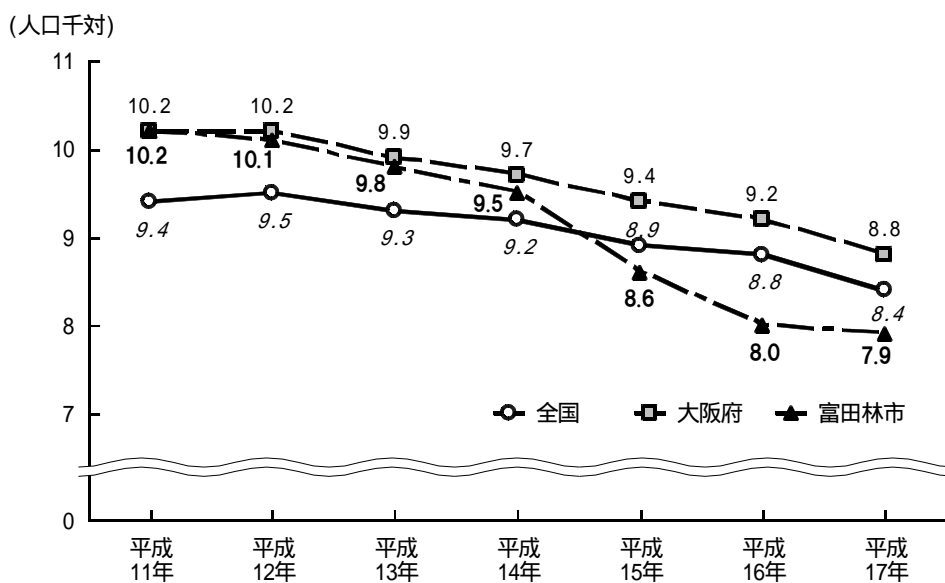
資料：総務省(庁)「国勢調査」

(4) 出生率^(注)の推移

平成17(2005)年の富田林市の出生率は7.9です。平成11(1999)年以降の推移をみると、平成14(2002)年までは緩やかな低下傾向を示していましたが、それ以降は急速に低下しています。

また、全国及び大阪府の出生率と比較すると、平成11(1999)年から平成14(2002)年までは、全国を上回り、大阪府とは同じか又はわずかながら下回っていましたが、それ以降は大阪府だけでなく全国も下回る水準で推移しています。

図2.6 出生率の推移 - 全国、大阪府、富田林市 -



資料：全国及び大阪府は厚生労働省「人口動態統計」、富田林市は大阪府健康福祉部健康福祉総務課

(注) 出生率

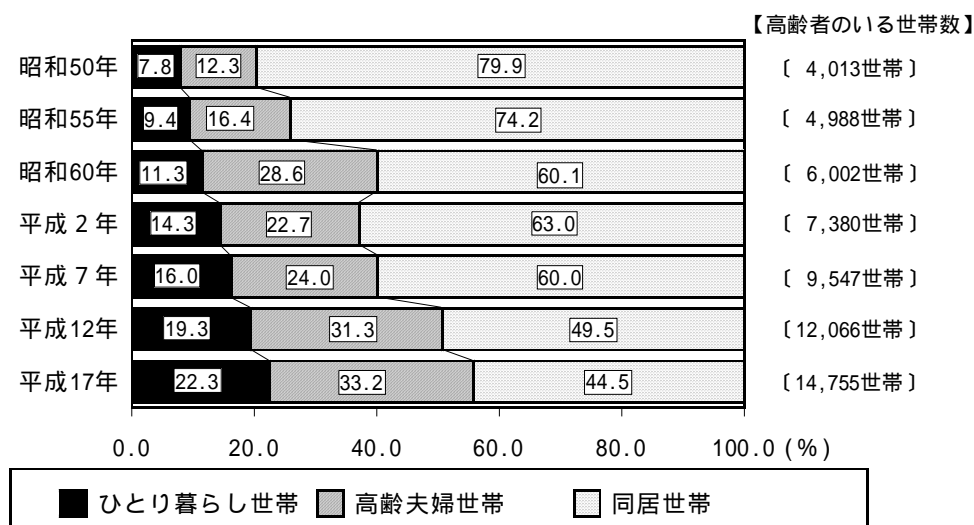
出生率とは、以下の公式のとおり、「年間出生数」を「10月1日の人口」で除して(割って)、1000を乗じた(掛けた)値。

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日の人口}} \times 1000$$

(5) 高齢者のいる世帯数の推移

平成12(2000)年の富田林市における高齢者のいる世帯は12,066世帯で、そのうち、ひとり暮らし世帯は19.3%と2割強を占め、高齢夫婦世帯は31.3%と3割強を占めます。昭和50(1975)年以降の推移をみると、高齢者のいる世帯は急増しています。また、ひとり暮らし世帯の割合は上昇し、高齢夫婦世帯の割合も昭和60(1980)年を除くと上昇しています。

図2.7 高齢者のいる世帯の推移

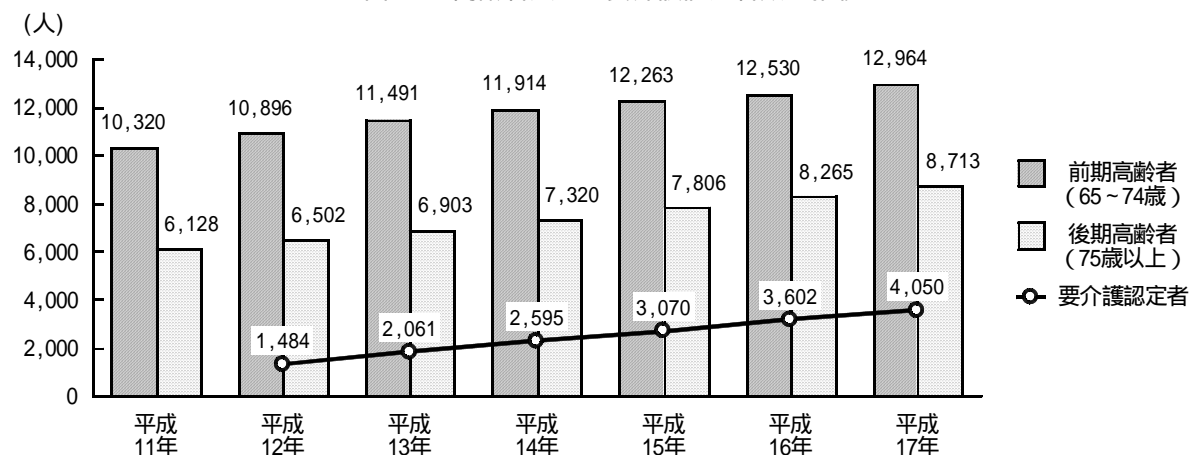


資料：総務省(庁)「国勢調査」

(6) 要介護認定者数の推移

平成17(2005)年度における富田林市の要介護認定者の数は4,050人で、前期・後期高齢者を合わせた高齢者の18.7%を占めます。介護保険制度の導入された平成12(2000)年度以降の推移をみると、平成12(2000)年は1,484人でしたが、それ以降は、平均すると毎年約500人ずつ増加しています。

図2.8 高齢者人口と要介護認定者数の推移



資料：保健福祉部高齢介護課

第2章 地域福祉の現状と課題

(7) 障害者手帳^(注)所持者数の推移

平成18(2006)年の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が4,386人、療育手帳が740人、精神障害者保健福祉手帳が479人です。ここ数年の推移をみると、いずれの手帳所持者数も増加傾向にあります。身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数は対前年数%程度の増加率であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は対前年12~28%程度の増加傾向を示しています。

表2.1 障害者手帳所持者数(各年度3月31日現在)の推移

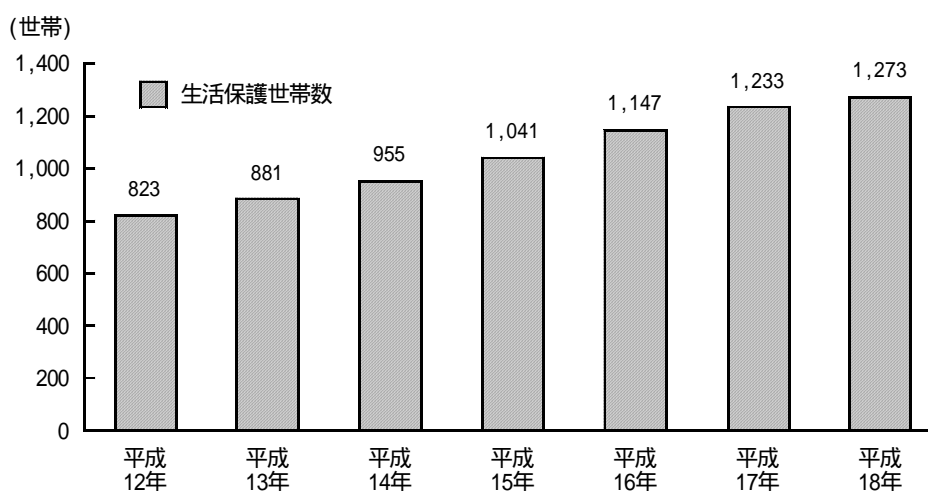
手帳の種類	年					
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
身体障害者手帳	3,624人	3,772人	3,933人	4,046人	4,201人	4,386人
療育手帳	597人	637人	651人	678人	700人	740人
精神障害者保健福祉手帳	196人	237人	304人	364人	427人	479人

資料：保健福祉部障害福祉課

(8) 生活保護世帯の推移

平成18(2006)年における富田林市の生活保護世帯は1,273世帯です。ここ数年の推移をみると、毎年、対前年に比べて3~10%程度、増加しています。

図2.9 生活保護世帯(各年4月1日現在)の推移



資料：保健福祉部社会援護課

(注) 障害者手帳

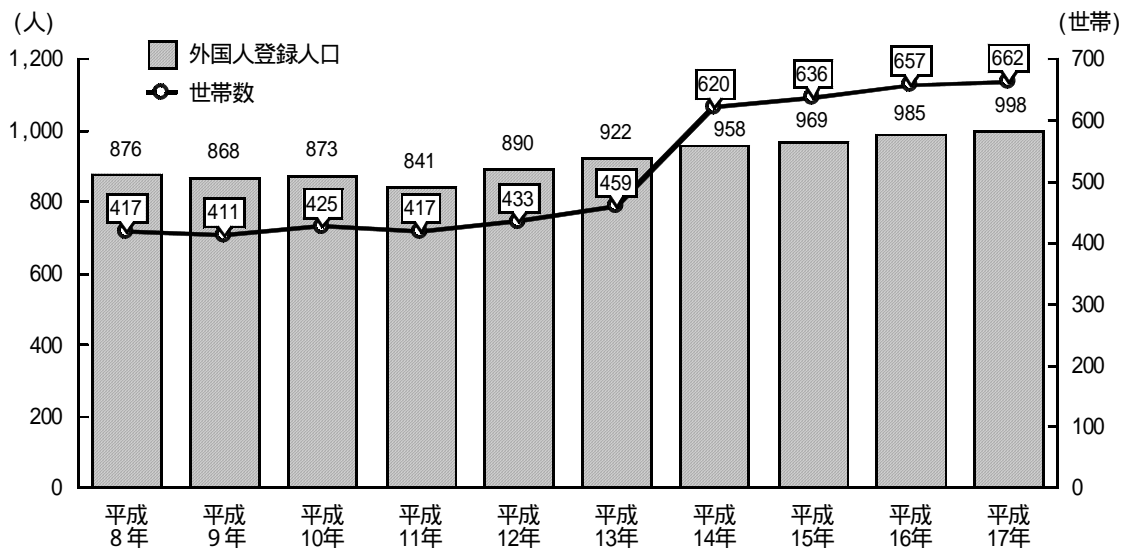
本計画では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの手帳を合わせて、障害者手帳と呼びことにします。

(9) 外国人登録人口・世帯の推移

平成17(2005)年の富田林市の外国人登録人口は998人(662世帯)です。最近10年の推移をみると、人口については、平成11(1999)年までは横這い又は減少傾向で、それ以降は緩やかな増加傾向を示しており、世帯数については、平成13(2001)年から平成14(2002)年にかけて急増し、それ以降は緩やかな増加傾向を示しています。

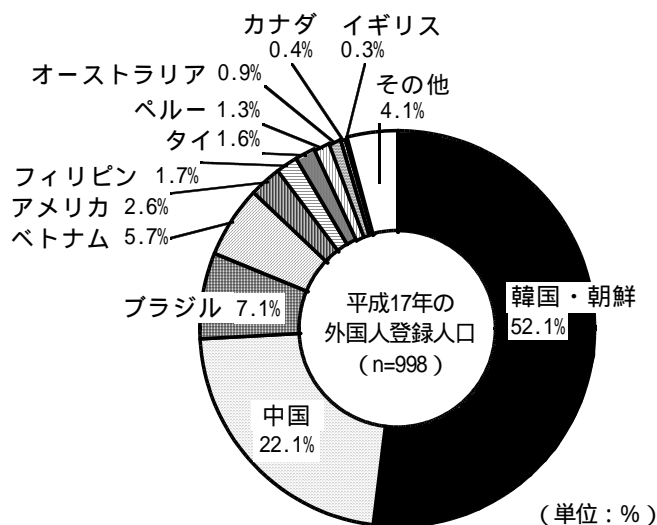
また、平成17(2005)年の外国人登録人口の国籍別割合をみると、韓国・朝鮮が52.1%と過半数を占め、以下、中国(22.1%)、ブラジル(7.1%)などの順であり、これら上位3つで81.3%と8割強を占めます。

図2.10 外国人登録人口及び世帯数(各年3月31日現在)の推移



資料：市民生活部市民窓口課

図2.11 外国人登録人口(平成17(2005)年3月31日現在)の国籍別割合



資料：市民生活部市民窓口課

2. 地域福祉活動団体等の状況

(1) 町会（自治会）

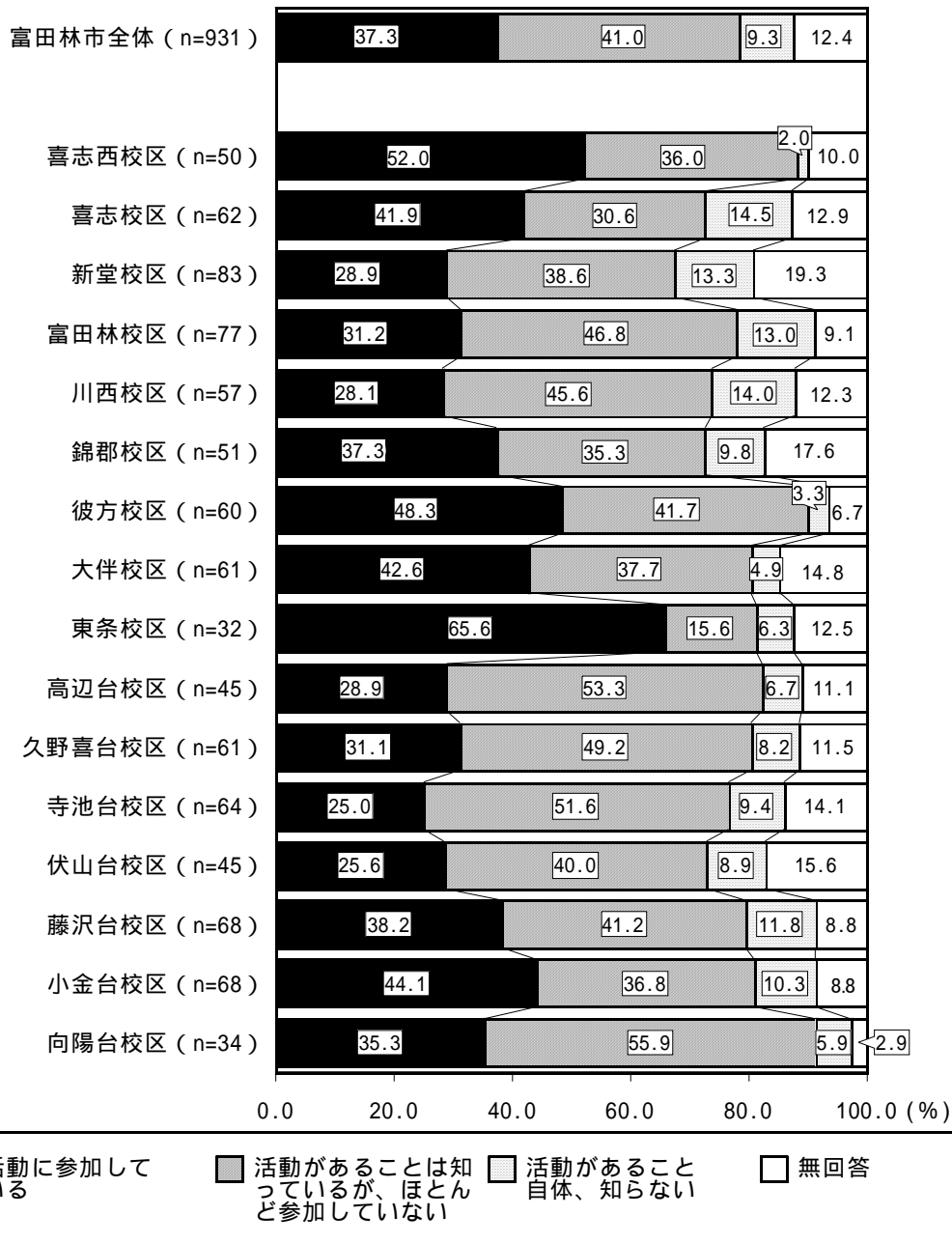
町会（自治会）は、さまざまな活動を通じて地域住民がお互いを理解し、明るく住みよいまちづくりを進めていくことを目的に、原則として、町又は丁目単位（住居表示実施区域）、字単位（住居表示未実施区域）で組織されています。

町会（自治会）では、地域集会所の設置・維持管理、各家庭への「広報とんだばやし」などの配布のほか、地域美化（ごみ置き場の設置・維持管理、地域清掃、排水路の清掃など）、交通安全（カーブミラーの設置要望など）、防犯（防犯灯の設置・維持管理、年末夜警など）、防災（自主防災組織の設置など）、自治振興などのさまざまな地域の課題に取り組んでいます。

市民意識調査結果をみると、町会（自治会）活動に「参加している」という人は富田林市全体では37.3%ですが、小学校区別にみると校区間でバラツキが見られ、最も多い東条校区では65.6%を占めるのに対し、寺池台校区（25.0%）、伏山台校区（25.6%）、川西校区（28.1%）、新堂校区・高辺台校区（どちらも28.9%）では2割台にとどまります。

今後は、富田林市の地域福祉を推進するため、各地域の校区・地区福祉委員会、民生委員・児童委員などが行う地域福祉活動に対する理解を深めるとともに、これらの地域福祉活動に対して、町会（自治会）の独自活動との調整を図りつつ、人・物・金・情報などの面から積極的に協力していくことが求められます。

図2.12 町会（自治会）活動への参加状況〔全体、小学校区別〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

第2章 地域福祉の現状と課題

(2) 富田林市社会福祉協議会

富田林市社会福祉協議会は、「社会福祉法」第109条に規定された「市町村社会福祉協議会」に位置づけられる民間団体（社会福祉法人）です。

「社会福祉法」では、市町村社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、その他、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うことによって、地域福祉の推進を図ることを目的とする、と定めています。

富田林市社会福祉協議会は、地域住民と一緒に富田林で安心して暮らしていくことができるよう、福祉の視点からのまちづくりを支援をすることを目的とした団体であり、市内の各福祉団体が組織構成会員として参画し、協議を経て、上記の目的達成のために下図のようなさまざまな事業を実施している団体です。

図2.13 富田林市社会福祉協議会の主な事業

地域福祉の推進に関すること	小地域ネットワーク活動 ^(注) (校区・地区福祉委員会活動支援) 相談事業「心配ごと相談」 地域福祉権利擁護事業「ほっと」 生活福祉資金の貸付 当事者団体・福祉団体への支援 イベント機器貸出し
ボランティア活動に関すること	ボランティアの募集、ボランティアの派遣・調整 ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付 ボランティアに関する調査
在宅福祉サービスに関すること	在宅給食サービス 車いす等の貸し出し 地域包括支援センター事業 外出支援事業(ガイドヘルパー事業・移送サービス事業) デイサービスセンター事業「かがりの郷」
その他	福祉基金、善意銀行 共同募金、歳末助け合い運動 社会福祉協議会員制度 富田林市立コミュニティセンター「かがりの郷」の管理運営 富田林市立総合福祉会館の管理運営 献血推進協議会

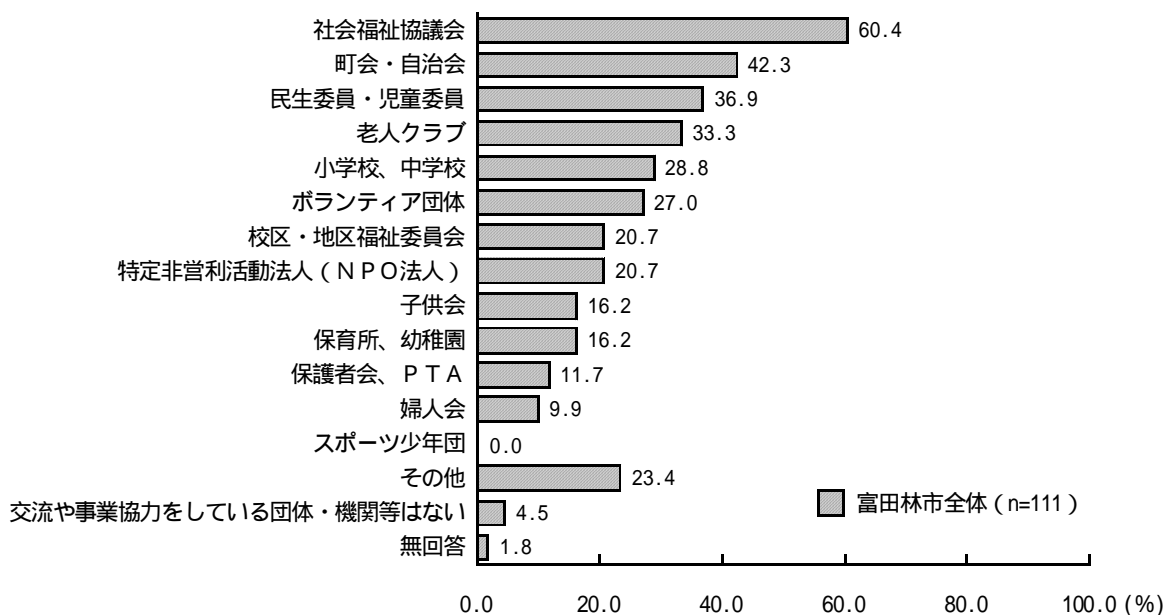
(注) 小地域ネットワーク活動

小地域ネットワーク活動とは、校区・地区福祉委員会を基盤とする小地域(概ね小学校区又は町会(自治会))を単位として、さまざまな福祉問題を抱え、援助が必要となっている高齢者や障害者など一人ひとりを対象に「助けあいの網の目(ネット)」を張る活動です。

関係団体アンケート調査結果をみると、市内の地域福祉活動団体の中で「社会福祉協議会と交流又は事業協力などをしている」という団体は60.4%を占めており、富田林市社会福祉協議会が富田林市の地域福祉を推進するうえで中核的な役割を担っていることがわかります。一方、市民意識調査結果から富田林市社会福祉協議会の認知状況をみると、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はほとんど知らない」という人が57.6%で最も多く、「名前も活動内容もだいたい知っている」という人は15.3%、「富田林市に社会福祉協議会があることも知らなかった」という人は20.8%です。

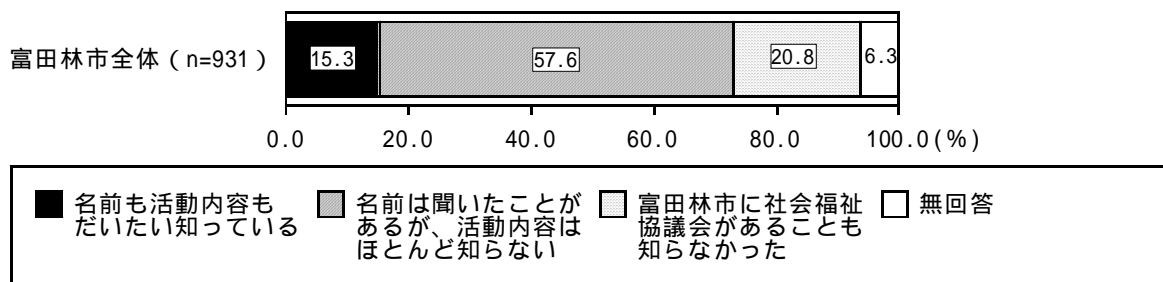
今後も、富田林市社会福祉協議会は、市全体の地域福祉活動の推進役として、市民の地域福祉活動への参加促進、校区・地区福祉委員会の活動への支援などを進めるとともに、より多くの地域住民にその活動内容について知ってもらうことが重要です。

図2.14 交流や事業協力などをしている団体や機関等



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する関係団体アンケート調査

図2.15 社会福祉協議会の認知状況



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

(3) 校区・地区福祉委員会

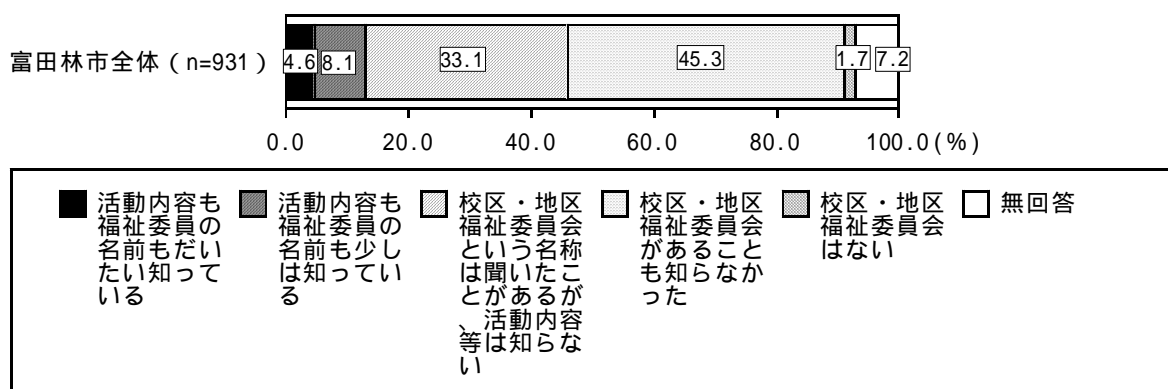
校区・地区福祉委員会は、原則として小学校区とし(校区の事情によって、より狭い地域を区域として設定している地域もあります。)それぞれの区域において、住みよい福祉のまちづくりを進めることを目的としています。それぞれの区域では、校区・地区福祉委員会を基盤に、地域住民が主体となって知恵と力を出し合い、そこに住むすべての地域住民が安心して暮らしやすいまちづくりを推進しています。

校区・地区福祉委員会では、いきいきサロン、子育てサロン、ふれあい交流、友愛訪問、啓発活動などのうち、それぞれの区域の実情に応じて特色ある活動を行っています。また、地域住民どうしの助けあいやつながりを深めていくための仕組みづくりとして、「地域福祉行動計画」の策定にも取り組んでいます。

市民意識調査結果をみると、自分が住んでいる地域の校区・地区福祉委員会について「校区・地区福祉委員会があることも知らなかった」という人が45.3%を占め、「活動内容も福祉委員の名前もだいたい知っている」という人(4.6%)と「活動内容も福祉委員の名前も少しは知っている」という人(8.1%)を合わせた「活動内容も福祉委員の名前も知っている」という人は12.7%と1割強にとどまります。

今後、校区・地区福祉委員会は、地域住民にとって最も身近な地域(=区域)の地域福祉を推進するため、調査、企画、調整、推進などの役割が大きくなると考えられます。そのため、富田林市社会福祉協議会との連携を強化するとともに、地域福祉行動計画の策定とその計画的な推進を図っていくことが重要です。また、各区域の町会(自治会)、老人クラブ、子供会などの組織に対して、校区・地区福祉委員会の活動についての理解を深めてもらい、必要に応じてこれらの組織と連携・協働して取り組んでいくことが重要です。さらに、地域住民に対しても、校区・地区福祉委員会の存在や活動を知ってもらい、理解してもらうための広報活動を強化するとともに、多様な地域住民に活動への参加・参画を求めていくことが重要です。

図2.16 校区・地区福祉委員会の認知状況



資料:「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

(4) 民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会（民児協）

民生委員・児童委員は、「民生委員法」に基づいて、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があり、「児童福祉法」に定める「児童委員」としてもふさわしい市民が、それぞれの地域から推薦され、厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者です。

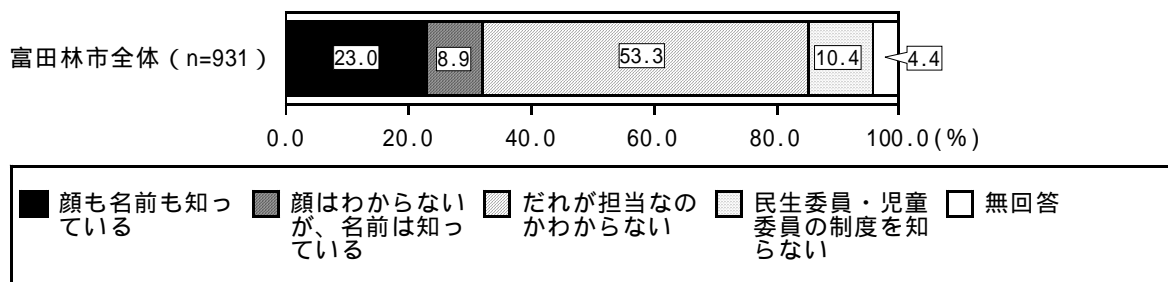
民生委員・児童委員は、「民生委員法」第1条に掲げられているとおり、常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。また、民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員の職務に関する連絡・調整、必要な資料・情報の収集、職務に必要な知識・技術に関する研修、行政への意見具申などを行っています。

富田林市民生委員児童委員協議会では、地域福祉部会活動として、高齢者や障害者など援助を要する地域住民に対して在宅援護を行い、要援護者台帳の整備・活用を図るとともに見守り活動を行うなど、地域の福祉活動に関する事業の計画・調整等の支援を行っています。また、校区・地区福祉委員会などと積極的に連携し、小地域ネットワーク活動を促進しています。

しかし、市民意識調査結果をみると、自分が住んでいる地域を担当している民生委員・児童委員について「だれが担当なのかわからない」という人が53.3%と過半数を占め、「顔も名前も知っている」という人（23.0%）と「顔はわからないが、名前は知っている」という人（8.9%）を合わせた「名前は知っている」という人は31.9%と3割強です。

今後、民生委員・児童委員には、公助による解決が困難な生活課題、潜在化する福祉ニーズなどの発見に努めるとともに、その支援に向けて、行政に対して提言し、関係機関などとの連携・協働を深めることで、富田林市の地域福祉をより一層推進していくことが求められます。そのためにも、多くの地域住民に、民生委員・児童委員の存在や活動内容などについて知ってもらい、理解してもらい、信頼を深めてもらえるよう、民生委員・児童委員一人ひとりの自覚と取り組みが重要です。

図2.17 民生委員・児童委員の認知状況



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

第2章 地域福祉の現状と課題

(5) コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) は、地域において支援を必要とする人に対する「見守り、発見、相談、サービスへのつなぎ」機能を強化し、地域福祉の計画的な推進を図るために配置されるソーシャルワーカーです。コミュニティソーシャルワーカー (CSW) は、地域福祉に関わるさまざまな専門機関や活動主体と連携・協働して、高齢者、障害者、ひとり親家庭など、支援を必要とするあらゆる人や家族への支援に取り組み、自立生活支援のための基盤づくりとして「いきいきネット (地域健康福祉セーフティネット)」の構築を図っています。

富田林市では、平成18(2006)年12月末現在、5中学校区に「いきいきネット相談支援センター」を整備し、各センターに1名のコミュニティソーシャルワーカーが活躍しており、今後は全中学校区に1名ずつ設置していく予定です。

地域住民が抱える生活課題の複雑化・潜在化などが進む中で、また、地域福祉の担い手が多様化 (多元化) する中で、対応が難しい生活課題などに対しては、地域福祉活動団体等が連携・協働してその解決に向けて取り組むことが重要です。そのため、今後コミュニティソーシャルワーカー (CSW) には、全市的に又は各地域で活動している地域福祉活動団体等の交流・連携を促進するための推進役 (キーパーソン) としての機能なども求められます。

表2.2 中学校区別「いきいきネット相談支援センター」の整備 (コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の設置) 状況
(平成18(2006)年12月末現在)

校区名	コミュニティソーシャルワーカーの設置状況
第一中学校区	設置済み
第二中学校区	設置済み
第三中学校区	未設置
金剛中学校区	設置済み
葛城中学校区	設置済み
喜志中学校区	設置済み
藤陽中学校区	未設置
明治池中学校区	未設置

(6) 福祉サービス提供機関

富田林市内にある主な福祉サービス提供機関を、次頁の表2.3のとおり、高齢者関係、障害者関係、児童関係に分けて整理しました。

高齢者関係では、介護保険事業者のほか、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、街かどデイハウス、シルバー人材センターなどがあります。また、地域に対する社会福祉法人の公益活動として、大阪府社会福祉協議会老人施設部会の社会貢献事業が4法人で取り組まれており、地域住民の総合生活相談や支援を行っています。

障害者関係では、「障害者自立支援法」に基づく新体系の福祉サービスを提供する事業者（地域生活支援事業も含めます。）のほか、障害者就業・生活支援センターなどがあります。また、富田林市内には、知的障害者の入所施設であり、自立をめざした生活支援施設でもある「大阪府立金剛コロニー」（以下「金剛コロニー」といいます。）があります。金剛コロニーではボランティアなどと交流を図りながら施設を運営しています。平成19(2007)年1月1日現在、800人の知的障害児・者が生活していますが、金剛コロニーを退所して、グループホームなど地域で生活している知的障害者もいます。また、金剛コロニーでは、平成13(2001)年に近鉄富田林駅前に地域生活総合支援センター「ゆう」を開設し、総合相談や具体的な支援、関係機関とのネットワークづくり、グループホーム入居者の生活・就労支援、居宅介護事業（ホームヘルプ、ガイドヘルプ）を行っています。

児童関係では、保育園、幼稚園、児童館、留守家庭児童会（学童クラブ）、ファミリー・サポート・センターのほか、大阪府の機関である子ども家庭センター（児童相談所）があります。

今後、福祉サービス提供機関には、行政とともに公助による支援を行う機関としての使命感や倫理観などが求められます。また、専門性に基づく福祉サービスの提供、専門性に基づく地域福祉活動へのさまざまな貢献なども求められます。

第2章 地域福祉の現状と課題

表2.3 主な福祉サービス提供機関の状況（平成18(2006)年12月末現在）

分野	事業又は施設の種類	事業所数又は施設数 ^(注)
高齢者関連	居宅介護支援事業者	35事業所
	訪問介護（ホームヘルプサービス）	37事業所
	訪問看護	4事業所
	通所介護（デイサービス）	20事業所
	通所リハビリテーション（デイケア）	2事業所
	短期入所生活介護	5事業所
	短期入所療養介護	2事業所
	福祉用具貸与	7事業所
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	8事業所
	介護老人福祉施設	4事業所
	介護老人保健施設	2事業所
	地域包括支援センター	3か所
	在宅介護支援センター	7か所
	訪問看護ステーション	3か所
	街かどデイハウス	6か所
シルバー人材センター	1か所	
障害者関連	居宅介護（ホームヘルプ）	14事業所
	重度訪問介護	14事業所
	行動援護	1事業所
	短期入所（ショートステイ）	6事業所
	生活介護	2事業所
	共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）	6事業所（23か所）
	就労継続支援（A型・B型）	1事業所
	移動支援	11事業所
	南河内南障害者就業・生活支援センター	1か所
児童関連	保育園	15園（公立7園、私立8園）
	幼稚園	19園（公立13園、私立6園）
	児童館	1館
	留守家庭児童会（学童クラブ）	16クラブ
	ファミリー・サポート・センター	1か所
	子ども家庭センター（児童相談所）	1か所

（注）事業所数又は施設数：富田林市内にある事業所又は施設の数

(7) ボランティア、NPO^(注) など

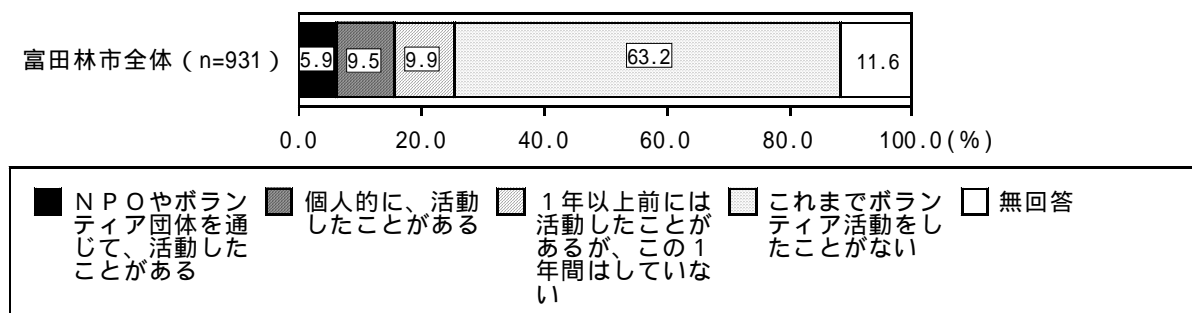
富田林市では、既に述べたとおり、富田林市社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティアの募集及び派遣・調整、ボランティアの育成、ボランティアグループの登録、ボランティアグループへの支援、ボランティア保険の受付、ボランティアに関する調査などの活動を行っています。また、富田林市が設置した富田林市市民公益活動支援センターにおいても、市民公益活動に関する情報提供、相談（NPO法人設立相談、ボランティア相談など）への対応、市民公益活動やボランティア活動に対する支援（事務機器等の利用など）、市民公益活動団体やボランティア団体との交流支援などの活動を行っています。

平成18年4月現在、ボランティアセンターに登録しているボランティアグループは17グループあり、また、富田林市市民公益活動支援センターに登録している団体は、平成18年6月現在で38団体（うち、1団体は社協登録グループと重複）あります。

市民意識調査結果をみると、直近1年間に「ボランティア活動をしたことがある」という人は、「NPOやボランティア団体を通じて、活動したことがある」という人（5.9%）と「個人的に活動したことがある」という人（9.5%）を合わせて15.4%です。また、これに「1年以上前には活動したことがあるが、この1年間はしていない」という人（9.9%）を合わせた「これまでにボランティア活動をしたことがある」という人は25.3%と約4分の1を占めます。

今後、富田林市の地域福祉を推進していくためには、その担い手として、個人ボランティア、ボランティアグループ、NPO法人などが主体的に活動を展開していくことが重要です。そのため、地域福祉活動の担い手を支援するボランティアセンターや富田林市市民公益活動支援センターは、それぞれの機能強化に努めるとともに、お互いに連携を図ることも重要です。

図2.18 直近1年間ににおけるボランティア活動の実施状況



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

(注) NPO

NPOとは、Non Profit Organizationの略で、民間非営利組織と訳されています。組織面で言えば、最広義には、共益的な性格を持っている労働組合、生活協同組合、同窓会等から、最狭義には、「特定非営利活動促進法」による認証法人まで、さまざまな組織が存在しています。本計画では、町会（自治会）、公益法人などを除いた、特定非営利活動法人やボランティア団体などをNPO（狭義のNPO）としました。

第2章 地域福祉の現状と課題

表2.4 富田林市社会福祉協議会登録ボランティアグループ（平成18(2006)年4月現在）

グループ名	活動内容と活動日
金剛コロニーグループ（知的障害者施設）	定例活動：〔手芸〕毎月第4木曜日（午前10時～午後2時、福祉会館） 毎月第2木曜日（午後1時～3時、東公民館） 〔おやつ〕毎月第3土曜日（午後1時～3時、金剛コロニー） コロニーまつりや運動会等に模擬店参加、編物・手芸指導、買物付添い
金剛グループ「富美ヶ丘荘」（特別養護老人ホーム）	定例活動：毎週水・金曜日（午前10時～午後3時） 居室訪問、散歩の付き添い、食事介助、話し相手、高齢者と一緒におむつたたみ等
富田林点訳サークル	定例活動：毎週月曜日（午前10時～午後4時） 毎月24日～月末（午前9時30分～午後4時30分） 市広報・議会だより・福祉広報等の点訳 視覚障害者からの希望図書の点訳 依頼があれば、小・中学校への点字講習
富田林市朗読ボランティアグループ「くさぶえ」	定例活動：毎月第1・3・4水曜日、第2・4木曜日・土曜日 定例会：毎月第3水曜日（午前10時～正午） 録音テープ作成（図書全般、公報、新聞など） 対面朗読、視覚障害者との交流会など
雑巾縫いグループ「わかたけ」	定例活動：毎月第1・3水曜日（午後1時～3時） 但し、8月と12月は休み 雑巾・手作り小物品等を作製し、学校・施設と交流。ピーズマット等介護用品の作製
視覚障害者ガイドヘルパー「あゆみ会」	定例会議：毎月第3木曜日（午前10時～正午） 随時活動：視覚障害者の歩行援助
日舞グループ	定例活動：毎月第1・3火曜日（午後1時～3時） 老人ホーム訪問、高齢者施設利用者と日舞を通じて交流 その他、依頼があれば随時
在宅グループ「にんじん」	随時活動：在宅で寝たきり・痴呆性高齢者又は障害者（児）を抱えている方の支援 ミニ・デイサービス「しあわせの日」事業の活動 毎月木曜日1回
給食グループ	定例活動：月曜・火曜・水曜・木曜・金曜（午前10時15分～正午） キーステーションへの給食の配食（対象者宅へも有り） 定例活動：月曜・水曜・金曜（午前10時30分～正午） 対象者宅への給食の配食
自助具製作グループ	随時活動：個人の障害に応じて、生活用具を改良・作製
りすの会（認知症高齢者介助）	随時活動：在宅の認知症高齢者や家族の援助（話し相手、散歩、留守番） 定例活動：毎週土曜日（午後1時～4時） 特別養護老人ホームにて活動
とんだばやしおもちゃ病院	定例活動：毎月第1日曜日（午前9時30分～）、毎月第3日曜日（金剛公民館） 壊れたおもちゃの修理・補修
南河内精神保健福祉Vグループ「すばる」	定例会議：毎月第1月曜日（午後1時30分～4時） 定例活動：ときわぎスポーツ行事 毎週水曜日（午後1時～3時） 保健所グループワーク 毎週木曜日（午前10時～正午） 随時活動：南河内地域の作業所・病院にて交流、障害への理解について啓発
地域応援団	定例会議：毎月第2火曜日（午前9時30分～正午） 随時活動：様々な依頼に対し、相談に応じ活動している。
要約筆記サークル「はなみずき」	随時活動：要約筆記者養成講座への協力。高齢者施設でのノートテイク活動
喫茶ボランティアグループ「なごみ」	定例活動：福祉会館喫茶コーナーの運営、しあわせの日調理補助
拡大写本ボランティアグループ「ゆめの会」	定例活動：弱視者のための拡大写本作成

資料：富田林市社会福祉協議会ホームページの内容をもとに作成

第2章 地域福祉の現状と課題

図2.5 富田林市市民公益活動支援センター登録団体（平成18(2006)年6月現在）

グループ名	活動の種類 ^(注)	主な活動内容
NPO法人ふらっとスペース金剛		富田林市つどい広場事業「ほっとひろば」、派遣託児とふらっとでの預かり保育子どもわくわく体験隊、ふらっと文庫、講師派遣・講座企画など。
NPO法人高齢者大学シニア富田林くすのき塾		各種講座（34講座）、男女共同参画事業、各種イベント。
ブカブカバンド		音楽療法を兼ねた音楽レクレーションをハーモニカの演奏を通じて提供する。スタートは「にんじん」のデイサービスでの演奏（歌などの伴奏）、老人施設や障害者施設、幼稚園などの依頼があれば出前出演する。最近では、福祉委員会のサロンでの演奏も増えた。（必要に応じて移動時などの介助もできる）
在宅ボランティアグループ「にんじん」		在宅高齢者や障害者を対象にしたデイサービス企画、運営/月1回。社協の要請により援助を必要とする個人宅訪問（介助、家事、話し相手、買い物など）、老人施設や障害者施設などの行事等の際の手伝いなど。
結空間		不登校、ひきこもりの人の居場所作り。IE（認知能力強化プログラム）の実施。相談事業、イベント開催、他。
富田林民話研究クラブ		富田林の民話の発掘と伝承に取り組む。
寺池台地区連合		寺池小学校・多目的教室の完成、平成18年4月1日より利用可能。寺池台地区連合の内、それぞれ寺池小学校の利用団体として、登録を進めている。全グループが登録完了まで団体として、存続を続ける。
暖かなまちづくりの会		暖かいまちづくりを進め、地球社会に対する市民の参加意識と行政との協働によるまちづくり、市民が主役として活動する場と情報の提供。会報誌「うねり」（平成16年12月創刊～平成18年2月まで、12号発行）、寺池台1・3・5、伏山、金剛伏山台、須賀、久野喜台、市役所。
NPO法人南大阪グリーンフォーラム		京都議定書が地球温暖化のために上げた数値目標の達成を目指す。次のような3つの柱を中心に活動を進める（機関紙発行）。1.民生部間：買い物袋持参運動、環境家計簿の普及、アイドリングストップ等 2.自然エネルギーの研究とその普及活動 3.大阪エコアクションの普及活動、企業・市民対象
NPO法人NPOかななびの丘		「障害者自立支援法」施行に伴い、特に地域で生活する（グループホーム/ケアホーム）利用者の人権を擁護し、安全で健康な生活がおくれるよう地域の人々と交流できる環境づくりに努力する。
なんぼの会		富田林市内及び近隣地区の難病患者の会である「花水木の会」への交流支援活動。一般市民への啓発活動と会員の研修活動を通じて、難病に対する理解と支援体制の充実に努める。
NPO法人ルミエ		1.小学校区毎に「子ども健全育成」に関わるミニ集会や講演会を開催する。2.青少年の非行防止に関する標語看板の作成掲示を行う。3.毎年7月「法務省主唱の社会を明るくする運動」キャンペーンに協力活動を行う。4.形式にこだわらず「社会教育の推進」に関わる活動を図る。
富田林ローターアクトクラブ		国際的な奉仕団体であるローターリークラブが提唱し、設立した18～30歳までの青年男女の団体。“奉仕を通じての親睦”をモットーに地域での奉仕活動（石川清掃、施設訪問等）から途上国へのポリオワクチン提供活動への協力などをとする。また海外（台湾）のローターアクトクラブとの友好にも努めている。
富田林の自然を守る会		「身近な自然に親しみ、自然を愛する心を養う」「富田林の自然を守り、住みよい町づくりを進める」ことを目的に、自然観察や調査活動、里山保全活動などを行っている。

（続く）

第2章 地域福祉の現状と課題

グループ名	活動の種類 ^(注)	主な活動内容
NPO法人サンキューネット		総合相談、他、制度外 ホームヘルプ、デイサービス。介護保険制度及び介護予防（デイサービス、ホームヘルプサービス）ケアプラン。障害者自立支援（ホームヘルプサービス、ガイドヘルプサービス）。高齢者福祉（街かどデイハウス・軽度生活支援、高齢者とじこもり見守り訪問）。ホームヘルパー養成研修、介護教室、介護予防ボランティア講座。
大阪友の会（川西・富田林最寄）		社会や家庭に於ける封建的、個人主義的の気風を清算し、愛・自由・協力による新社会の建設に努力する。子供の教育、家計簿記帳による健全な家庭の充実、環境を守る生活。
東条校区 民生児童委員協議会		市民生児童委員活動（東条校区）
ガーデンシティコープ金剛東すみれ会		花のまちづくりボランティア活動。市の遊歩道を市より許可をとり花いっぱい散歩道にしている。
ナルク富田林(露子の会)		1. アドブロード作戦～高辺台小学校周辺の通学路を教師、児童と協働で掃除しながら、子供の安全見守りを行っている。2. 総合学習への指導者派遣～久野喜台小、伏山台小、高辺台小へ総合学習の教師を派遣し、百人一首、カルタ、お絵描き、指導などを行っている。
石川こども自然隊		毎月第3日曜日に石川自然ゾーンで子どもたちと共に自然の中で遊び、学習し、自然の大切さを伝えている。
富田林勤労者山岳会「獄」の会		「安く、楽しく、安全に」を合言葉に誰でも、いつでも山登りやハイキングできることを目的に活動している。日帰りハイキングからヒマラヤトレッキングまで、他に、クリーンハイキング、障害者と共に登る取り組み、登山教室、富田林の自然を守る市民活動協議会への参加など。
ZOO（発達障害を考える会）		自閉症をはじめとする発達障害児・者の親の会。発達障害の理解と支援の勉強会や、親どうしの悩みなどを話し合う座談会など。
障害者の解放をめざす家“目座視”		清掃用具ふくぞーくんの小分け作業、並びに販売。アルミ缶等の廃品回収、内職。毎月28日滝谷不動尊の出店。
NPO法人きんきうえぶ		年齢、性別、障害、文化などの違いに関わり無く、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、社会、経済文化その他あらゆる分野の活動にいきいきと参加できる地域社会（ユニバーサル）を実現するために、世界中の人々がお互いに思いやりをもって、豊かな環境の中で、支え合い、助け合う環境創りを促進することにより、地域のみんなで支え合い、すべての人が個人の尊厳を保持され、その人らしい心豊かな人生を送る事ができるまちづくりの形成に寄与することを目的とし活動している。
NPO法人ネットワークすこやか		市・府の委託事業として「まちかどデイハウス」事業を展開している。今後CSW事業を展開する予定。
地域の国際交流を進める南河内の会		地域に住む外国人の、人権尊重多文化共生のまちづくりのため、文化のまちづくり、交流の場づくり、学習会、ニューレターの発行を行っている。
NPO法人夢の会		鯉のぼりあげの開催、イベントの開催、河川などの美化、リサイクル活動。
富田林ロータリークラブ		社会のための奉仕活動、職業を維持向上する上でのその大切さ、モラル等を研究することへの奉仕活動、国際貢献への奉仕活動を、会員間の相互の信頼と友情によってもたらすべく様々な活動している。
NPO法人ZOOとぴあ		発達障害児・者の居場所づくり、実際の場所、空間、制度に挑戦します。講演会、相談会、余暇活動、啓発事業。

(続く)

第2章 地域福祉の現状と課題

グループ名	活動の種類 ^(注)	主な活動内容
市民発富田林だよりを創る会		市民自身が、思いや活動を伝えるための3つの媒体(1.情報紙(全戸配布)、2.ホームページ、3.FM放送、モバイル)を持つ
まちと未来を見つめるわっちの会		地域通貨「わっち」の発行・流通。人と自然に優しい地域循環型のまちづくり。
アリスクラブ		パソコンを一緒に楽しく学ぶ女性中心のネット。入会金や月会費は無し。コミュニケーションを大切に、新しい知識の吸収の場であると共に、知識の共有の場としてアリスクラブはある。
石上露子語る集い		本会は、郷土出身である明星派の歌人・石上露子の人と文学を調査研究するとともに、あらゆる活動を通じてこれを顕彰する。短期計画としては、篤志の募金による歌碑の建立及び上文学賞(仮称)の制定を掲げる。
錦織地区及び駅周辺まちづくり協議会		レンタルサイクル事業、グリーンマップ「南河内りんりんエコマップ」作成事業、地域通貨の流通
富田林ライオンズクラブ		社会奉仕活動全般 国際支援、青少年健全育成事業、市民サービス、環境保全事業等
NPO法人とんだばやし国際交流協会		1.国際理解・多文化理解のための講座・研修事業。2.地域に住む外国人の相談・支援事業。3.通訳・翻訳サポート事業。4.国際交流に関する情報誌の発行。5.国際交流団体との交流事業。6.国際交流に関する調査・研究と情報・資料の収集及び提供。7.民間団体の国際交流活動に対する支援。8.その他、この法人の目的を達成するために必要な事業。
NPO法人シェイクハンズ		スポーツイベント、お祭り、カラオケ大会等イベントの開催。音楽、ダンス教室の運営。ハイキング、旅行等の企画。青少年に対するカウンセリングサービス。
オカリナクラブ「ソニャーレ」		オカリナを学びながら、地域住民と交流を行なう。

(注) 活動の種類：下図のとおり

保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 まちづくりの推進を図る活動 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 環境の保全を図る活動 災害救援活動 地域安全活動 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 国際協力の活動 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	子どもの健全育成を図る活動 情報化社会の発展を図る活動 科学技術の振興を図る活動 経済活動の活性化を図る活動 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 消費者の保護を図る活動 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 その他
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

資料：富田林市ホームページの内容をもとに作成

3. 富田林市における地域福祉の課題

富田林市の地域福祉の現状を踏まえ、今後、富田林市において地域福祉を推進するにあたって、解決すべき課題を以下のとおり4項目に整理します。

課題1 すべての市民の人権の実現をめざしたまちづくり

すべての市民が、障害の有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いにかかわらず、人間としての尊厳を持ち、地域社会の一員として、また、地域福祉の主人公として地域福祉活動に積極的に参加し、協働・連携していくことで、自らの意志や思いがまちづくりに反映されていると感じられるまち（人権が実現されたまち）をめざすことが大切です。

課題2 安全・安心を実感しながら自立生活を営むことができる地域社会づくり

富田林市において地域福祉を推進するにあたっては、市民一人ひとりが自分らしく充実した健康生活を実現し、自らの意志に基づいて、就労をはじめとするさまざまな活動に参加できる地域社会をつくるのが大切です。また、そのためには、社会参加などにおいて支障となるさまざまなバリアの軽減・解消（バリアフリー化）を図るとともに、市民の生命や財産などを脅かす災害、犯罪、交通事故などに対しては地域住民が相互に協力して取り組むことにより、だれもが安全・安心を実感できる暮らしやすい地域社会をつくるのが大切です。

課題3 住民主体の地域福祉活動を持続的に発展させる仕組みづくり

地域福祉では、地域住民自らが地域社会に目を向け、地域住民どうしのつながりを深め、地域住民が抱える生活課題を共有し、おたがい様とおかげ様の気持ちをもって地域福祉活動に主体的に参加していくのが大切です。また、地域福祉を将来にわたって着実に進めていくためには、地域住民への意識啓発や福祉教育などのほか、地域福祉の担い手づくり、活動等に参加するきっかけづくりや参加しやすい仕組みづくりなどを進めるとともに、地域福祉活動団体等への支援を充実するなど、住民主体の地域福祉活動を持続的に発展させていく仕組みづくりが大切です。

課題4 生活課題や福祉ニーズの把握からその解決に至るまでの支援体制づくり

地域住民や地域福祉活動団体等は、地域住民が抱えるさまざまな生活課題や福祉ニーズを的確に把握するとともに、その解決に向けて、自助努力を含めた互助・共助・公助による支援に確実につなげていくことが求められます。そのため、福祉サービスに関する情報の提供や相談機能の充実を図り、地域福祉活動団体等の交流・連携やネットワークづくりを進めるとともに、福祉サービスにおける利用者と提供機関の対等性を確保し、安心して利用できるようにすることが大切です。

第3章

計画の基本的な考え方

1. まちづくりの理念と将来像

第4次富田林市総合計画では、まちづくりにおける基本的な理念として、以下の5つを掲げています。

- 理念1 みんなでつくろう、育もう、魅力あるまち 富田林
- 理念2 暮らしやすさを実感
- 理念3 互いに連携し支えあう地域
- 理念4 身近な資源への愛着と活用
- 理念5 全地球的な視点と積極的な行動

また、第4次富田林市総合計画では、このようなまちづくりの理念に基づき、富田林の将来像（平成28(2016)年ごろの市の姿）を以下のように設定しています。

＜富田林市の将来像＞

南河内の中心として独自のまちづくりを進めてきた歴史・伝統を受け継ぎ、金剛・葛城山系に連なるみどり豊富な景観と、清き石川に育まれた心豊かな人々が、互いに支えあいながら、いきいきと健やかに暮らし続けるまち・富田林

2. 計画の基本理念

本計画では、第4次富田林市総合計画が設定する市の将来像の実現に向けて、以下のとおり、基本理念（本計画が目指すまちの姿）を設定しました。

＜本計画の基本理念＞

だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち・富田林
— 支えあう市民一人ひとりが主役のまちづくり —

地域社会の中には、さまざまな生活課題を抱え、困難な状況に直面している人々がいます。地域住民は、そうした人々の存在をしっかりと認識し、同じ地域社会の構成員として“おたがい様”（課題の共有化）と“おかげ様”（感謝の気持ち）のもと、支えあっていくことが大切です。

本計画では、すべての市民が、障害の有無、性別、国籍、文化、出生、年齢などの違いを超えて、このような支えあいによって安心して暮らせるとともに、まちづくりの主役として積極的に参加、協働、連携していくことができる、言い換えれば、市民一人ひとりが自己実現を果たしていくことができるまちづくりを目指します。

3. 計画の基本視点

本計画では、基本理念を具現化するための施策・事業（「第4章 施策の展開」を参照）において共有すべき考え方を「計画の基本視点」として、以下のとおり掲げました。

視点1：地域を愛し、人間を愛し、自分を大切にできる地域住民による福祉文化の創造

市民一人ひとりが、住んでいる地域に関心を持ち、地域住民の抱えている生活課題を共有し、その解決に向けて主体的に取り組んでいくことにより、“まちが好き、ひとが好き、そして自分も大切にできる”という心は育まれていくと考えます。

また、こうした考え方（価値観）をすべての市民が共有し、その共有価値を具体的な仕組みや取り組みの中に生かしていくことで、福祉文化を創造していきます。

視点2：すべての市民の人権を尊重し、差別と排除のない地域社会づくり

地域社会で暮らしている人はだれでも地域社会を構成する一員として平等であり、お互いの人権を尊重しあい、その実現に向けて取り組まなければなりません。このことは、地域福祉を推進していく上で最も大切にしなければならないことの1つです。

本計画では、ソーシャル・インクルージョン^(注)の考え方に基づき、それを実践していくことにより、差別と排除のない地域社会づくりを進めていきます。

視点3：男女共同参画による地域福祉の推進

富田林市では、富田林市男女共同参画計画に基づき、男女が互いに協力し、また、社会の支援のもとで、暮らしのさまざまな場面において対等に参画し、能力を発揮する機会が確保された社会（男女共同参画社会）の実現に向けて取り組んでいます。

地域福祉においても、男女平等意識の啓発を図っていきます。また、ボランティアやNPOなどの活性化を図り、地域社会への男女の積極的な参画を促進するとともに、男女が社会のパートナーとして方針の立案から決定、実施にいたるまで参画することができる機会の確保にも取り組みます。

(注) ソーシャル・インクルージョン

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会（厚生省社会・援護局）報告書（平成12年12月8日）で用いられた言葉。「イギリスやフランスなどのヨーロッパ諸国で近年の社会福祉の再編に当たって、その基調とされている概念。貧困者や失業者、ホームレス等を社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参入することを目標としており、その実現に向けて公的扶助や職業訓練、就労機会の提供等が総合的に実施されている。」（同報告書より）

視点4：多様な主体の自主性を生かした協働による自立支援のネットワークの構築

地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化していく中、こうした生活課題に対応していくためには、公助だけでなく、自助努力を含め互助や共助が不可欠です。

富田林市では、行政や社会福祉協議会をはじめ、町会（自治会）、校区・地区福祉委員会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、当事者グループなど多様な主体が地域福祉活動を展開しています。今後は、新しい主体の参加を積極的に支援していくとともに、多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、各主体の自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて、多様な主体が協働・連携して課題に対応することができるよう、ネットワークづくりを進めます。

また、現在、富田林市が各中学校区に配置を進めているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、以上のようなネットワークづくりを推進し、地域住民の自立生活の支援に取り組みます。

視点5：市全体での取り組みと各地域の実情に応じた取り組みの展開

本計画は、全市的な視点から、富田林市において地域福祉を推進するための考え方や具体的な施策・事業をとりまとめたものですが、実際に地域福祉を推進する「地域の範囲」としては、先に述べたとおり、校区・地区福祉委員会の区域（原則として、小学校区）を基本に考えています。

富田林市内の各地域（例えば、各小学校区）は、それぞれに異なる地域特性を有しているため、各地域において地域福祉に関する仕組みや取り組みを検討し、それを実践するにあたっては、校区・地区福祉委員会の策定した地域福祉行動計画（富田林市社会福祉協議会の策定した富田林市地域福祉活動計画Vol.1を参照）などを参考にしながら、それぞれの地域特性や地域実情に応じたものにしていく必要があります。

4. 地域福祉活動に関わる各主体の役割

本計画では、富田林市における地域福祉の推進に関わる各主体ごとに、それぞれに求められている（又は、期待されている）役割を以下のとおり整理しました。

■市（行政）の役割

富田林市では、組織横断的な体制のもと、本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、公助の中心的な機関としての役割を果たしていきます。また、必要に応じて、生活課題の解決に向けた地域社会の取り組みに参加し、地域社会と行政の協働による地域福祉の推進にも取り組みます。さらに、計画の評価、見直しなどに際しては、積極的に市民参加を進めます。

■富田林市社会福祉協議会の役割

富田林市社会福祉協議会には、住民の地域福祉活動への参加を促進し、校区・地区福祉委員会活動などを通じて各地域の地域福祉を計画的に推進・評価するなど、市全体の地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。また、富田林市社会福祉協議会には、後述する福祉サービス提供機関としての役割も求められています。

■校区・地区福祉委員会の役割

校区・地区福祉委員会には、市民にとって身近な地域における地域福祉活動の推進役としての役割が求められています。また、市全体の地域福祉活動の推進役である富田林市社会福祉協議会の支援のもと、「地域福祉行動計画」を策定・改定し、その推進を図るため、他の地域福祉活動団体等と連携していくことが求められています。

■民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係を背景に、住民にとって身近な相談機関として、生活課題や福祉ニーズの発見、福祉サービス提供機関などへの“つなぎ”などの役割が求められています。また、守秘義務を遵守しつつ、多様な主体による協働・連携の取り組み（ネットワーク）に積極的に協力していくことが求められています。

■コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割

富田林市の事業として中学校区に1名の配置を進めているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）には、地域福祉に関わるさまざまな主体と連携し、支援を必要とするあらゆる人の地域生活支援に取り組むとともに、「いきいきネット（地域健康福祉セーフティネット）」の構築を進め、地域福祉の計画的な推進を図っていく役割が求められています。

■福祉サービス提供機関の役割

福祉サービス提供機関には、福祉サービスの専門機関としてスタッフの専門性の向上やサービスの向上に努めるとともに、利用者が利用しやすい環境づくりに取り組むことが期待されています。また、多様な主体による協働・連携の取り組み（ネットワーク）において、各機関の専門性に見合った役割を担うとともに、地域福祉活動に参加していくことが求められています。

■その他の地域福祉活動団体等の役割

町会（自治会）、子ども会、老人クラブをはじめとする地域の各種団体、ボランティアやNPOなどには、それぞれ固有の活動をより一層発展させるとともに、他の主体と日常的な交流を深め、地域住民が抱えている生活課題を共有しつつ、必要に応じて、多様な主体による協働・連携の取り組み（ネットワーク）に参加していくことが求められています。

■地域住民の役割

地域福祉の主人公は地域住民です。地域住民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、地域福祉の担い手であるという認識を持ち、地域社会を構成する一員として積極的に地域活動に参加し、ふれあい・支えあいに関わっていくことが期待されています。

5. 計画の基本目標

本計画では、第2節で述べた基本理念を具現化するための施策・事業の柱を「計画の基本目標」として、以下のとおり設定しました。

基本目標A ふれあい・支えあいのコミュニティづくり

地域のつながりや地域福祉は、豊かな人権感覚、“おたがい様”と“おかげ様”の意識などを備えた地域住民が、お互いにふれあい・交流するところから始まります。そのため、人権教育、福祉教育などを充実し、支えあいの心を育んでいくとともに、住民交流の場や機会を確保するなど、ふれあいの場づくりを進め、ふれあい・支えあいのコミュニティづくりに取り組んでいきます。

また、生活課題に対する自助・互助・共助・公助による支援が円滑に機能するようにするため、多様な主体が地域福祉活動に参加することを促進し、地域福祉活動団体等に対する支援を強化するなど、支えあいの担い手づくりを進めていきます。

基本目標B 地域住民による安全・安心のまちづくり

地域社会で暮らす人々にとって、自らの生命や財産などを脅かすさまざまなものごとから身を守りたいという安全・安心の欲求は、すべての市民に共通する基本的な欲求です。富田林市においても、平成7(1995)年1月の阪神・淡路大震災を一つの教訓として、地震をはじめ災害に対する安全・安心の欲求は高まっています。また、近年、子ども、女性、高齢者などが被害にあう犯罪が多く報道される中で、犯罪や交通事故などに対する安全・安心の欲求も高まっています。そのため、地域住民による活動を中心にした、防災・防犯・交通安全対策などの取り組みを進めていきます。

基本目標C 地域社会での自立生活を支える環境づくり

平成17(2005)年10月に成立した「障害者自立支援法」をはじめ、我が国の社会福祉に係る法律などにおいては「自立支援」が大きな政策目標となっています。

そのため、地域住民のだれもが、自分の意思で、さまざまな活動に参加できる(自立した生活を送ることができる)地域社会をつくるため、ユニバーサルデザイン^(注)による福祉のまちづくりを推進し、生活環境の整備・改善、外出活動などへの支援に取り組んでいきます。また、生きがいづくりや経済的な自立につながる雇用・就労環境についても、その充実に向けた支援などを行っていきます。

基本目標D 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり

だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるにあたっては、生活課題を抱えているすべての地域住民が、自助・互助・共助・公助による支援に確実につながっていく必要があります。

そのため、福祉サービスなどに関する情報を、支援を必要としている人をはじめすべての市民に確実に届けることができるよう、人的コミュニケーションを含む多様な媒体などを活用しながら、効果的・重点的な情報提供に取り組んでいきます。また、地域住民が抱える生活課題を、深刻な事態になる前に発見し、自助・互助・共助・公助による支援につなげていくため、相談者の事情に配慮した相談機関の提供、身近な地域での相談機関の設置、相談先に関する問い合わせのワンストップ化^(注)と各相談機関の専門性の強化などにより、相談機能の充実を図っていきます。

(注)ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、だれもが使いやすいように都市環境から日用品に至るまで、最初に計画してつくること。

(注)ワンストップ化

ワンストップ化とは、一度の手続きで必要とする関連作業をすべて完了できるようにすること。ここでは、さまざまな生活課題に応じた相談機関の所在や連絡先などに関する問い合わせを、一か所の窓口で受け付けることができるようにすること。

基本目標E 地域福祉活動団体等を支える体制づくり

基本視点4で述べたとおり、多様化・複雑化する生活課題に適切に対応していくために、地域福祉活動を展開している各主体が、お互いの自主的な活動を尊重しつつ、必要に応じて協働・連携していく必要があります。そのため、これらの主体が交流できる機会を設けるとともに、具体的な生活課題に対して協働・連携して対応できるよう、ネットワークづくりを進めていきます。

また、地域福祉活動を展開している各主体が、支障なく、効果的な地域福祉活動を展開できるよう、地域福祉活動団体等からの相談窓口の設置、活動拠点づくり、財政支援などについて検討するなど側面からの支援を充実していきます。

基本目標F 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

我が国では、平成12(2000)年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの供給体制が、従来の「措置制度」から「利用(契約)制度」を中心とした制度に大きく転換しました。利用(契約)制度では、福祉サービスの利用者と福祉サービス提供機関は対等な関係にあり、利用者は福祉サービスを選択できるようになっています。

こうした状況を踏まえ、本計画及び関連諸計画を計画的に推進し、福祉サービスが確実に提供されるよう取り組んでいくとともに、苦情相談体制・評価体制の充実、利用者の権利擁護など、利用者と福祉サービス提供機関との対等性の確保にも取り組むことで、安心してサービスを利用できる仕組みづくりを進めていきます。

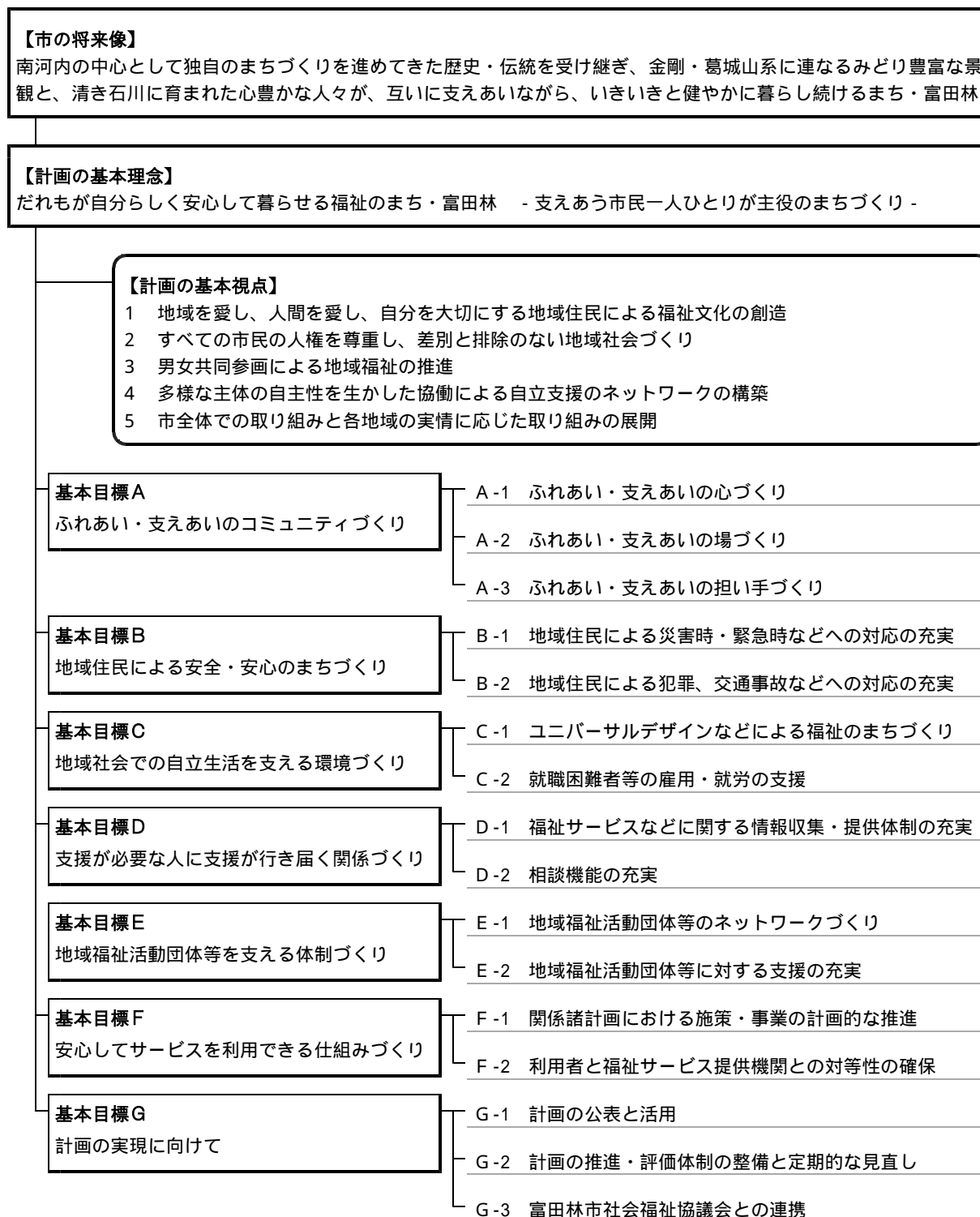
基本目標G 計画の実現に向けて

本計画で設定した基本理念の実現に向けて、本計画の内容を広く市民や地域福祉活動団体等に知ってもらい、理解してもらうよう努めていくとともに、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会との連携を強化していきます。また、本計画の評価・見直しについては、市民参加のもと、適切に対応していきます。

6. 計画の施策体系

本計画における施策体系は、下図のとおりです。

図3.1 計画の施策体系

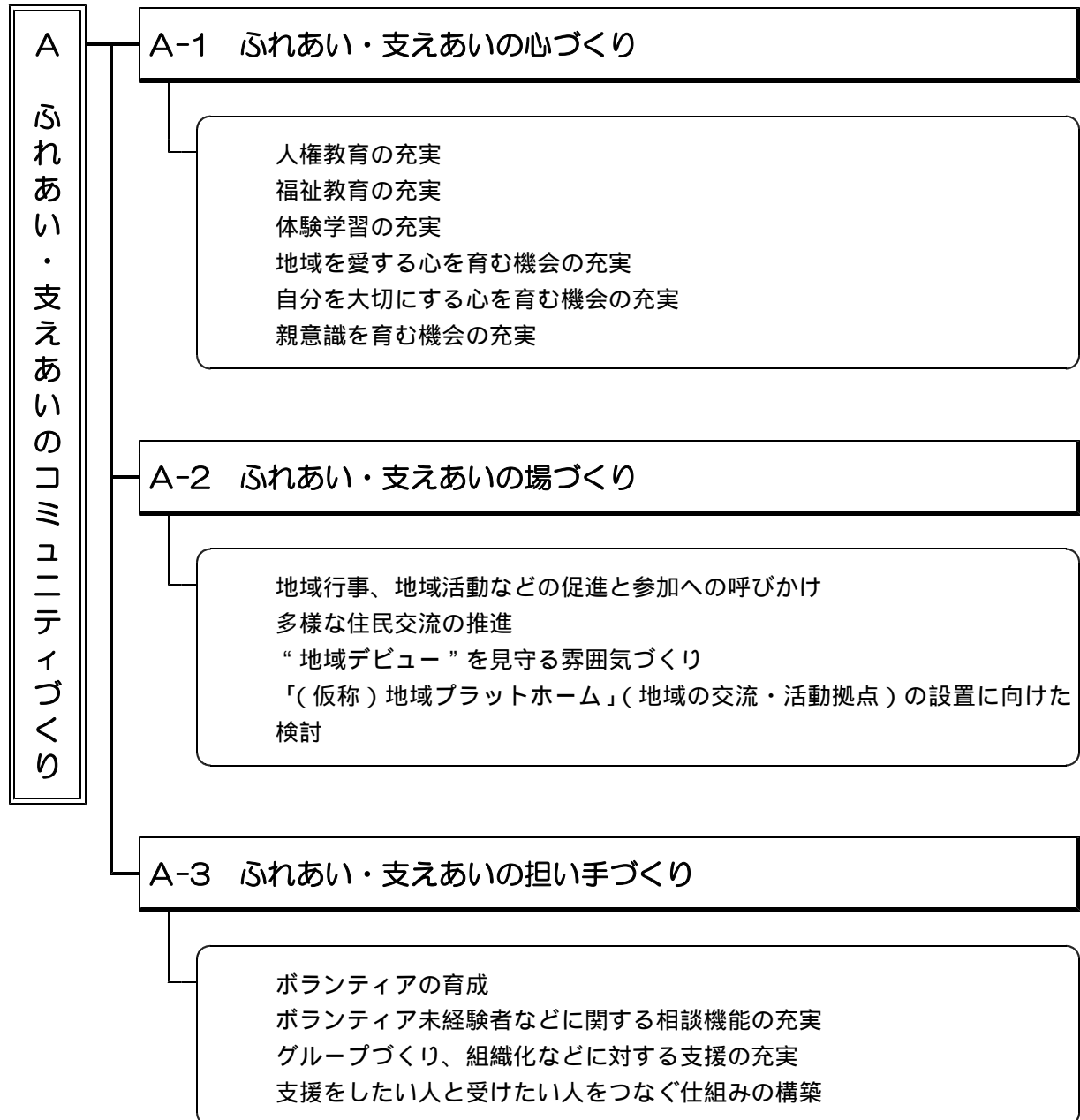


第4章

施策の展開

基本目標A ふれあい・支えあいのコミュニティづくり

【施策の体系】



A-1 ふれあい・支えあいの心づくり

【現状と課題】

「一人ひとりの人権を最大限に尊重し、それを実現していく」ことは、地域福祉を推進していく上で最も大切な視点の1つです。

しかし、計画委員会やサポート会議での意見、関係団体アンケート調査結果をみると、同和地区出身者に対する差別や偏見が学校教育、就職活動、結婚などさまざまな場面において見られるほか、外国人市民、障害者、難病患者などに対する差別や偏見、無理解などに関する事例がいくつも指摘されています。最近では、いじめや児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力などの人権に関わる問題や、引きこもり、高齢者の孤独死、ホームレスなどが、富田林市においても大きな社会問題となっています。

富田林市では、世界人権宣言や憲法の理念を具体化すべく、平成13(2001)年7月に、市民一人ひとりの人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現をめざした「富田林市人権尊重のまちづくり条例」を施行し、さまざまな人権にかかわる施策に取り組んでいます。また、平成13(2001)年には富田林市教育委員会人権教育基本指針を策定し、これまでの同和教育の成果を踏まえ、さらに総合的な人権教育を推進しているところです。今後も、人権の実現に向けて、人権教育に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、富田林市社会福祉協議会では、地域住民が障害者や高齢者などの抱えるさまざまな生活課題に気づき、理解することなどを目的として、学校や施設などでのボランティア学習への支援（情報提供、ボランティア活動などとのつなぎ役、講師派遣など）やキャップハンディ体験^(注)などを行っています。今後は、こうした福祉教育や体験学習が地域住民の気づきや理解、そして行動へとつなげていくために効果的な方法を工夫していく必要があります。

サポート会議では、「(子ども安全見守り隊に関して)保護者の中には、見守り活動をしている人は好きでやっているから」といった地域福祉活動に対して感謝の気持ちが感じられない人々や、活動に参加している人の中にも「してやっている」といった意識があるという意見もあります。

地域福祉活動は、人権の尊重と人権の実現という意識や態度を基本とし、地域、人間、そして自分を大切に作る心、お互い様とおかげ様という心で成り立っていくものと考えます。今後は、こうした心を育てていくような取り組みが必要になってきます。

(注) キャップハンディ体験

キャップハンディ体験とは、障害を持たない人が「障害のある状態」を疑似体験し、障害を持つ人の身体状況や気持ちの一端を理解する「気づき」を目的とした取り組み。

【具体的な取り組み】

人権教育の充実

富田林市人権尊重のまちづくり条例、富田林市教育委員会人権教育基本方針、同人権教育推進プランに基づき、学校教育や社会教育の場をはじめ、さまざまな場において人権教育、人権啓発活動などを進めます。

特に、市職員、教職員、地域福祉活動に関わる人々に対しては、人権の実現に向けて主導的な役割を担う存在であるという自覚を促すことなどを目的とした人権教育を進めます。

福祉教育の充実

地域のだれもが、支援を必要とするときには助けを求めることができ、地域住民がそれを受け止めることができるよう、学校教育、社会教育、家庭教育の場において、また、ボランティア活動などを通じて、“おたがい様”と“おかげ様”の気持ちなどの福祉意識の高揚を図ります。

また、富田林市社会福祉協議会と連携して、学校や施設などで行われる福祉教育に対して、情報提供、学習企画、担当者に対する教育・研修などの支援を行います。

体験学習の充実

福祉教育の中の体験学習については、富田林市社会福祉協議会と連携して、多くの市民がキャップハンディ体験、ボランティア体験学習などに参加できるよう努めます。特にキャップハンディ体験については、非日常的な体験に終わらせることなく、体験を通して得られた“気づき”が“理解”や“行動”にまで深められるよう、例えば、キャップハンディ体験を導入しようとする（又は、キャップハンディ体験を実際に経験する）施設や市民などに対して、体験の目的、体験の成果の生かし方などの指導・支援を、事前に、確実に行うよう努めます。

地域を愛する心を育む機会の充実

自分の暮らしている地域を愛する心を育むため、それぞれの地域の歴史、伝統、自然、景観などについて学んだり、地域社会や地域住民が抱えている課題について理解を深めたりすることができる機会の充実に努めます。

自分を大切にすることを育む機会の充実

近年、さまざまな理由から自ら命を絶つ人が増えています。市民一人ひとりが、命の大切さ、健康であることの大切さを、もう一度見つめ直すことができるよう、あらゆる機会を捉えて、自分を大切にすることができるような心の育成と、人と人との支えあ関係づくりに努めます。

親意識を育む機会の充実

子どもたちが親の世代になったとき、子育てに関して不安を抱いたり、児童虐待などを引き起こしたりしないよう、子どもを持ち、育てることの楽しさや喜びなどを子どもたちに伝えていくために、乳幼児とのふれあい体験などを進めるとともに、子育て中の家庭に対しては、安心して子育てを行っていただけるように支援します。

A-2 ふれあい・支えあいの場づくり

【現状と課題】

富田林市は、地域ごとに、地域住民の年齢構成や居住年数などに違いが見られたり、また、戸建て住宅の多い地域や集合住宅の多い地域があるなど、地域特性が異なっています。こうした地域特性などを背景にして、近所付き合いの程度にも違いが見られ、比較的親しい付き合いが行われている地域もあれば、核家族化、都市化などの影響を受けて希薄化している地域もあります。

現在、各地域では、祭りや運動会などのイベントが行われたり、清掃活動、防犯・交通安全活動などの地域活動が行われたりしています。しかし、こうした地域住民の交流を深める活動が盛んな地域もあれば、そうでない地域もあります。

また、サポート会議では「集会所や自治会館などが無い地域では、住民交流活動や地域福祉活動の拠点となる場所がない。」などの意見が寄せられています。

地域住民がお互いに支え合う地域社会をつくっていくためには、日常生活の中で、地域住民どうしがふれあい、交流することで、お互いのことを知り、理解し合うことが重要です。

【具体的な取り組み】

地域行事、地域活動などの促進と参加への呼びかけ

地域住民のふれあい・交流の機会として、それぞれの地域において、祭り、地蔵盆、運動会、親睦会、清掃活動などが取り組まれています。そこで、多くの地域住民に、こうした行事や活動に参加してもらうため、行事や活動の“役”を順番制にすることで参加を促したり、子どもを対象にした行事を実施することでその保護者の参加を促したりするなど、それぞれの地域に応じた活動が活発になるように努めます。

多様な住民交流の促進

さまざまな市民と交流し、お互いのことを知り、理解を深めるために、関係機関の協力を得ながら、世代間の交流、障害児・者との交流、外国人市民との交流などを進めます。

“地域デビュー”を見守る雰囲気づくり

新しく転入してきた人、仕事を引退した人、閉じこもりがちな人などが近所付き合いを始めたり、地域活動などに参加したりするときには、少なからず抵抗感があると考えられます。こうした“地域デビュー”が温かな雰囲気の中で円滑に行われるようにするため、地域福祉活動団体等に対して、地域福祉活動団体等から対象とする地域住民にアプローチするよう、働きかけます。

「(仮称)地域プラットフォーム」(地域の交流・活動拠点)の設置に向けた検討

「(仮称)地域プラットフォーム」は、駅のプラットフォームのように、さまざまな地域住民が気軽に集まり、交流することができるような場所であり、また、地域福祉活動団体等がそれぞれの活動を展開するときの拠点としても活用できる場所です。このような「(仮称)地域プラットフォーム」の確保について、既存施設の有効活用を含め、費用対効果の結果などを勘案しながら検討します。

また、子どもたちの交流・遊びの場を確保するため、子どもの居場所事業などを進めるほか、空いている田んぼの借り上げなどについても、費用対効果の結果などを勘案しながら検討します。

A-3 ふれあい・支えあいの担い手づくり

【現状と課題】

地域住民の抱える生活課題が多様化・複雑化していく中で、こうした生活課題に適切に対応していくためには、公助だけでなく、自助努力を含め互助や共助が不可欠です。

しかし、関係団体アンケート結果によると、実際に地域福祉活動を行っている組織や団体などでは「仕事や生活上の都合から、活動時間が十分にとれない」、「新規メンバーの加入が少ない、メンバーが固定化している」、「若い世代がなかなか参加しにくい、年齢構成に偏りがある」といった活動の担い手に関わる問題点が指摘されています。

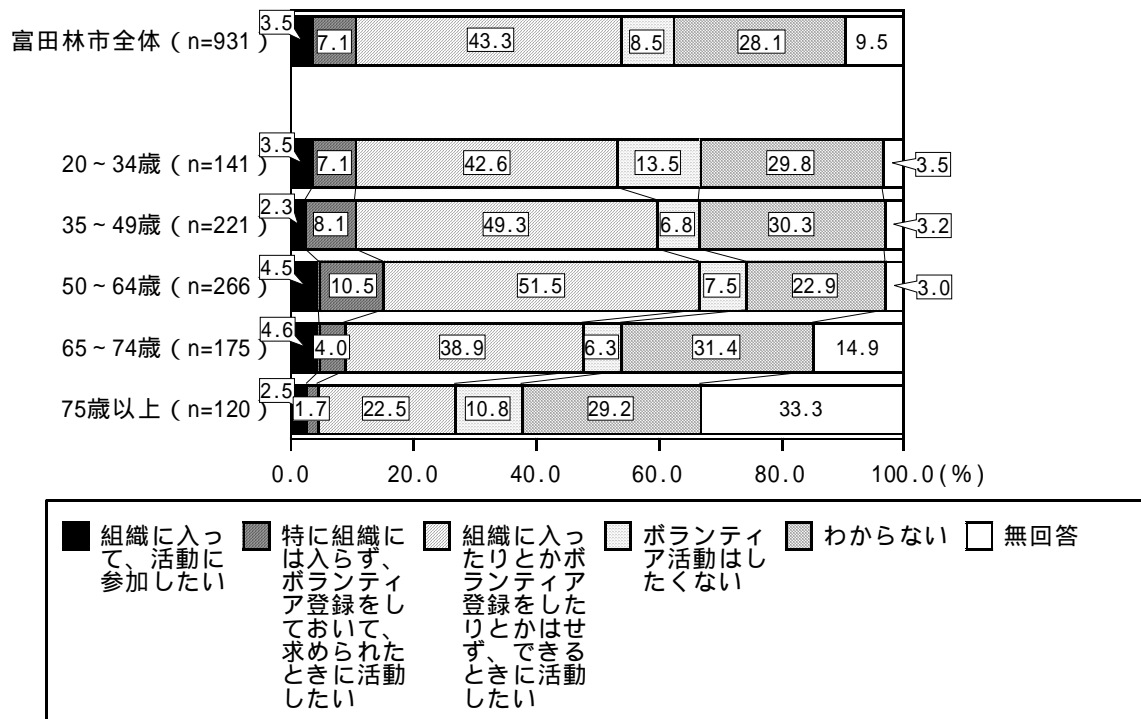
一方、市民意識調査結果によると、今後ボランティア活動をしてみたいという人は、市全体では53.9%と過半数を占め、特に団塊の世代を含む50～64歳では66.5%と、3分の2の人がボランティア活動をしてみたいと考えています。また、支援を受けたい人と支援をしたい人をつなぐシステムを利用したいという人は、支援を受けたいときに利用したい人や支援をしたいときに利用したい人も含めると、55.5%と過半数を占めます。

富田林市では、富田林市社会福祉協議会の「ボランティアセンター」と、富田林市が設置した「市民公益活動支援センター」がボランティアやNPOなどに対するさまざまな支援活動を行っています。

今後は、多様な主体が地域福祉活動に参加できる環境づくりを進めるとともに、地域福祉活動を行っている組織や団体などがより充実した活動を展開できるよう、組織や団体などに対する支援を強化していく必要があります。

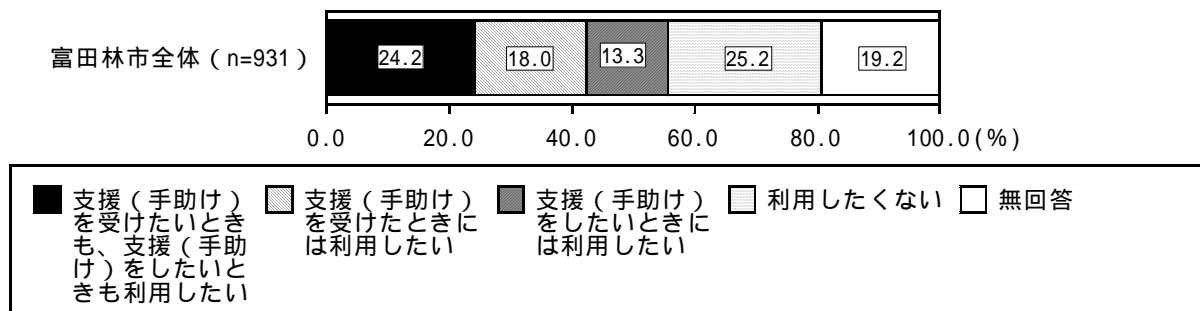
第4章 施策の展開

図4.1 今後のボランティア活動の実施意向〔全体、年齢別〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

図4.2 支援を受けたい人と支援をしたい人をつなぐ仕組みの利用意向〔全体〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

【具体的な取り組み】

ボランティアの育成

ボランティアを育成するため、ボランティア活動に必要な基本知識や技能などを習得する機会として、富田林市社会福祉協議会に対して、ボランティア養成講座などの充実を働きかけるとともに、関係各課においても、ボランティアの育成に努めます。

ボランティア未経験者などに関する相談機能の充実

富田林市では、ボランティアセンターのボランティアコーディネーターがボランティアに関する相談を日々受け付けているほか、ボランティアセンターと市民公益活動支援センターが連携し、2か月に1度、出張ボランティア相談を実施しています。

今後は、ボランティア経験がない（又は、少ない）市民の中で、なんとなくボランティアをしてみたいという人が気軽に相談できるようにするため、富田林市社会福祉協議会及び市民公益活動支援センターに対して、相談機能の充実とそのPRの強化を働きかけます。また、関係各課においても、市民からの相談に対応できる体制づくりを進めるとともに、受け付けた相談情報をボランティアの活性化などにつなげていくため、個人情報の取扱いに十分配慮しながら、関係機関での共有化を進めます。

グループづくり、組織化などに対する支援の充実

富田林市社会福祉協議会に対し、ボランティアセンターに集められた情報などをもとに、ボランティアとボランティアの引き合わせを進めるなどの仲間づくり・グループづくりに対する支援の充実を働きかけます。

また、関係各課においては、同じ生活課題を抱えている人々による当事者グループづくりを支援するため、当事者と当事者との橋渡しなどを進めます。

さらに、市民公益活動支援センターでは、引き続き、NPO法人化に対する支援を行います。

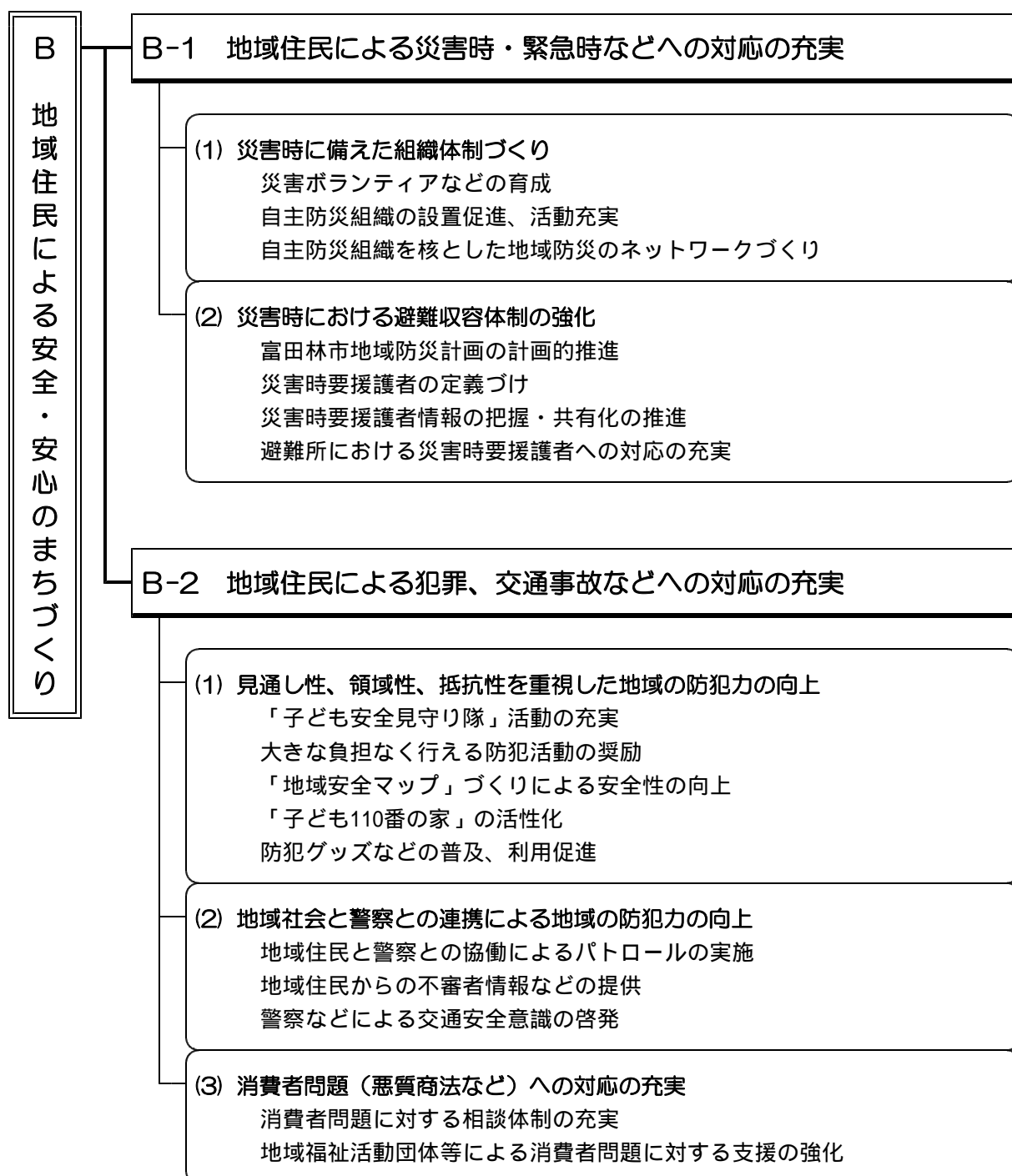
支援をしたい人と受けたい人をつなぐ仕組みの構築

支援をしたい人と受けたい人のマッチングを行う仕組みづくり、マッチングなどを担当するコーディネータの育成などについて、富田林市社会福祉協議会と連携して取り組みます。

なお、このマッチングの仕組みにおいては、可能なかぎり、電話、ファックス、メール、インターネットなど多様な媒体で登録・閲覧・検索などができるものとします。また、登録内容に関する個人情報の保護には十分に配慮するものとします。

基本目標B 地域住民による安全・安心のまちづくり

【施策の体系】



B-1 地域住民による災害時・緊急時などへの対応の充実

【現状と課題】

我が国では、台風や集中豪雨、それに伴う洪水や土砂災害などの災害が毎年のように発生し、尊い人命や財産が失われています。また、過去に大きな被害をもたらした東南海・南海地震^(注)は、今世紀前半にも発生する可能性があると言われており、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14(2002)年7月26日)に基づき、富田林市は、東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として指定されています。

富田林市では、富田林市地域防災計画に基づき、災害に強いまちづくりとして、建築物の耐震診断に対する支援、浸水対策などを実施しているほか、災害応急対策・復旧対策への備えとして、同報系防災無線の導入、防災倉庫の設置、防災資機材の整備・食料や生活必需品などの備蓄、指定避難所・一時避難地などの周知活動なども実施しています。また、地域防災力の向上を図るために、ハザードマップの作成、自主防災組織の育成などにも取り組んでいます。

富田林市民生委員児童委員協議会では、災害時要援護者への支援として、地域に居住する高齢者の把握とその台帳づくりを進めています。

平成18(2006)年12月末現在で、自主防災組織を組織している町会(自治会)は17組織にとどまっています。また、富田林市民生委員児童委員協議会が進めている災害時要援護者情報の把握は、その対象が高齢者に限られているため、障害者その他の要援護者は未着手の状態です。さらに、防災訓練などを実施している地域もごくわずかというのが実情です。

今後は、富田林市をはじめ公的な防災関連機関による防災対策の充実だけでなく、地域の防災力をより一層向上していくことが重要です。特に災害発生初期などにおいては、地域住民の自助、互助などによる対応が中心とならざるを得ないため、地域社会や地域住民一人ひとりの防災意識や地域連帯感の醸成を図るとともに、組織体制を強化していく必要があります。

(注) 東南海・南海地震

東南海・南海地震とは、遠州灘西部から熊野灘及び紀伊半島の南側の海域を経て土佐湾までの地域並びにその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいいます。(「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第二条第一項)

【具体的な取り組み】

B-1-(1) 災害時に備えた組織体制づくり

災害ボランティアなどの育成

富田林市社会福祉協議会などと連携し、災害ボランティアの確保・育成、登録者の組織化、災害時要援護者への支援マニュアルなどの作成に努めます。

自主防災組織の設置促進、活動充実

すべての町会（自治会）での自主防災組織の設置に向けて、未設置の町会（自治会）に対し、自主防災組織の必要性の啓発、既設置の自主防災組織の取り組み事例の紹介などを行います。また、既設置の自主防災組織に対し、指導、助言などの支援を行います。

自主防災組織を核とした地域防災のネットワークづくり

災害の発生に備え、それぞれの地域において、自主防災組織を核に災害ボランティア、地域福祉活動団体等が連携・協働するネットワークづくりを進めるとともに、ネットワークの方針に基づいて、災害ボランティアや地域福祉活動団体等が日常の業務や活動などを通じて、地域住民に対して、防災意識の高揚、個々人の備えの徹底、災害時における災害時要援護者への支援準備の徹底などを働きかけることができるよう、関係機関と検討します。

また、地域防災のネットワークの中に、各地域の事業所（店舗、工場、事務所など）を参加してもらえよう、働きかけます。

B-1-(2) 災害時における避難収容体制の強化

富田林市地域防災計画の計画的推進

富田林市地域防災計画に基づき、災害時要援護者を含むすべての市民に対する避難収容体制の整備に努めます。

災害時要援護者情報の定義づけ

富田林市地域防災計画において、国のガイドラインなどを参考にしながら、災害時要援護者に関する定義付けを行います。

災害時要援護者情報の把握・共有化の推進

災害時要援護者の支援を効果的に進めるためには、災害時要援護者に関する情報を事前に把握しておく必要がありますが、情報入手にあたっては個人情報の提供に対する抵抗感が予想されるため、行政から災害時要援護者に対し、個人情報提供に関して協力を要請します。

収集した災害時要援護者情報は、個人情報の管理に十分に留意しながら、台帳又はマップなどのかたちで管理し、関係機関間で共有するものとします。

なお、地域に対しては、災害時要援護者情報などをもとに、地域単位での防災訓練の実施などを働きかけます。

避難所における災害時要援護者への対応の充実

避難所での生活が困難な災害時要援護者について、富田林市地域防災計画では「本人の意思を確認したうえで、デイサービスセンターなどの社会福祉施設などへ搬送する」としていますが、これらの社会福祉施設などの理解と協力を得て、これらを「福祉避難所」として位置づけることにより、人的・物的な支援の強化を図るとともに、災害時要援護者に対して「福祉避難所」の存在を積極的に広報します。また、避難所の一区画を「福祉避難室」として確保することについても検討します。

さらに、避難所における災害時要援護者の情報伝達方法などについても富田林市地域防災計画の内容の具体化について検討します。

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

なお、要援護者情報の収集・共有に取り組んでいくに当たっては、現在の市町村の取組状況に関する次の～の例などを参考に、対象者の考え方（範囲）を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

<例>

介護保険の要介護：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。

障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の者を対象としている場合が多い。

その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

資料：災害時要援護者の避難支援ガイドライン（災害時要援護者の避難対策に関する検討会（内閣府）、平成18年3月）

B-2 地域住民による犯罪、交通事故などへの対応の充実

【現状と課題】

近年、我が国では、子ども、女性、高齢者などが被害を受ける犯罪が多く報道されています。富田林市内においても、子どもに対する不審者などの声かけ事例、女性や高齢者などを狙ったひったくり事例や悪徳商法などによる消費者問題などが報告されています。交通安全に関しては、全国的に、飲酒運転、暴走などの違法行為が後を絶たない状況にあります。

こうした状況を受けて、大阪府警察本部では、平成18(2006)年から、犯罪発生情報や防犯対策情報を電子メールでリアルタイムに知らせるサービス「安まちメール」を実施しています。富田林市では、防犯灯の増設などの防犯対策のほか、消費者問題に関しては消費生活専門相談員による「消費者相談」などを実施しています。また、地域社会においては、子どもの登下校時に「子ども安全見守り隊」の活動が多く地域で展開されているほか、市内各所には「子ども110番の家」に協力いただいている店舗や家庭が存在しています。

犯罪に関しては、その発生の要因を、犯罪者自身に求める「犯罪原因論」と犯罪を引き起こす場所に求める「犯罪機会論」という2つの考え方があり、防犯対策などにおいては両方の考え方が大切であると言われていたのですが、我が国では、これまで「犯罪原因論」が重視されてきたと言われていました。関係団体アンケート調査では「ある商業施設で、犯罪に関して外国人に対する偏見を助長する張り紙があった」という事例が寄せられていましたが、こうした事例の背景の1つには、「犯罪原因論」を歪曲して解釈し、犯罪の発生要因を、犯罪者の属性ではなく、犯罪者の属する集団の属性に求めてしまったこともあると考えられます。

地域福祉を推進する上では、「犯罪原因論」よりもむしろ「犯罪機会論」の立場に立ち、犯罪を起こさせない地域づくりを進めることが有効であると考えられます。そのためには、地域が一丸となって、見通し性^(注)、領域性^(注)、抵抗性^(注)の視点から、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

(注)見通し性、領域性、抵抗性

「見通し性」とは、周囲から犯罪者が物理的・心理的に見えやすいことであり、監視性ともいいます。「領域性」とは、犯罪者の力が及ばない範囲を明確にすることであり、「抵抗性」とは、犯罪者から加わる力を押し返そうとすることです。

B-2-(1) 見通し性、領域性、抵抗性を重視した地域の防犯力の向上

「子ども安全見守り隊」活動の充実

「子ども安全見守り隊」活動がすべての校区で実施されるよう、未実施の校区に対し、「子ども安全見守り隊」の効果、既に実施している校区での取り組み事例の紹介などを行います。また、「子ども安全見守り隊」活動は、今後も引き続き実施されるよう取り組むとともに、特に死角となる場所を中心に見守り活動を行うなど活動内容の充実を働きかけます。

大きな負担なく行える防犯活動の奨励

地域住民が大きな負担を負うことなく実施できる「“ながら”パトロール（散歩や買い物などのついでに行うパトロール）」や「深夜などにおける自宅外灯の点灯運動」などを積極的に奨励します。

「地域安全マップ」づくりによる安全性の向上

地域住民の危機管理・危機回避能力の向上を図るため、地域住民自らが地域内を踏査し、防犯や交通安全などの視点から「地域安全マップ」を作成する活動を、積極的に奨励します。

また、地域安全マップづくりで明らかになった問題箇所など（特に通学路）については、必要に応じて改善を図ります。

「子ども110番の家」の活性化

「子ども110番の家」に協力している店舗や家庭に対して、実際に事案が発生したときに、その機能を発揮できる状況になっているかどうか（形骸化していないか）などに関する調査を行うとともに、「子ども110番の家」と、学校・PTA・児童生徒との交流を深める機会を設けることで、いざという時に有効に機能するよう努めます。

防犯グッズなどの普及、利用促進

家庭や学校などに対して、防犯グッズ（防犯ブザー、刺股、など）の普及を図るとともに、実際に不審者などに遭遇したときに、防犯グッズを適切に使用できるように、定期的な訓練や試用などを働きかけます。

B-2-(2) 地域社会と警察との連携による地域の防犯力の向上

地域住民と警察との協働によるパトロールの実施

地域内にある防犯上注意を要する箇所などについては、交番や駐在所に対して定期・不定期のパトロールを要請するとともに、警察官によるパトロールが難しい時間帯などについては、地域住民によるパトロールを実施するよう働きかけます。また、交番や駐在所の警察官と地域住民との交流を深め、防犯上の重要情報などを交換できる関係づくりに取り組むよう働きかけます。

地域住民からの不審者情報などの提供

不審者などを目撃したり、遭遇したりした場合には、速やかに警察に通報するよう、さまざまな機会を捉えて地域住民に啓発します。

警察などによる交通安全意識の啓発

警察や民間機関などが実施する交通安全教室などを推進するとともに、こうした機会への地域住民の参加を呼びかけていきます。

B-2-(3) 消費者問題（悪質商法など）への対応の充実

消費者問題に対する相談体制の充実

弁護士や司法書士などの司法関係者・関係機関の協力を得ながら、被害を未然に防止する、事後の法的な対応も含めた支援を行うなどの視点から、相談機能の充実を図ります。

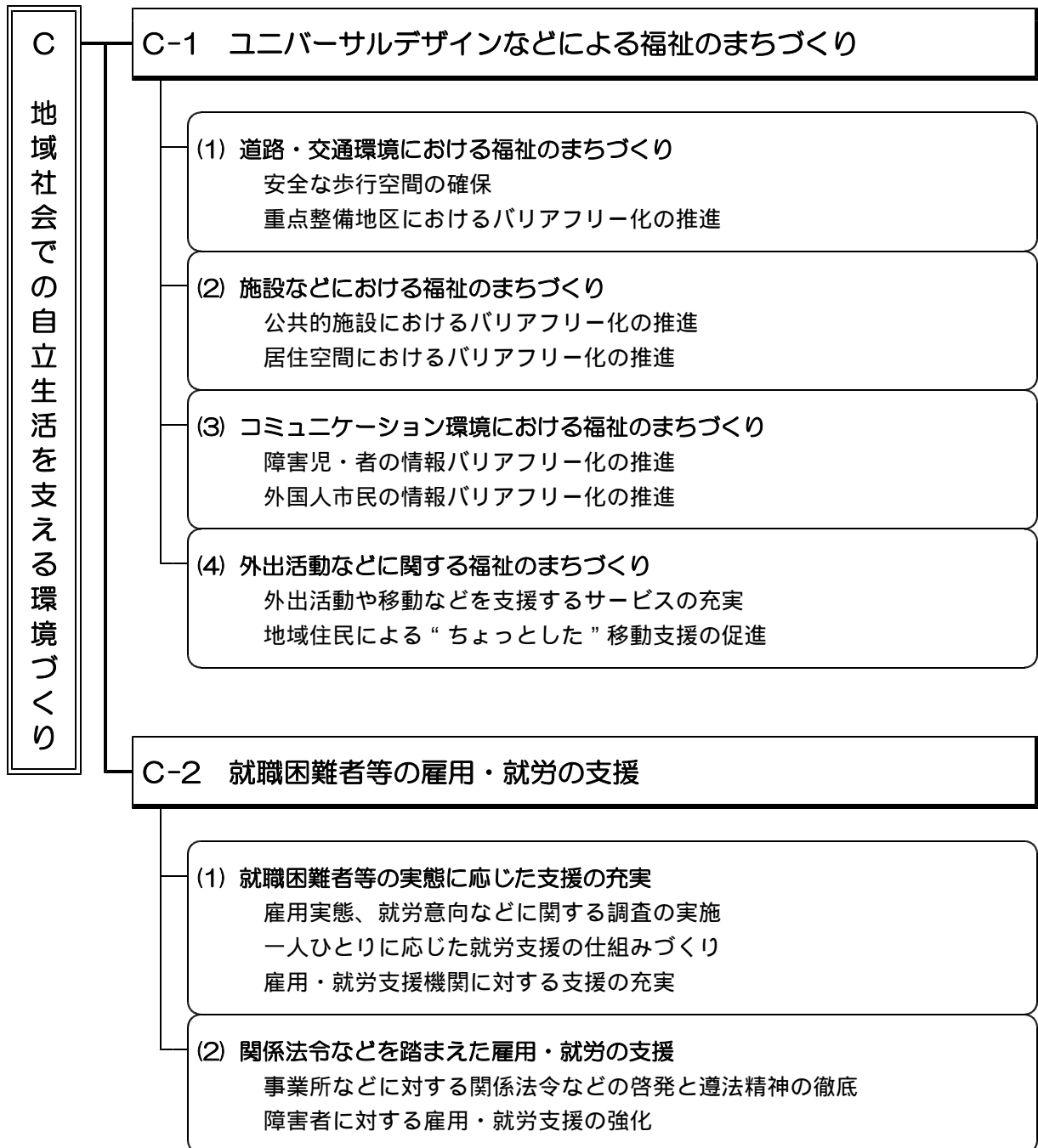
地域福祉活動団体等による消費者問題に対する支援の強化

地域住民の中には、悪質商法などに関する知識不足などの理由から、実際に被害に遭った（又は、遭いそうになった）場合でも、それに気付かなかったり、気付いたとしても司法関係者・関係機関への相談までには至らなかつたりすることが予想されます。

そのため、日頃から地域住民と接する機会が多い地域福祉活動団体等のメンバーが、福祉サービスの利用者である地域住民が悪質商法などの被害に遭っていないかどうかについて気を配るとともに、必要に応じて、司法関係者・関係機関に相談することを助言するなど福祉サービスの提供を通じた支援の強化を、地域福祉活動団体等に働きかけます。

基本目標C 地域社会での自立生活を支える環境づくり

【施策の体系】



C-1 ユニバーサルデザインなどによる福祉のまちづくり

【現状と課題】

道路の歩行空間に関して、サポート会議では「歩道がない」、「歩道に段差がある」などの問題点が指摘されています。富田林市では、市内全域の歩道段差の解消に向けて順次取り組んでいるほか、平成19(2007)年3月に策定した富田林市交通等バリアフリー基本構想に基づいて、今後、近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区の整備を計画的に進めていきます。また、サポート会議では「歩道上に障害物があり、歩行が困難な場合がある」などの問題点も指摘されましたが、放置自転車などについては「富田林市自転車等の放置に関する条例」に基づき、厳しく対処していくとともに、はみ出し看板などについては、行政だけでなく地域住民なども参加して、関係者・関係団体などに働きかけていくことも重要です。

建築物などに関しては、富田林市では、関係法令や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、移動の円滑化に向けた整備や、だれもが安全・快適に利用できるトイレ、駐車場などの施設整備を進めています。特に住宅に関しては、サポート会議において「公営住宅では、入居者の加齢に伴って、移動などで支障が出ている」などの問題点が指摘されているほか、全住宅数に占める公的賃貸住宅の比率が高いという地域特性も考慮して、公営住宅のバリアフリー化も進めていく必要があります。

富田林市内には、坂道の多い地域、公共交通機関の便が良くない地域などがあり、地域活動に参加したり、買い物に行ったり、通院・通所したりするのに困難を伴う場合があります。サポート会議では「加齢に伴って、外出が困難になってきたため、住み慣れた地域を離れる人も出てきている」という問題点も指摘されています。現在、民間機関においてガイドヘルパー、介護タクシーなどの外出支援サービスを行っており、今後も引き続き、その充実を図っていく必要があります。

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害などの障害のある人ではコミュニケーションなどにおいて困難さを抱えています。富田林市では、これらの市民の情報環境を改善するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣、視覚障害者用「広報とんだばやし」(カセットテープに録音したもの)の発行、ボランティアの協力による対面朗読サービス(市立総合福祉会館、市立図書館)、市役所や出先機関の窓口への「耳マーク」の設置などを実施しています。今後も、大阪府や民間機関による支援も含めて、より一層の充実を図っていく必要があります。

また、関係団体アンケート調査結果によると、外国人市民など日本語以外の言語を母語とする市民の中には「日本語での日常会話はできても、学校での勉強にはついていけない子どもがいる」とか「病院などで言葉が通じず、通訳してもらえずに困っている」などコミュニケーションにおいて困難さを抱えている人がいます。富田林市では、ホームページ上に「がいこくご」ページを開設したり、とんだばやし国際交流協会と協働で、住民として暮らす防災パッケージ（多言語による防災マップなど）の作成、在住外国人とともに作る「ユニバーサル・ウェルカムパッケージ」（住民情報、教育・医療・福祉情報などを「やさしい日本語」で書いたもの）の作成などに取り組んでいます。また、とんだばやし国際交流協会などの民間機関では「日本語よみかき教室」を開催しています。今後も、こうした取り組みのより一層の充実を図っていく必要があります。

【具体的な取り組み】

C-1-(1) 道路・交通環境における福祉のまちづくり

安全な歩行空間の確保

歩行空間における段差の解消、歩道整備などを進めていくとともに、他機関が管理する道路については関係機関に計画的な改善を要請します。また、歩道上にある駐車・駐輪車両、はみ出し看板などに関しては条例などに基づく対応を強化するほか、地域住民の協力を得ながら、マナー向上などに向けた啓発活動を行います。

重点整備地区におけるバリアフリー化の推進

近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区に関しては、富田林市交通等バリアフリー基本構想に基づき計画的に整備を進めます。また、他地区に関しても、同構想の理念などに基づき、バリアフリー化について関係機関に要請します。

C-1-(2) 施設などにおける福祉のまちづくり

公共的施設におけるバリアフリー化の推進

関係法令や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的施設のバリアフリー化を進めます。また、市民がよく利用する施設（商業施設、娯楽施設、など）のバリアフリー化についても関係機関に要請します。

居住空間におけるバリアフリー化の推進

関係法令や「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、富田林市内にある府営住宅に関してもバリアフリー化について大阪府に要請します。また、民間住宅のバリアフリー化に関しては、住宅改造の補助に関する事業の広報に努め、その利用促進を図ります。

C-1-(3) コミュニケーション環境における福祉のまちづくり

障害児・者の情報バリアフリー化の推進

視覚障害者の情報バリアフリー化として、印刷媒体における墨字の点字化を進めるほか、聴覚障害者の情報バリアフリー化として、手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣などを進めます。また、知的障害者、発達障害者などの情報バリアフリー化として、ピクトグラム^(注)表記など視覚支援による情報提供にも努めます。

外国人市民の情報バリアフリー化の推進

外国人市民など日本語以外の言語を母語とする市民の情報バリアフリー化として、富田林市内に暮らす外国人市民の実態などに合わせて、外国語表記を行う言語の充実、外国語表記による情報提供の拡充などを図ります。また、生活相談や会議などにおける通訳派遣なども引き続き推進します。

(注) ピクトグラム

ピクトグラムとは、絵文字のことです。言葉でなく、一見して理解できるよう記号化されたもの。現在では、国際的にも標準化され利用されているものも多くあります。

C-1-(4) 外出活動などに関する福祉のまちづくり

外出活動や移動などを支援するサービスの充実

高齢者や障害者などが自分の意思でさまざまな活動に参加できるようにするため、ガイドヘルパー、介護タクシーなどの移動支援などのサービスの広報に努め、その利用促進を図ります。

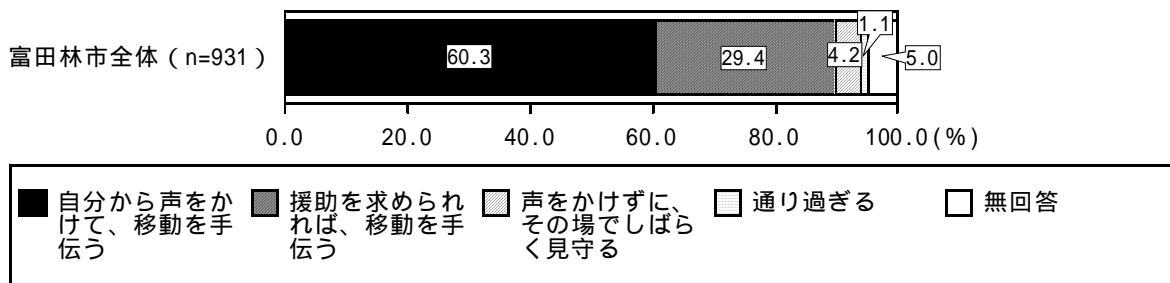
また、利用条件などの制約が比較的少なく、より利用しやすい移動支援のあり方について、関係機関と協議し、検討します。

地域住民による“ちょっとした”移動支援の促進

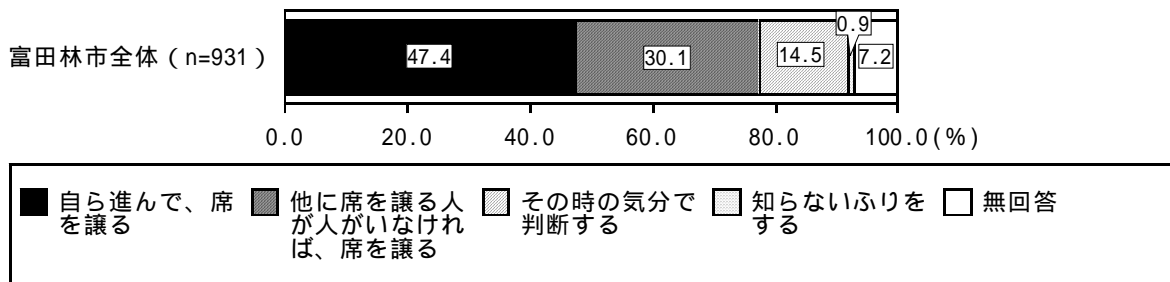
町中で車いすの人や白い杖の人などを見かけたときに手を差し伸べたり、交通機関の中で席を譲り合ったりするなど、地域住民が“ちょっとした”移動支援を日常的に行えるよう、さまざまな機会をとらえて啓発に努めます。

図4.3 ちょっとしたボランティアの実施状況〔全体〕

車いすの人、白い杖の人などが移動に困っていた場合の対応



交通機関の中で席に座っているとき、高齢者や障害者などが乗車してきた場合の対応



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

C-2 就職困難者等^(注)の雇用・就労の支援

【現状と課題】

我が国の景気は、長期にわたる低迷期を終え、ようやく回復したと言われていますが、就職困難者等の雇用失業情勢は依然として厳しいものがあります。

富田林市では、人権文化センター内に富田林市就労支援センターを設置し、就労支援コーディネータを配置して、就職困難者等に対する支援を行っています。また、各種の就労支援相談を実施しているほか、生涯学習活動において、職業能力の開発、就労につながる資格取得のための講習会などを開催しています。また、障害者の就業支援に関しては、市役所における障害者就業・生活相談のほか、富田林市を含む地域を活動エリアとする南河内南障害者就業・生活支援センター（運営主体：社会福祉法人大阪府障害者福祉事業団）が設置されています。

しかしながら、全国的には、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用率を達成していない事業所が依然として多いほか、関係団体アンケート調査では「就職活動の面接で、統一応募用紙に記載されていない事項まで質問（特に、いわゆる違反質問）を受けている事例がある」という問題点も指摘されるなど、事業所の中には、依然として、関係法令などに関する知識・理解が不足していたり、企業の社会的責任（CSR）として法令を遵守するという精神（コンプライアンス）が希薄化していたりするところがあると言わざるを得ません。

また、就職困難者等の中でも特に障害者については、我が国では、その雇用に関して「機会の均等」ではなく「結果の平等」という立場をとっており、「障害者の雇用の促進等に関する法律」においても障害者雇用率制度を導入し、事業主に対し障害者の雇用義務を課しています。また、平成18(2006)年4月から施行された「障害者自立支援法」では、障害者が地域で自立した生活を送るうえで障害者に対する就労支援は重要であるという考えのもと、障害者の就労支援を1つの柱としています。そのため、富田林市においても、障害者の雇用・就労への支援に関しては、より一層の取り組みが求められています。

(注) 就職困難者等

本計画書における「就職困難者等」とは、障害者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者、同和地区出身者、外国人市民の中で、働く意欲がありながら、さまざまな就労阻害要因があるため、雇用・就労を実現できない人と、雇用・就労に関する意識が低い若年無業者（ニート）を含むものとします。

【具体的な取り組み】

C-2-(1) 就職困難者等の実態に応じた支援の充実

雇用実態、就労意向などに関する調査の実施

就職困難者等に対する支援の在り方などを検討するための基礎資料を得るため、富田林市内の就職困難者等を対象に、雇用実態、就労意向、抱えている問題点などを把握する調査を実施します。

一人ひとりに応じた就労支援の仕組みづくり

富田林市就労支援センターの就労支援コーディネーターを中心に、就職困難者等一人ひとりに応じた支援メニューを提供することにより、就労阻害要因を克服し、就労に関する意識・意欲を助長して、個々の自立・就労を支援する仕組みづくりを行います。

雇用・就労支援機関に対する支援の充実

富田林市就労支援センター及び南河内南障害者就業・生活支援センターに関する広報を推進するとともに、各センターの活動（相談、情報の収集・提供、など）に対する支援を充実します。また、大阪府や民間機関などの就労支援機関との連携に対する支援を行います。

C-2-(2) 関係法令などを踏まえた雇用・就労の支援

事業所などに対する関係法令などの啓発と遵法精神の徹底

「職業安定法」、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」などについて、事業所、関係機関などに対する啓発を強化し、法令の遵守を図ります。

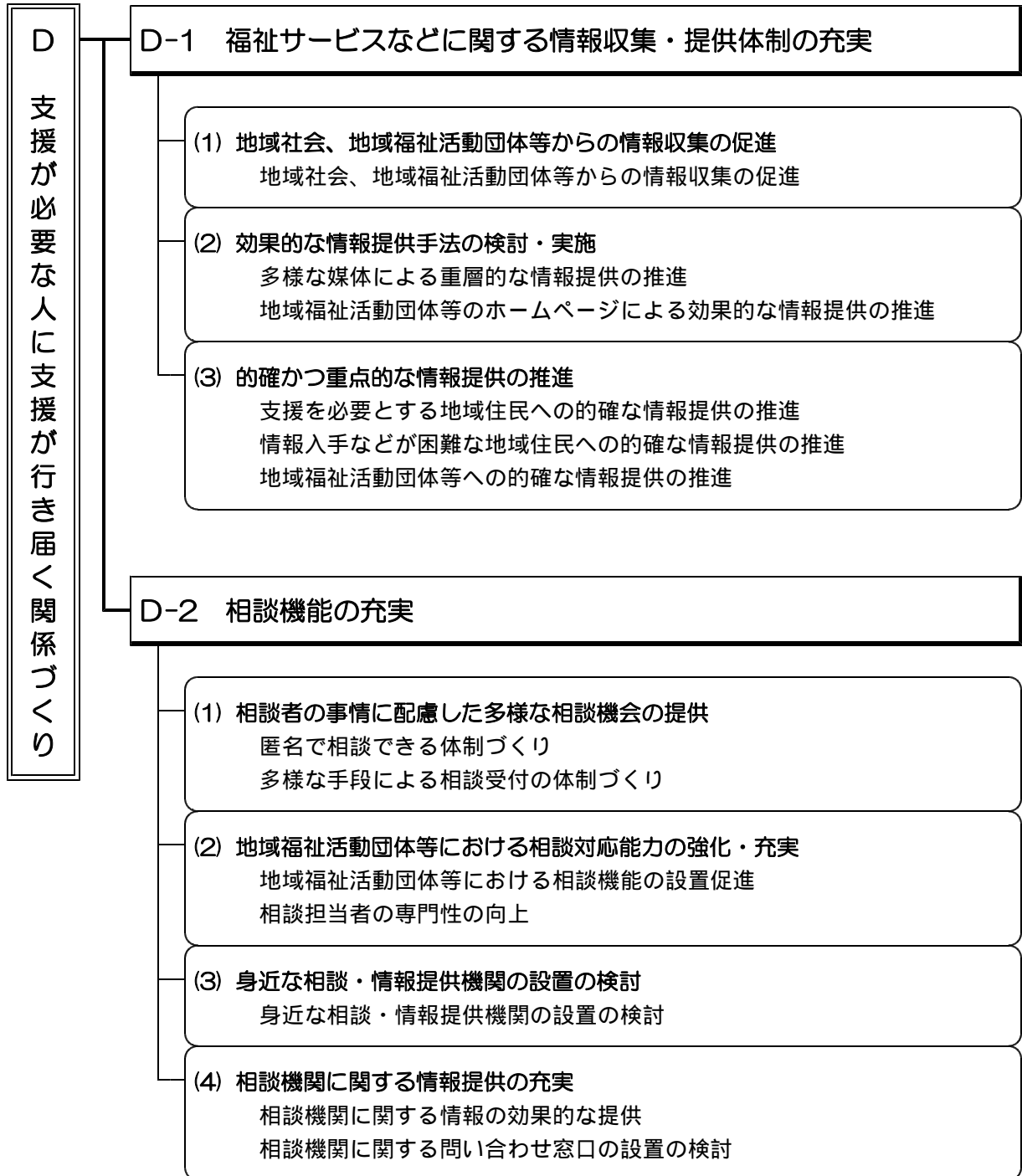
障害者に対する雇用・就労支援の強化

「障害者自立支援法」の施行により、障害者の雇用・就労を取り巻く環境は大きく変化しました。この環境変化が、障害者の自立に支障をきたすことのないよう、福祉部局と労働部局が連携し、福祉的就労に対する支援継続に向けた検討、関係機関・関係各課（南河内南障害者就業・生活支援センター、社会援護課、商工観光課、など）による連携の強化などに取り組めます。

また、行政機関では障害者雇用率は概ね達成していますが、雇用されている障害者のほとんどは身体障害者というのが実情です。こうした状況を踏まえ、行政機関において、特に知的障害者、精神障害者などの働く場の確保について検討します。

基本目標D 支援が必要な人に支援が行き届く関係づくり

【施策の体系】



D-1 福祉サービスなどに関する情報収集・提供体制の充実

【現状と課題】

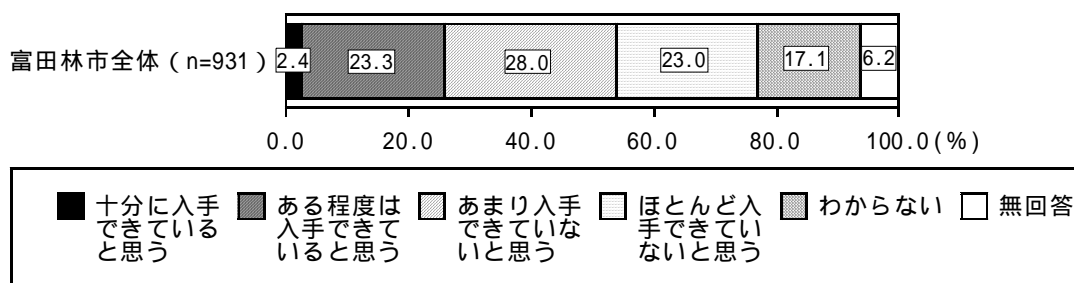
富田林市では、福祉サービスに関する情報を、広報とんだばやし、市のホームページなどを通じて提供しているほか、「福祉の手引き」や「子育てガイド」などを作成し、各種窓口や関係機関を通じて配布しています。

市民意識調査結果では、福祉サービスに関する情報の主な入手先として「広報とんだばやし」を挙げる人が62.3%で最も多く、他の入手先を大きく上回っています。また、福祉サービスに関する情報の入手程度を評価してもらったところ、「入手できている」という人は25.7%と4分の1強にとどまり、「入手できていない」や「わからない」という人は68.1%と7割弱を占めます。

また、サポート会議では、「地域福祉活動を行っている組織・団体などにおいても、福祉サービスに関する情報が不足している」という問題点が指摘されています。

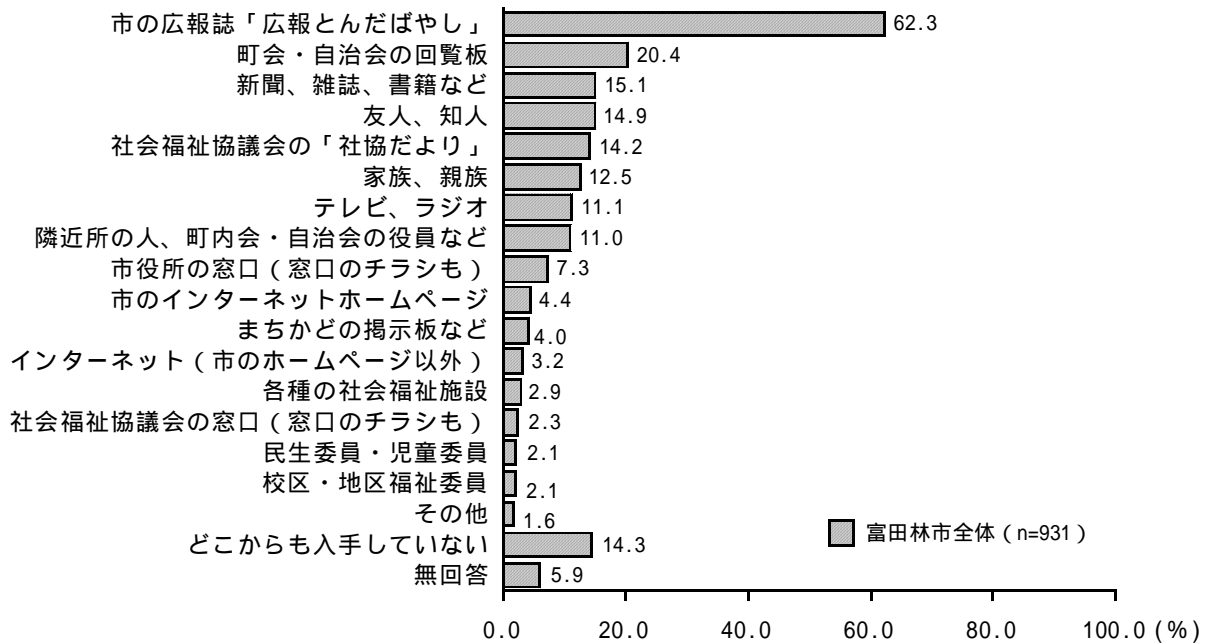
今後は、官民を問わず福祉サービスに関する情報の収集と提供を、きめ細かく行っていく必要があります。特に、情報提供においては、個々の情報提供手段の持つ強みと弱みを踏まえ、地域住民どうしの口コミによる提供、関係機関などを通じた提供、印刷物による提供、IT（情報技術）を活用した提供など多様な手段を効果的に組み合わせる必要があります。また、地域住民に広く情報を提供するだけでなく、支援を必要としている人、情報入手などに困難が予想される人、地域福祉活動を行っている組織・団体などに対しては重点的に情報を提供することも重要です。

図4.4 福祉サービスに関する情報（内容）の入手程度〔全体〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

図4.5 福祉サービスに関する情報の主な入手先〔全体〕



【具体的な取り組み】

D-1-(1) 地域社会、地域福祉活動団体等からの情報収集の促進

地域社会、地域福祉活動団体等からの情報収集の促進

福祉サービスに関する情報をきめ細かく提供するためには、情報収集にあたって、地域住民や地域福祉活動団体等から広く情報を提供してもらう必要があります。そのため、関係各課の職員は、地域住民や地域福祉活動団体等と交流する機会には積極的に参加し、情報収集に努めます。

D-1-(2) 効果的な情報提供手法の検討・実施

多様な媒体による重層的な情報提供の推進

福祉サービスに関する情報が地域住民に確実に届くようにするため、それぞれの情報提供媒体が有している強みと弱みを見極め、多様な媒体の効果的な組み合わせを検討し、実施します。

地域福祉活動団体等のホームページによる効果的な情報提供の推進

IT（情報技術）を活用した情報提供は、今後、ますます重要になると考えられます。しかし、地域福祉活動団体等においては、知識や技術の不足などにより、ホームページの立ち上げが進んでいないところも多々見られます。そこで、民間機関などを活用しながら、地域福祉活動団体等におけるホームページの立ち上げや更新などを支援します。また、地域住民による情報検索を容易にするため、ホームページ間での効果的なリンクを働きかけます。

D-1-(3) 的確かつ重点的な情報提供の推進

支援を必要とする地域住民への的確な情報提供の推進

支援を必要としている人、将来支援を必要とする可能性のある人などが集う場所や機会を捉えて、印刷媒体の設置・配布による情報提供を進めます。また、これらの人々が利用する福祉サービス提供機関などにおいて、スタッフなどから口頭で説明してもらうよう働きかけます。

情報入手などが困難な地域住民への的確な情報提供の推進

情報入手などに困難が予想される障害者、外国人市民、非識字者（読み書きに不自由している人）などに対しては、前述の基本目標C-1-(3)に基づき、それぞれの人に適した手段などによる情報提供に努めます。

地域福祉活動団体等への的確な情報提供の推進

行政及び地域福祉活動団体等が、福祉サービスに関する情報をお互いに共有できるよう、情報提供にあたっては、地域住民だけでなくこれらの団体などにも提供するよう働きかけます。特に行政は、会議やイベントなどさまざまな機会を捉えて、地域福祉活動団体等への情報提供に努めます。

D-2 相談機能の充実

【現状と課題】

地域住民の抱える不安や悩みは、市民意識調査結果をみると「自分又は家族の健康や老後のこと」が上位を占めますが、これ以外にも「家計や経済的なこと」、「災害や地域の安全（防犯、交通安全など）のこと」などにも2割以上の人が不安や悩みを抱えています。また、比較的若い世代では「子育て、子どもの教育や将来のこと」や「自分の仕事のこと」に、比較的年輩の世代では「看護や介護のこと」に不安や悩みを抱えている人が多く見られます。逆に、「特に不安や悩みは感じていない」は12.0%と1割強にとどまり、ほとんどの地域住民がなんらかの生活課題を抱えており、しかもその生活課題は多様化していると考えられます。

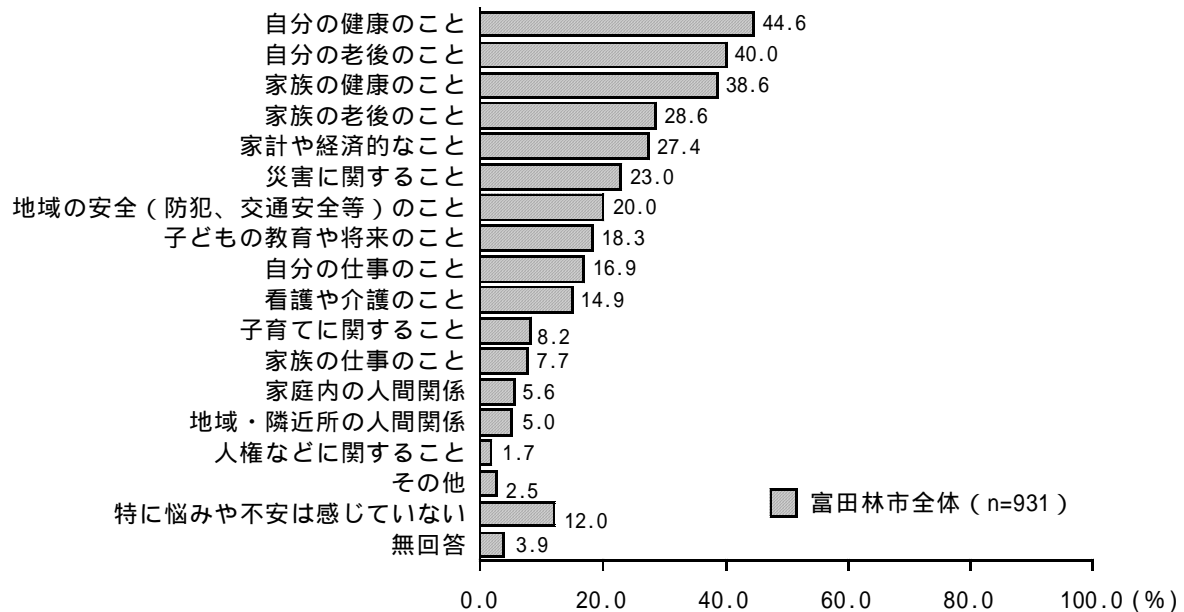
一方、不安や悩みを相談できる場所としては、関係各課における相談受付、各分野における専門の相談員などによる各種相談のほか、高齢者の介護などに関しては地域包括支援センターや在宅介護支援センターにおいて、子育てに関しては保育園、子育て支援センター、幼児教育センター、幼稚園、つどいの広場などにおいて、それぞれ相談を受け付けています。子どもの虐待に関する通報相談機関としては、子育て支援課、富田林子ども家庭センター（児童相談所）、チャイルドレスキュー110番（大阪府警察本部内）があります。地域社会には概ね中学校区に1人のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されており、いきいきネット相談支援センターなどにおいて多様な生活課題などに関する相談を受け付けています。さらに、小学校区や町会（自治会）などでは、民生委員・児童委員、校区・地区福祉委員会などが相談活動を行っているほか、医療・保健・福祉、その他の専門機関やNPO法人やボランティア団体などでも地域住民の相談に応じているところがあります。

市民意識調査結果をみると、不安や悩みの相談先としては「家族、親族」や「友人、知人」といった身近な人々が圧倒的に多く、上記のような相談機関を挙げる人はあまり多くありません。相談者の状況をみると、話を聞いてくれるだけでよいという人もいれば、何らかの対応をすぐに求めている人もいます。また、相談内容を地域住民にも広く知ってもらって共有化したいという人もいれば、相談内容はなるべく秘密にしておきたいという人もいます。

このような相談内容や相談者の多様化などに対応するためには、相談先に関する問い合わせのワンストップ化と各相談機関の専門性などの強化を図っていくとともに、相談手段の多様化にも取り組む必要があります。また、身近な地域で相談できる体制を強化するため、既存機関の強化を図るとともに、既存機関を補完する新たな機関の設置についても検討する必要があります。

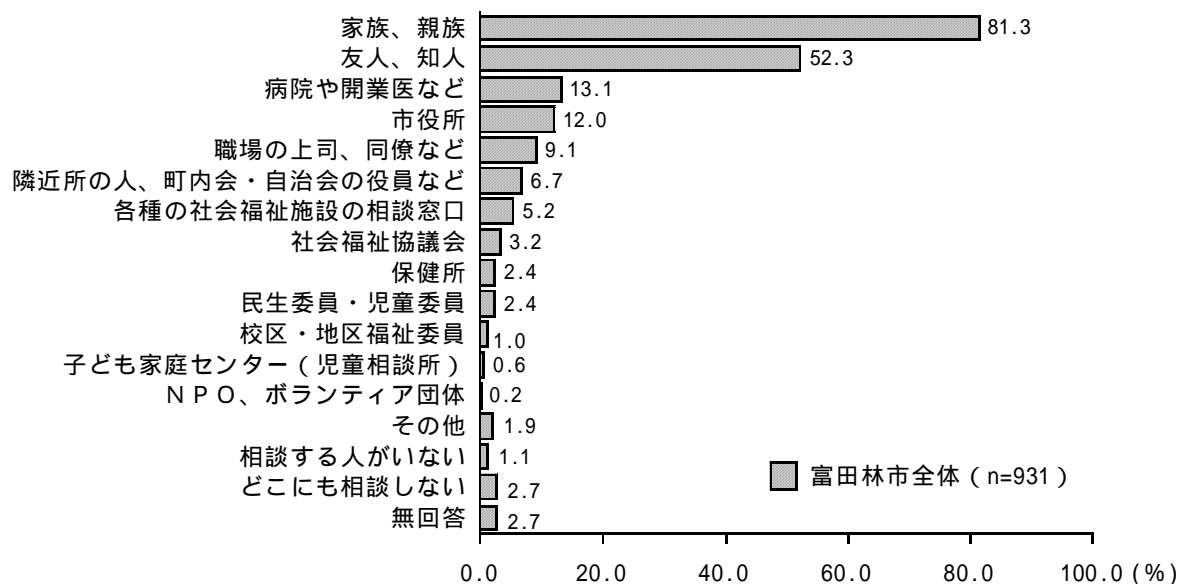
第4章 施策の展開

図4.6 日々の暮らしの中で感じている不安や悩み、困っていること〔全体〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

図4.7 日々の暮らしの中で不安や悩みを抱えたときの相談先〔全体〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する市民意識調査

【具体的な取り組み】

D-2-(1) 相談者の事情に配慮した多様な相談機会の提供

匿名でも相談できる体制づくり

相談者の中には“内緒”で相談したいとか、“内緒”でなければ、相談したいことがあっても相談できないといった人がいます。こうした傾向は、相談内容が複雑であったり、深刻であったりする場合にも見られます。そのため、行政をはじめ相談機能を有する地域福祉活動団体等においては、電話番号非通知でも相談可能な相談体制をつくとともに、そのことを広く広報するよう働きかけます。

多様な手段による相談受付の体制づくり

相談内容や相談者が抱える事情などは多様であるため、行政をはじめ相談機能を有する地域福祉活動団体等においては、窓口相談、出張相談、訪問相談、電話・メール相談、ネット相談など、多様な手段・媒体での相談受け付けの体制づくりに取り組むよう、働きかけます。

D-2-(2) 地域福祉活動団体等における相談対応能力の強化・充実

地域福祉活動団体等における相談機能の設置促進

地域福祉活動団体等の中には、相談活動を未だ行っていない団体等もあることから、可能なかぎり相談活動への取り組みを行ってもらえるよう働きかけるとともに、既に実行している先進団体の事例紹介を行うなど支援を行います。

相談担当者の専門性の向上

相談機関における相談担当者の専門性の向上を図るため、研修機会を充実するとともに、民間機関などで実施する研修に関する情報提供などを行います。

D-2-(3) 身近な相談・情報提供機関の設置の検討

身近な相談・情報提供機関の設置の検討

地域では、民生委員・児童委員などが地域住民の各種相談などに対応しています。このような既存の相談機関の活動を補完する新たな相談機関（人的資源）の設置を進めます。現在、富田林市の事業として中学校区に1名の配置を進めているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、既存の相談機関や専門機関などと連携を図りながら、支援を必要とするあらゆる人の相談に対応するとともに、地域住民に対して福祉サービスなどに関する情報の提供も行っていきます。

さらに、地域住民に身近なところにおいて、同様の機能を担っていく新たな相談機関の設置について検討します。新しい相談機関は、概ね小学校区単位又は町会（自治会）単位に設置するものとします。

D-2-(4) 相談機関に関する情報提供の充実

相談機関に関する情報の効果的な提供

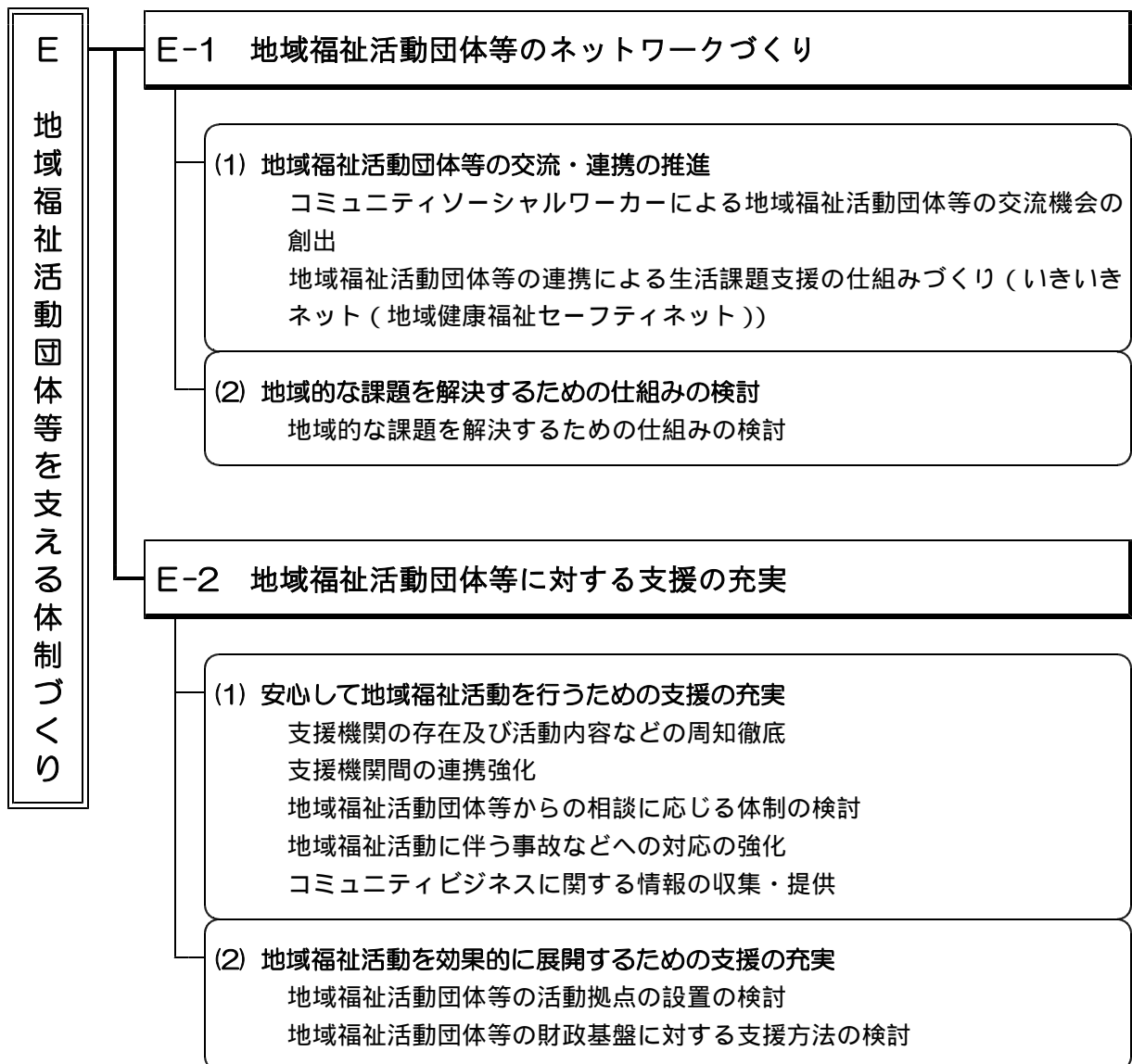
相談機関に関する情報について、先述した「福祉サービスなどに関する情報の提供」（前述の基本目標D-1を参照）と同様に、効果的、的確かつ重点的に提供します。

相談機関に関する問い合わせ窓口の設置の検討

自分が抱えている相談先があるのかどうか、どこにあるのか、などの疑問にワンストップ（1か所、又は、1回）で対応するため、市民から問い合わせに対して、多様な生活課題のそれぞれに関する相談機関の連絡先などの情報を伝えることができる窓口（（仮称）相談先なんでも問い合わせ窓口）の設置について検討します。

基本目標E 地域福祉活動団体等を支える体制づくり

【施策の体系】



E-1 地域福祉活動団体等のネットワークづくり

【現状と課題】

富田林市内の多くの地域では、町会（自治会）、子ども会、老人クラブ、校区・地区福祉委員会、PTAなどの地域ごとに組織される団体や、中学校区に配置されるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、町会（自治会）単位に設置される民生委員・児童委員などの人的資源が活動しています。一方、ボランティア団体、NPO、当事者団体などのように、活動目的などを同じくする人々が集まり、地域を超えて活動を行っている団体などもあります。

これらの団体や人的資源は、それぞれ独自の目的を持って、地域住民の抱えるさまざまな生活課題に対応しており、いずれも富田林市の地域福祉を推進していくうえで重要な役割を担っています。

しかし、生活課題の多様化や複雑化が進む中で、個々の団体や人的資源だけでは対応しきれない場合も出てきており、これらの団体や人的資源の間での連携の必要性が高まっています。関係団体アンケート結果によると、現状においても、個々の課題に対して連携がとられている場合もありますが、「団体や人的資源の間では意識や考え方に差がある」とか「地域での連携がとりにくい」などの意見も寄せられています。

このような状況を踏まえると、今後は、地域福祉活動団体等の交流を深めるとともに、連携の必要な生活課題が生じたときには、課題解決に向けて、地域福祉活動団体等の間で円滑な連携体制を構築できるよう、意識の共有と仕組みづくりを進めておく必要があります。また、そのためには、交流・連携のまとめ役となる人的資源を位置づけておくことが重要であり、必要に応じて、市職員も連携に関わることで、行政と民間機関との協働で取り組むことができる仕組みが重要です。

【具体的な取り組み】

E-1-(1) 地域福祉活動団体等の交流・連携の推進

コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉活動団体等の交流機会の創出

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の主催によって、地域福祉活動団体等が集い、担当者どうしが顔見知りになり、お互いにどういう活動を行っているのかを知るとともに、情報を交換したり、日頃の活動に伴って生じる不安・悩み、問題点などを相談しあったりできる交流の場（関係づくりの場）を、各地域ごとに設置できるよう、取り組みます。この交流の場には、町会（自治会）、校区・地区福祉委員会、民生委員・児童委員などの地域型組織だけでなく、可能なかぎり、当事者グループ、ボランティアグループ、NPO法人などのテーマ型組織も参加してもらうよう、働きかけます。

地域福祉活動団体等の連携による生活課題支援の仕組みづくり（いきいきネット（地域健康福祉セーフティネット））

個々の地域住民が抱える生活課題に対しては、基本的には、相談を受けたり、支援を求められたりした地域福祉活動団体等において対応するものと考えられますが、生活課題の内容によっては、窓口となった地域福祉活動団体等だけでは対応が困難な事例も発生することが考えられます。

そこで、こうした対応が困難な事例に対しても、自助・互助・共助・公助による支援に円滑につなげていくことができるよう、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）がコーディネートし、関係者が参加する「（仮称）生活課題支援会議」の開催に向けて、取り組みます。

E-1-(2) 地域的な課題を解決するための仕組みの検討

地域的な課題を解決するための仕組みの検討

多くの地域住民が共通して抱えている課題（例えば、違法駐車・駐輪、歩道の凸凹や段差、不審者などの出没、など）に対しては、地域全体で解決に向けて取り組むことが重要になります。

そこで、こうした課題の解決に向けて、実態の調査、解決策の検討、解決策に対する合意形成などを、地域全体で取り組むことができるよう、関係する地域住民や地域福祉活動団体のほか、必要に応じて、関係する市職員が参加して開催する「（仮称）地域課題検討会議」の設置について検討します。

E-2 地域福祉活動団体等に対する支援の充実

【現状と課題】

地域福祉活動を行っている団体や人的資源が、富田林市の地域福祉の向上に向けて、さらに活発な活動を展開していくためには、いわゆる組織運営に必要な4大資源（人、物、金、情報）を充実していくことも重要です。

「人」に関しては、基本目標Aで述べたとおり、地域福祉の担い手づくりを充実していく必要があります。

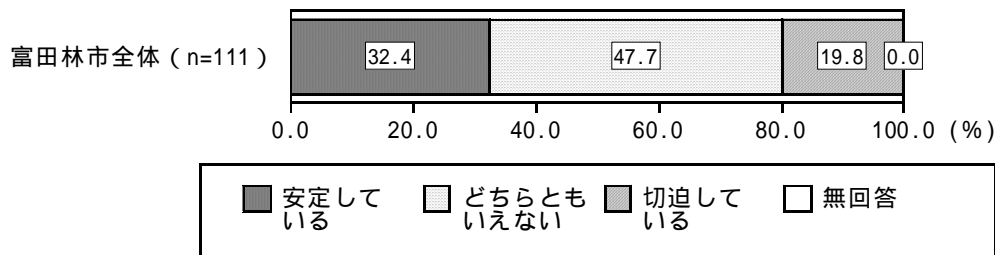
「物」に関しては、サポート会議や関係団体アンケートでは、集会所や自治会館などの無い地域から「活動場所の確保が難しい」という意見が寄せられており、活動拠点の確保について検討する必要があります。

「金」に関しては、関係団体アンケート調査結果では、団体の財政状況に関して「切迫している」は19.8%と2割を占め、「安定している」は32.4%と約3分の1を、「どちらとも言えない」は47.7%と半数弱をそれぞれ占めます。また、サポート会議では「市からの助成金は、新しい活動をするときにはあるが、活動継続に対してはほとんどない」、「市から予算がつくと、地域社会から認められたことになり、やり甲斐につながる」、「福祉委員会や老人クラブでは町会（自治会）から助成金をもらって活動しているため、財政が安定しない」などの問題点が指摘されています。こうしたことから、財政支援の在り方についても検討する必要があります。

「情報」に関しては、基本目標Dで述べたとおり、地域福祉活動を行っている団体や人的資源に対して的確に情報を提供する必要があります。

その他、サポート会議や関係団体アンケートでは「地域福祉活動を行っている団体などの不安や悩みを相談できる場所がない」という意見や、「地域福祉活動をしているときに、要支援者（利用者）に事故があった場合の保険や責任の所在がはっきりしていないため、不安である」という意見も寄せられています。これらの意見も、今後、富田林市において地域福祉を推進するうえで重要な課題と考えられます。

図4.8 団体の財政状況〔全体〕



資料：「富田林市地域福祉計画」策定に関する関係団体アンケート調査

【具体的な取り組み】

E-2-(1) 安心して地域福祉活動を行うための支援の充実

支援機関の存在及び活動内容などの周知徹底

地域福祉活動団体等への支援を行っているボランティアセンター、市民公益活動支援センターの存在、及び、それぞれのセンターにおける活動内容などについて、富田林市社会福祉協議会と連携のもと、地域福祉活動団体等に広報し、その周知を図ります。

支援機関間の連携強化

富田林市社会福祉協議会と連携のもと、ボランティアセンターと市民公益活動支援センターのそれぞれが行っている事業・活動のうち、類似したものについては、お互いに協力するとともに、その他の事業・活動についても情報の共有化や役割分担などを進めます。

地域福祉活動団体等からの相談に応じる体制の検討

地域福祉活動団体等が抱える不安や悩み、問題などの解決を図るため、富田林市社会福祉協議会と連携して、地域福祉活動団体等からの相談に対応する体制づくりについて検討します。

地域福祉活動に伴う事故などへの対応の強化

地域福祉活動（特に、対人サービス活動）を行ったときに発生した事故などへの対応策の1つである保険制度（ボランティア保険など）について、その普及と利用促進を図ります。また、地域福祉活動団体等とともに、被害にあったサービス利用者への対応方針（責任の在り方など）について検討します。

コミュニティビジネスに関する情報の収集・提供

地域福祉を推進していくためには、多様な主体が地域福祉活動に参加することは重要であり、その1つとして、コミュニティビジネスの可能性にも注目が集まっています。そのため、先進事例、関係法令、ノウハウなどのコミュニティビジネスに関する情報の入手に努めるとともに、必要に応じて、市内にある企業や地域福祉活動団体等に提供します。

E-2-(2) 地域福祉活動を効果的に展開するための支援の充実

地域福祉活動団体等の活動拠点の設置の検討

地域福祉活動団体等の活動基盤を整備するため、空き教室、空き店舗、公共施設の空きスペースを活用するなど、活動拠点となる場所の確保について、費用対効果の結果などを勘案しながら検討します。なお、地域福祉活動団体等の活動拠点は、地域住民の交流拠点として利用することが可能なものとします（基本目標A-2- を参照）。

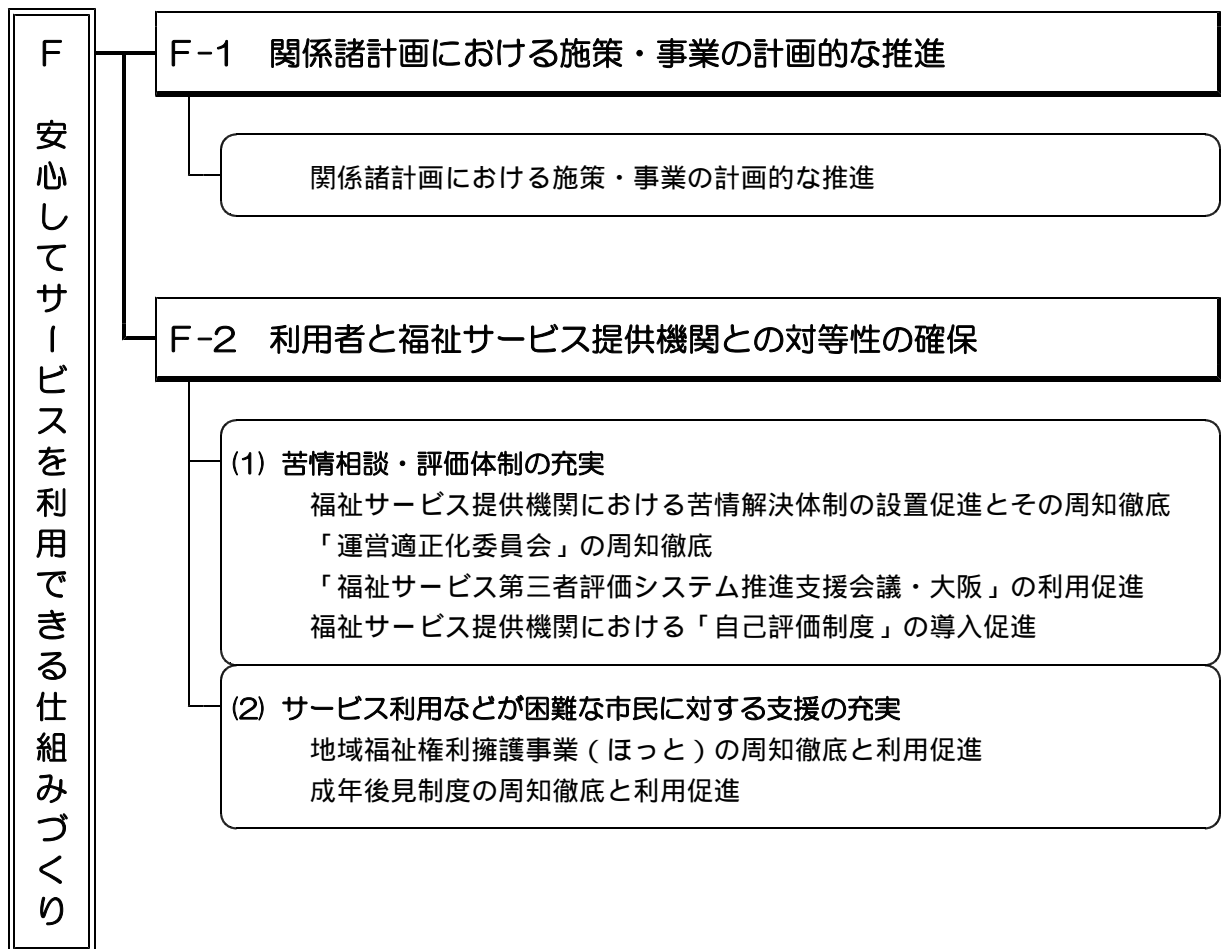
地域福祉活動団体等の財政基盤に対する支援方法の検討

地域福祉活動団体等の財政基盤を整備するため、地域福祉活動団体等の自主財源確保の取り組みに対して、事例紹介、ノウハウの提供などの支援を行います。

また、公費による支援については、現在の“団体又は事業単位の支給”から、“地域を単位とした支給”への移行の可能性や問題点などについて検討するとともに、それぞれの地域に対しては、団体又は事業単位の支給された公費の“集約と優先度別再分配”の可能性や問題点などについて検討するよう働きかけます。

基本目標F 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

【施策の体系】



F-1 関係諸計画における施策・事業の計画的な推進

【現状と課題】

富田林市では、第4次富田林市総合計画をはじめ、地域福祉に関する計画などとして、富田林市次世代育成支援行動計画、富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、富田林市障害福祉計画・障害者長期計画、健康とんだばやし21、「人権教育のための国連10年」富田林市行動計画、富田林市男女共同参画計画、富田林市地域防災計画、富田林市交通等バリアフリー基本構想、富田林市市民公益活動推進指針などを策定して（又は、策定に向けて取り組んで）います。

また、本計画では、福祉サービスの提供に関する資源や仕組み、福祉サービスの利用に関する支援などについてとりまとめているほか、関連諸計画ではあまり取り上げていない生活課題への対応などについてとりまとめています。

富田林市において地域福祉を推進するためには、本計画だけでなく、関連諸計画の施策・事業が計画的に推進される必要があることは言うまでもありません。また、関連諸計画の改正などにあたっては、第4次富田林市総合計画及び本計画との整合を図り、行政全体として一貫性のある地域福祉施策・事業が展開されなければなりません。

【具体的な取り組み】

関係諸計画における施策・事業の計画的な推進

自助・互助・共助・公助による支援のうち、公助に関して中心的な役割を担う機関として、地域福祉に関連する行政計画（富田林市次世代育成支援行動計画、富田林市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、富田林市障害福祉計画・障害者長期計画、健康とんだばやし21、「人権教育のための国連10年」富田林市行動計画、富田林市男女共同参画計画、富田林市地域防災計画など）における施策・事業を計画的に推進します。

F-2 利用者福祉サービス提供機関との対等性の確保

【現状と課題】

我が国では、平成12(2000)年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの供給体制は、従来の「措置制度」から「利用(契約)制度」を中心とした制度に大きく転換しました。利用(契約)制度では、福祉サービスの利用者と事業者は対等な関係にあり、利用者は福祉サービスを選択できることになっています。

しかし、一般的には、福祉サービスに関する情報の量や内容は事業者の方が優位であり、利用者はなかなか十分に知りうる事ができない(情報の非対称性)とされています。そのため、事業者に対する評価制度を充実し、結果を市民に公表することが重要です。

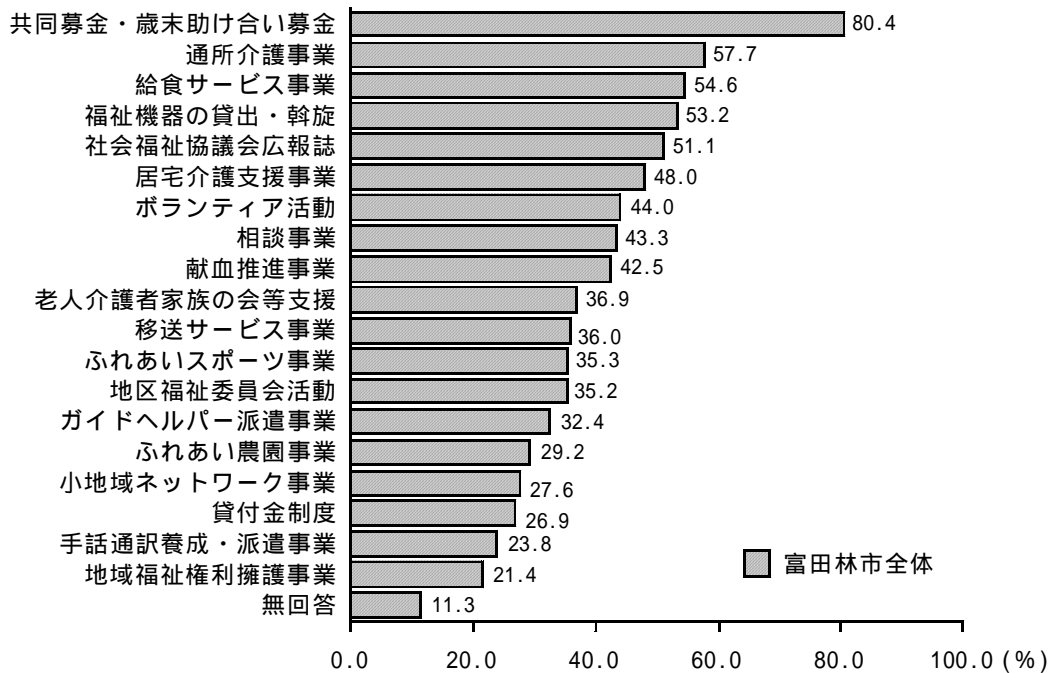
また、対等な関係といっても、現実的には、利用者は事業者よりも弱い立場に置かれることが少なくなく、苦情を抱いてもそれを言いにくいという実情があります。そのため、事業者には、苦情解決体制として苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置に取り組むことが求められています。また、大阪府社会福祉協議会には、苦情を適切に解決するなどの目的で「運営適正化委員会」が設置されています。

こうした苦情解決の取り組みは利用者の権利擁護という意味だけでなく、苦情は事業所にとってもサービス向上に向けた重要な情報であるため、各事業者に対して苦情解決体制の設置を積極的に働きかけていくとともに、市民への周知を図っていくことも必要です。

さらに、高齢者や障害者の中には、判断能力に不安があり、福祉サービスの選択や事業者との契約締結などにおいて困難が予想される利用者もいます。このような利用者を支援する事業として、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度があります。地域福祉権利擁護事業は、富田林市では、富田林市社会福祉協議会が「ほっと」という事業名で実施しています。また、家庭裁判所に申し立てを行う成年後見制度については、高齢介護課で、制度利用にあたって支援を行っているほか、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない市民には、本人に代わって市長が申し立てを行うことができます。

しかし、富田林市社会福祉協議会が実施した地域住民アンケートによると、地域福祉権利擁護事業を知っているという人は21.4%と2割強にとどまっているため、これらの事業・制度について、市民への周知を図り、より一層利用しやすくする必要があります。

図4.9 富田林市社会福祉協議会が実施している事業・活動の中で知っているもの



資料：地域住民アンケート（富田林市社会福祉協議会、平成15年）

【具体的な取り組み】

F-2-(1) 苦情相談・評価体制の充実

福祉サービス提供機関における苦情解決体制の設置促進とその周知徹底

福祉サービス提供機関では、苦情解決体制として、苦情解決責任者^(注)、苦情受付担当者^(注)、第三者委員^(注)を設置することが求められています。そのため、福祉サービス提供機関に対して苦情解決体制の設置を働きかけます。また、福祉サービス提供機関にはこのような苦情解決体制が設けられていることを、さまざまな機会を捉えて、広く市民に広報し、その周知を図ります。

「運営適正化委員会」の周知徹底

利用者からの苦情に対して、利用者と福祉サービス提供機関の双方で話し合っても解決できない場合、また、事情があって、福祉サービス提供機関の責任者や担当職員に直接言いにくい場合、苦情を申し出ることができる機関として、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会があります。

そこで、大阪府社会福祉協議会運営適正化委員会の存在、運営適正化委員会における苦情解決の仕組みなどについて、さまざまな機会を捉えて、広く市民に広報し、その周知を図ります。

「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」の利用促進

大阪府における第三者評価事業の推進組織として、福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪（社会福祉法人大阪府総合福祉協会）があります。ここでは、福祉サービス第三者評価^(注)を行う評価機関（福祉サービス提供機関と利用者以外の公正・中立な第三者）の認証に係る事務、福祉サービス第三者評価の評価基準や評価手法の策定・更新、評価結果の公表などを行っています。

そこで、福祉サービスを利用する際、事業所などの選択を行うにあたって、「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」を活用することにより、福祉サービス第三者評価の評価結果を入手できることを、さまざまな機会を捉えて、広く市民に広報し、その周知と利用促進を図ります。

福祉サービス提供機関における「自己評価制度」の導入促進

福祉サービス提供機関自身が自らの福祉サービスを評価（自己評価）し、自己評価結果と福祉サービス第三者評価結果とを比較分析し、自らの福祉サービスを見直すことで、福祉サービスの質の向上が図られると考えられます。そのため、福祉サービス提供機関に対し、自己評価制度の導入を働きかけます。

（注）苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員

苦情解決責任者は、苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者とします。

苦情受付担当者は、サービス利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるため、職員の中から任命します。また、苦情受付担当者は、利用者からの苦情の受付、苦情内容、利用者の意向等の確認と記録、受け付けた苦情及びその改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告、を行います。

第三者委員は、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、設置します。第三者委員の要件は、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者であること、世間からの信頼性を有する者であること、です。

（注）福祉サービス第三者評価

福祉サービス第三者評価とは、福祉サービスを提供している事業所と利用者以外の公正・中立な第三者（＝評価機関）が、当該事業所が提供している福祉サービスの質などについて、専門的かつ客観的な立場から行う評価のことです。

F-2-(2) サービス利用などが困難な市民に対する支援の充実

地域福祉権利擁護事業（ほっと）^(注)の周知徹底と利用促進

地域福祉権利擁護事業を知ってもらい、理解してもらうため、富田林市社会福祉協議会と連携し、さまざまな機会を捉えて、事業の内容や利用方法などについて広く市民に広報し、その周知と利用促進を図ります。

成年後見制度^(注)の周知徹底と利用促進

成年後見制度を知ってもらい、理解してもらうため、弁護士や司法書士など司法関係機関などの協力を得ながら、さまざまな機会を捉えて、事業の内容や利用方法などについて広く市民に広報し、その周知と利用促進を図るとともに、富田林市社会福祉協議会と連携し、地域福祉権利擁護事業に関する広報とあわせて、成年後見制度の広報にも努めます。

また、高齢介護課が制度利用にあたっての支援（相談への対応など）を実施していること、市長による申立てがあることなどについての広報にも努めます。

（注）地域福祉権利擁護事業

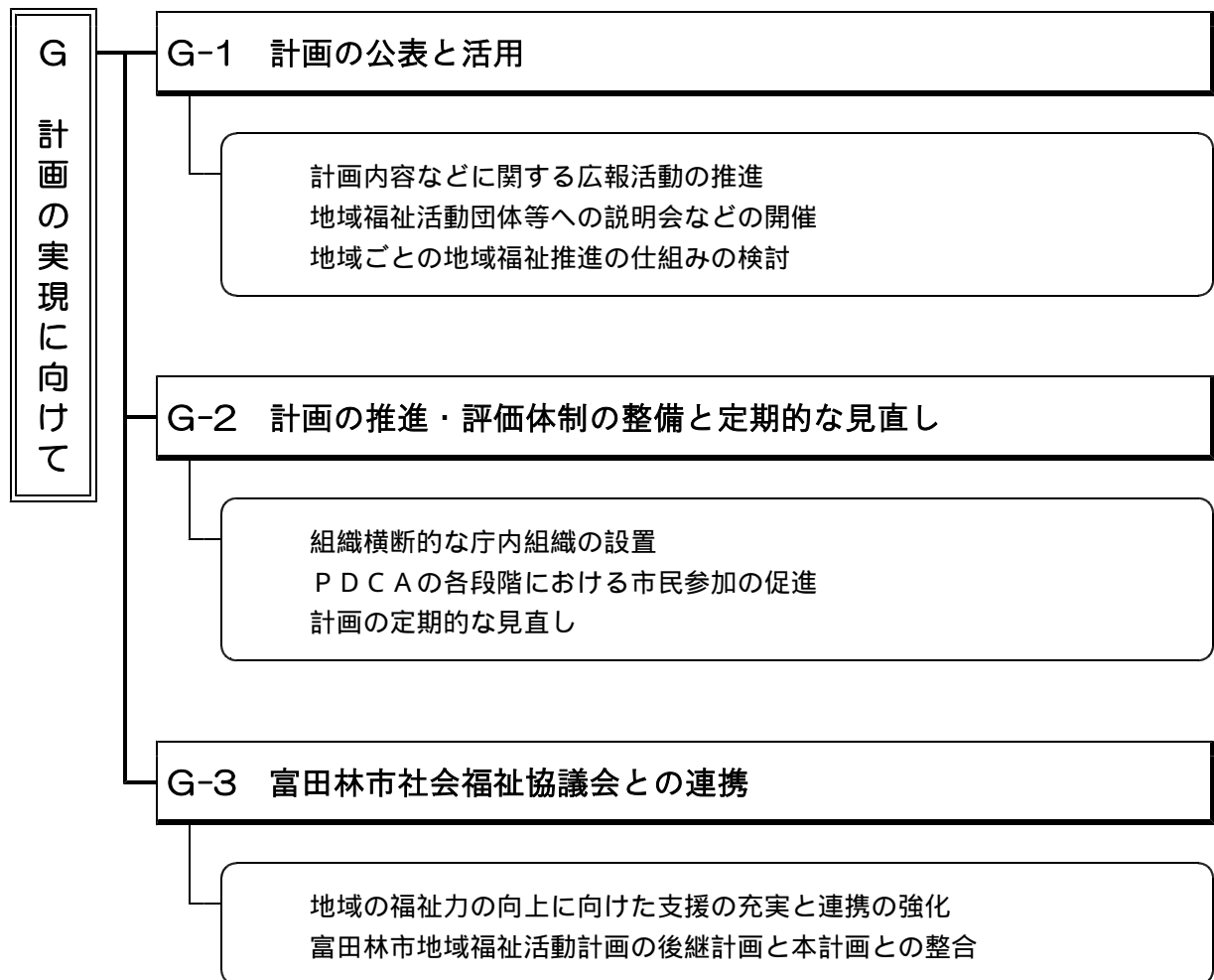
認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が自立し、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスなどの生活支援を行う事業。「ほっと」は富田林市社会福祉協議会における同事業の名称。

（注）成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人などが財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。法定後見人制度と任意後見人制度があります。

基本目標G 計画の実現に向けて

【施策の体系】



G-1 計画の公表と活用

計画内容などに関する広報活動の推進

一人でも多くの市民に、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうために、広報とんだばやし、市のホームページなどを活用して広報を行います。また、本計画の概要版（小冊子）も作成します。

地域福祉活動団体等への説明会などの開催

地域福祉活動団体に、本計画の基本理念、基本視点、施策内容などを知ってもらい、理解してもらうとともに、富田林市における地域福祉の推進に向けて協力などをお願いするため、地域福祉活動団体等を対象にした説明会などを開催します。

地域ごとの地域福祉推進の仕組みの検討

本計画の基本理念、基本視点などを共有しつつ、それぞれの地域において、地域特性を考慮した地域福祉推進の仕組みづくりが検討されるよう、働きかけます。

G-2 計画の推進・評価体制の整備と定期的な見直し

組織横断的な庁内組織の設置

本計画における施策・事業には、庁内のほぼすべての部が関わっているため、本計画の推進及び評価にあたっては、組織横断的な組織を立ち上げて、取り組みます。

P D C A^(注)の各段階における市民参加の促進

本計画の計画立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Action）の各過程において、さまざまな立場の市民が参加し、行政と協働で取り組むことができるよう、行政と市民の間での情報の共有化を図るとともに、市民参加の機会の拡充に努めます。

（注）P D C A

P D C Aは、一般的には、計画立案（Plan）、実施（Do）、検証・評価（Check）、見直し（Action）の頭文字を取ったもので、特に行政機関においては、政策、施策・事業などの計画策定から見直しまでのサイクルを示しています。

計画の定期的な見直し

本計画の計画期間は5年ですが、我が国の社会福祉政策や社会経済環境など大きく変化していることを考慮して、概ね3年後をめどに、地域特性や市民意識などの変化、施策・事業の進捗状況や評価結果などを考慮しながら、本計画の見直しを行います。

G-3 富田林市社会福祉協議会との連携

地域の福祉力の向上に向けた支援の充実と連携の強化

富田林市における地域の福祉力の向上を図るため、地域福祉推進の中核機関である富田林市社会福祉協議会に対し、組織運営、事業展開などにおいて必要な支援を行うとともに、より一層の交流・連携を進めます。

富田林市地域福祉活動計画の後継計画と本計画との整合

富田林市社会福祉協議会では、平成17(2005)年9月に地域福祉活動計画(富田林市社会福祉協議会の計画)及び地域福祉行動計画(校区・地区福祉委員会の計画)の両方を盛り込んだ富田林市地域福祉活動計画Vol.1を作成しています。今後、策定又は改定される「地域福祉活動計画」や「地域福祉行動計画」については、本計画の基本理念、基本視点などを共有しつつ、富田林市社会福祉協議会、各校区地区福祉委員会の個別性を尊重した計画となるよう、必要な支援を行います。

参考資料

計画策定の経過

年	実施月日	取組項目	主な内容、結果など
平成17年	5月24日	計画策定検討会議（第1回）	・地域福祉計画の性格や位置づけ等の説明 ・大阪府下の計画策定状況の説明 ・計画策定の進め方等の検討
	8月8日	計画策定検討会議（第2回）	・「富田林市地域福祉計画策定事業」の進め方等の検討 ・計画委員会の委員構成等の検討
	9月27日	計画策定検討会議（第3回）	・計画委員会委員及びサポート会議委員の推薦依頼 ・計画策定までの行程(案)の検討
	12月20日	計画策定検討会議（第4回）	・市民意識調査の調査票(案)、進め方等の検討
平成18年	1月17日	サポート会議（第1回）	・地域福祉と地域福祉計画についての概要説明 ・市民意識調査の調査票(案)、進め方等の検討
	1月19日	計画委員会（第1回）	・地域福祉と地域福祉計画についての概要説明 ・市民意識調査の調査票(案)、進め方等の検討
	2月10日～3月3日	市民意識調査の実施	・調査対象：20歳以上の市民2,000人 ・回収結果：有効回収931票
	3月24日	計画策定検討会議（第5回）	・市民意識調査の単純集計結果の報告 ・関係団体アンケート調査の調査票(案)、進め方等の検討
	3月27日	サポート会議（第2回）	・市民意識調査の単純集計結果の報告 ・関係団体アンケート調査の調査票(案)、進め方等の検討 ・部会別：生活課題、地域が抱える課題等の検討
	3月30日	計画委員会（第2回）	・市民意識調査の単純集計結果の報告 ・関係団体アンケート調査の調査票(案)、進め方等の検討 ・生活課題、地域が抱える課題等の検討
	5月10日～6月30日	関係団体アンケート調査の実施	・調査対象：地域福祉活動を実施している団体（157団体） ・回収結果：有効回収111票
	7月12日	サポート会議（第3回）	・市民意識調査のクロス集計結果の報告 ・部会別：生活課題等の検討 / 課題解決に向けた対策等の検討
	7月20日	計画委員会（第3回）	・市民意識調査のクロス集計結果の報告 ・「富田林市地域福祉活動計画」の概要説明（担当：社協） ・生活課題、地域が抱える課題等の検討 ・計画における特色ある枠組みづくりの検討
	8月3日	計画委員会（第4回）	・計画における特色ある枠組みづくりの検討
	8月30日	サポート会議（第4回）	・部会別：生活課題等の検討 / 課題解決に向けた対策等の検討
	10月6日	サポート会議（第5回）	・「サポート会議・部会別検討結果」の検討
	10月19日	計画委員会（第5回）	・サポート会議の部会別検討結果の報告 ・計画における「基本理念と施策体系」の検討
	11月9日	計画策定検討会議（第6回）	・計画における「基本理念と施策体系」の検討
	11月28日	計画委員会（第6回）	・高齢・児童・障害関係以外の団体からの意見聴取 ・計画素案（基本理念と施策体系）の検討
	12月22日	計画策定検討会議（第7回）	・計画素案（全編）の検討
平成19年	1月11日	計画委員会（第7回）	・計画素案（全編）の検討
	2月2日	計画策定検討会議（第8回）	・計画素案（全編）の検討
	3月9日～3月19日	計画素案に対するパブリックコメントの実施	・計画素案（全編）に対する市民等からの意見聴取
	3月29日	計画策定検討会議（第8回）	・計画最終案の検討

（注） : 地域福祉計画委員会、 : 地域福祉サポート会議、 : 計画策定検討会議、 : その他の取り組み

富田林市地域福祉計画委員会設置要綱

(設置)

第1条 富田林市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、計画の案に対する意見を求めるため、富田林市地域福祉計画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、医療関係者、福祉関係者及び市民のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開く事ができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部社会援護課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 最初に行われる委員会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

富田林市地域福祉計画委員会委員名簿

(各分野内、五十音順)

分野	氏名(敬称略)	所属
学識経験者	小野 達也	大阪府立大学人間社会学部
医療関係者	堀野 俊男	社団法人富田林医師会
福祉関係者	浅野 豊	社会福祉法人富田林市社会福祉協議会
	阿部 博	民生委員・児童委員協議会
	井口 靖彦	福祉委員会代表
	大塚 知恵子(平成18年度) 〔福田 弘子(平成17年度)〕	コミュニティソーシャルワーカー
	近藤 美鈴(平成18年度) 〔中 由美(平成17年度)〕	富田林保健所
	遠坂 貴史	コミュニティソーシャルワーカー
	三木 敏恵	ボランティアグループ(金剛グループ)
住民代表	清井 浩	NPO法人高齢者大学シニア富田林
	福原 美知子	母子福祉会
	船内 宏作	身体障害者福祉協会
	三嶋 定雄	町総代会
	森本 由美子	P T A連絡協議会母親部会
	吉原 肇	老人クラブ連合会

(注) : 委員長、 : 副委員長

地域福祉サポート会議設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、富田林市地域福祉計画を策定するにあたり市民その他の社会福祉に関する活動を行っている者の意見を反映させるため、地域福祉サポート会議（以下「サポート会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 サポート会議は、委員21人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、富田林市地域福祉計画の策定が終了するまでの間とする。
- 3 サポート会議に会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 サポート会議に部会を置くことができる。

（会議）

第3条 サポート会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 サポート会議は、日頃地域で行われている福祉活動について語り合い、市は、会議の中で明らかになった地域福祉についての課題点などを富田林市地域福祉計画策定に反映させるものとする。

（庶務）

第4条 サポート会議の庶務は、保健福祉部社会援護課において処理する。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか、サポート会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 最初に行われるサポート会議の招集は第3条第1項の規定にかかわらず、保健福祉部長が行う。

地域福祉サポート会議委員名簿

(各部会内、五十音順)

部 会	氏 名 (敬称略)	所 属
高齢部会	浅海 克明	ボランティアグループ (老人給食)
	久保 義和	NPO法人ナルク富田林
	中西 真澄	老人クラブ連合会
	東 克明	富田林市社会福祉協議会
	平田 常二	地区福祉委員会
	三嶋 守	民生委員・児童委員協議会
児童部会	久米村 幹子	ボランティアグループ (ファミサポ援助会員)
	巽 真里子	NPO法人ふらっとスペース金剛
	中尾 いつ子	民生委員・児童委員協議会
	新里 恵美	地区福祉委員会
	野村 美和	P T A連絡協議会母親部会
	宮崎 ひさ子	母子福祉会
障害部会	石田 千佳子	ボランティアグループ (手話サークル虹)
	都留 秀行	精神障害者家族連絡会 (ときわぎ会)
	播戸 喜明	地区福祉委員会
	扶川 始	身体障害者福祉協会
	宮崎 幸美	手をつなぐ父母の会
	桃原 順子	NPO ZOO とぴあ
	山本 俊雄	民生委員・児童委員協議会

(注) : 会長、 : 部会リーダー

地域福祉計画策定検討会議設置要領

(目的)

第1条 この要領は、地域福祉計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(事務)

第2条 検討会議は、富田林市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に際し、情報収集と研究を行うとともに、協議検討し、調整を行うものとする。

(組織)

第3条 検討会議は、別表第1に掲げる職を有する者をもって組織する。

(会議)

第4条 検討会議は、保健福祉部長が必要に応じて召集する。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は保健福祉部社会援護課が行う。

附則

この要領は、平成17年5月24日から施行する。

別表1

地域福祉計画策定検討会議構成員

部 名	課 名	職 名
保健福祉部		保健福祉部長
	福祉事務所	所長
	保険年金課	課長
	高齢介護課	課長
	障害福祉課	課長
	保育課	課長
	子育て支援課	課長
	健康づくり推進課	課長
人権文化部	ふれあい交流課	課長
まちづくり政策部	まちづくり推進課	課長
教育総務部	教育指導室	室長
生涯学習部	社会教育課	課長
市長公室	政策推進室	室長
社会福祉協議会	事務局	次長

アンケート調査票

共に生き、共に支え合う福祉のまちをめざして

- 市民意識調査へのご協力のお願い -

市民の皆さまには、日頃より市政に対してご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、富田林市では現在、共に生き、共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくりをめざして「富田林市地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。

この調査は、市民の皆さんの地域に対する思い、日々の生活をする中で抱えている様々な課題、地域活動やボランティア活動の参加状況・利用意向などをお聞きし、計画づくりにあたっての貴重な資料とさせていただくために実施するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成18(2006)年2月

富田林市長 多田 利喜

【ご記入にあたってのお願い】

1. 回答をお願いしている方について

この調査では、市内にお住まいの20歳以上の方の中から無作為に2,000人を選ばせていただき、アンケート調査への回答をお願いすることにしました。

封筒の宛名の方自身（ご本人）がご回答ください。なお、どうしてもご本人による回答が難しい場合は、他の方がご本人のお答えをお聞きの上、代筆していただいても結構です。

2. 回答の仕方について

回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問にしたがって、あてはまる番号に印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。

回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、**平成18年2月15日（水）までに郵便ポストに投函してください。**

3. その他

調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に使われたりすることは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

富田林市 保健福祉部 社会援護課 総務係
電話：(0721) 25 - 1000、ファックス：(0721) 23 - 0121

あなたやあなたのご家族のことについてお尋ねします。

問1 あなたの性別は。(どちらかに)

- 1 男 2 女

問2 あなたは、平成18年1月1日現在で満何歳ですか。(1つだけ)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 1 20～24歳 | 2 25～29歳 | 3 30～34歳 | 4 35～39歳 |
| 5 40～44歳 | 6 45～49歳 | 7 50～54歳 | 8 55～59歳 |
| 9 60～64歳 | 10 65～69歳 | 11 70～74歳 | 12 75歳以上 |

問3 現在、一緒に住んでいるのはどなたですか。あなたからみた続柄でお答えください。
(いくつでも)

配偶者は届出の有無に関係なく、お選びください。

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 1 ひとり暮らし | 2 配偶者 |
| 3 子ども(子どもの配偶者も含む。) | 4 父親(配偶者の父親も含む。) |
| 5 母親(配偶者の母親も含む。) | 6 孫 |
| 7 祖父(配偶者の祖父も含む。) | 8 祖母(配偶者の祖母も含む。) |
| 9 兄弟姉妹(配偶者の兄弟姉妹も含む。) | 10 その他(具体的に.....) |

問4 一緒に住んでいるご家族の中に、未成年者はおられますか。(いくつでも)

- | | |
|--------------|------------------|
| 1 就学前の子どもがいる | 2 小学生がいる |
| 3 中学生がいる | 4 高校生年代以上の子どもがいる |
| 5 未成年者はいない | |

問5 一緒に住んでいるご家族の中に、高齢者(65歳以上)はおられますか。
(いくつでも)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 高齢者がいる(常時介護が必要な) | 2 高齢者がいる(ときどき介護が必要な) |
| 3 高齢者がいる(介護を必要としない) | 4 高齢者はいない |

問6 一緒に住んでいるご家族(あなたも含めて)の中に、障害のある人(障害児、障害者)はおられますか。(どちらかに)

- 1 いる
2 いない

→問6-1 それは、だれですか。(いくつでも)

- 1 あなた自身 2 あなた以外のご家族(具体的に.....)

問7 あなたの最近の健康状態はいかがですか。(1つだけ)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| 1 健康である | 2 治療の必要はないが、体調はすぐれない |
| 3 治療中の病気があり、通院している | 4 常時、介護を要する状態である |
| 5 その他(具体的に.....) | |

問8 あなたのお住まいは。(1つだけ)

- | | | |
|----------------|------------------|-----------|
| 1 一戸建ての持ち家 | 2 一戸建ての借家 | 3 分譲マンション |
| 4 賃貸マンション・アパート | 5 公営住宅 | 6 社宅、官舎、寮 |
| 7 下宿 | 8 その他(具体的に.....) | |

問9 あなたのご職業は。(1つだけ)

- | | | |
|---------------|-------------------|---------------|
| 1 農業 | 2 自営業 | 3 会社員(役員を含む。) |
| 4 公務員、教員など | 5 団体職員(役員を含む。) | 6 パート・アルバイト |
| 7 派遣社員、契約社員など | 8 学生 | 9 専業主婦 |
| 10 無職 | 11 その他(具体的に.....) | |

お住まいの地域のことについてお尋ねします。

問10 あなたのお住まいのある小学校区は。(1つだけ)

- | | | |
|------------|-------------------------------------|------------|
| 1 喜志西小学校区 | 2 喜志小学校区 | 3 新堂小学校区 |
| 4 富田林小学校区 | 5 川西小学校区 | 6 錦郡小学校区 |
| 7 彼方小学校区 | 8 大伴小学校区 | 9 東条小学校区 |
| 10 高辺台小学校区 | 11 久野喜台小学校区 | 12 寺池台小学校区 |
| 13 伏山台小学校区 | 14 藤沢台小学校区 | 15 小金台小学校区 |
| 16 向陽台小学校区 | 校区がわからない方は、お住まいの町名をお書きください。 [.....] | |

問11 問10の小学校区での居住年数は。(1つだけ)

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 1年未満 | 2 1～5年 | 3 6～10年 | 4 11～15年 |
| 5 16～20年 | 6 21～25年 | 7 26～30年 | 8 31年以上 |

問12 お住まいの地域に対して、愛着を感じていますか。(1つだけ)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 たいへん愛着を感じている | 2 少し愛着を感じている |
| 3 あまり愛着を感じていない | 4 まったく愛着を感じていない |
| 5 わからない | |

問13 あなたにとって「自分のまち」とは、どの範囲のことをいいますか。(1つだけ)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 自分の家のまわりの地域 | 2 町会・自治会単位の地域 |
| 3 小学校区程度の地域 | 4 中学校区程度の地域 |
| 5 富田林市全域 | 6 もっと広い地域 |
| 7 わからない | |

問14 あなたとご近所の人とは、どの程度の付き合いをしていますか。(1つだけ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 特に用事が無くても行き来し、困ったときには助け合える人がいる |
| 2 家庭の中までは入らないが、よく行き来する程度の人がいる |
| 3 顔が合えば、立ち話をする程度の人がいる |
| 4 顔が合えば、あいさつする程度の人しかいない |
| 5 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない |
| 6 近所付き合いはしない |
| 7 その他(具体的に.....) |

問15 ご近所の人との付き合いについて、どのように考えていますか。(1つだけ)

- | |
|-------------------------------|
| 1 近所付き合いは積極的にしたほうが良いと考えている |
| 2 自分以外の家族がしているので、特にしようと考えていない |
| 3 隣近所のことは干渉せず、付き合いもほどほどと考えている |
| 4 あまり隣近所とかかわりをもたくなないと考えている |
| 5 近所付き合いそのものが面倒であると考えている |
| 6 特に考えていない |
| 7 その他(具体的に.....) |

地域活動についてお尋ねします。

問16 あなたは、ここ数年の間で、次の(1)～(8)の地域活動にそれぞれどの程度参加していますか。(1)～(8)のそれぞれについて、1つだけ)

1	2	3	4
企画・運営等に中心的に関わっている	企画・運営等には関わっていないが、活動には参加している	活動があることは知っているが、ほとんど参加していない	活動があること自体、知らない

(1) 地域の祭り、盆踊り、地藏盆など	1	2	3	4
(2) 地域の運動会、スポーツ大会など	1	2	3	4
(3) 地域の清掃活動	1	2	3	4
(4) 地域の防犯・交通安全活動	1	2	3	4
(5) 町会・自治会活動	1	2	3	4
(6) 子供会活動、青少年育成活動	1	2	3	4
(7) 老人クラブ活動	1	2	3	4
(8) 女性による地域活動	1	2	3	4

問16の(1)～(8)のいずれかで「1 企画・運営等に中心的に関わっている」又は「2 企画・運営等には関わっていないが、活動には参加している」と回答した人は、次頁の問17へお進みください。それ以外の人は、以下の問16-1をお答えください。

問16-1 問1の(1)～(8)のいずれにも参加していないのは、なぜですか。(いくつでも)

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 町会・自治会等に入っていないから | 2 仕事や家事・育児などに忙しいから |
| 3 一緒に参加する人がいないから | 4 地域の行事や活動に興味が無いから |
| 5 参加の方法がわからないから | 6 体力的に無理だから |
| 7 人間関係が難しそうだから | 8 家族の協力・理解が得られないから |
| 9 地域でやりたい活動がないから | 10 他の活動に参加しているから |
| 11 この地域に来て、まだ間もないから | 12 いずれの活動も知らなかったから |
| 13 その他(具体的に.....) | |

暮らしの中で感じている生活課題などについてお尋ねします。

問17 この1年間において、何らかの理由で、自分では
 行うこともできずに困ってしまったこと（次に
 あげる(1)～(8)）がありましたか。

（それぞれについて、どちらかに）

（注）家族に助けてもらった場合も「あった」に 印を
 付けてください。

1	2	3	4	5	6	7
利公 用の した たサ ービ スを	員民 の生 支委 援員 を・ 受児 け童 た委	支ボ 援ラ を 受テ けイ たア 等 の	も近 ら所 つ のた 人に 助け て	っ家 た族 に 助け て もら	6 そ の 他	7 ら誰 つか って ら いも な助 いけ て も

「あった」を選んだ人のみ

問17-1 その時、どう対応しましたか。（いくつでも）

～ 記入例 ～

(1) 病気や障害などによって、買い物などに行くことができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(1) 病気や障害などによって、買い物などに行くことができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(2) 病気や障害などによって、通院することができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(3) 相談したいことがあっても、相談する相手がいなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(4) 食事を作ったり、洗濯・掃除等
 をしたりすることができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(5) 急な外出時に、介護や介助など
 を受けることができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(6) 急な外出時に、子どもを預ける
 場所がなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(7) 病気の時、家族が居なくて、
 身の回りのことができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

(8) 病気や障害などのため、庭の手
 入れや家の修理ができなかった

1 あった → 1 2 3 4 5 6 7
 2 なかった

問18 問17の(1)～(8)以外で、この1年間において「あのとき、ボランティアやご近所の人等による支援(手助け)があれば、助かったのに…」と思えるようなことがありましたか。
(いくつでも)

- 1 あった
2 なかった

問18-1 それは、どんなことでしたか。(自由に)

問19 日々の暮らしの中で、不安や悩みを感じていますか。困っていることはありますか。
(いくつでも)

- | | |
|-----------------------|----------------|
| 1 自分の健康のこと | 2 家族の健康のこと |
| 3 自分の老後のこと | 4 家族の老後のこと |
| 5 子育てに関すること | 6 子どもの教育や将来のこと |
| 7 看護や介護のこと | 8 家計や経済的なこと |
| 9 自分の仕事のこと | 10 家族の仕事のこと |
| 11 家族内の人間関係 | 12 地域・隣近所の人間関係 |
| 13 地域の安全(防犯、交通安全等)のこと | 14 災害に関すること |
| 15 人権などに関すること | |
| 16 その他(具体的に.....) | |
| 17 特に悩みや不安は感じていない | |

問20 日々の暮らしの中で、不安や悩みを抱えたとき、どこに相談しますか。(いくつでも)

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1 家族、親族 | 2 友人、知人 |
| 3 職場の上司、同僚など | 4 隣近所の人、町内会・自治会の役員など |
| 5 民生委員・児童委員 | 6 校区・地区福祉委員 |
| 7 市役所 | 8 社会福祉協議会 |
| 9 病院や開業医など | 10 保健所 |
| 11 子ども家庭センター(児童相談所) | 12 各種の社会福祉施設の相談窓口 |
| 13 NPO、ボランティア団体 | |
| 14 その他(具体的に.....) | |
| 15 相談する人がいない | |
| 16 どこにも相談しない | |

(注)

ボランティアとは、報酬を目的とせず、労力、技術、時間を提供して地域社会に貢献する社会的活動を行う者であり、福祉・環境保護・教育・災害等で活躍をしています。

NPOとは、様々な分野で活動を行う民間の非営利団体で、法人格を取得している場合もあります。

問21 日々の暮らしの中で、自分一人ではどうすることもできないことがあって、だれかに支援（手助け）を求めたいときを想定して、次の(1)及び(2)のそれぞれにお答えください。

(1) もしNPOやボランティアから支援を受けられるとしたら、受けたいですか。（1つだけ）

- 1 ぜひ受けたい
- 2 抵抗はあるが、受けたい
- 3 抵抗があるので、受けたくない
- 4 抵抗はないが、受けたくない
- 5 わからない
- 6 その他（ ）

問21(1)-1 どのような抵抗ですか。（1つだけ）

- 1 プライバシーが守られるかわからない
- 2 他人に知られるのが、はずかしい
- 3 支援してくれる人がどんな人かわからない
- 4 その他（ ）

(2) もしご近所の人から支援を受けられるとしたら、受けたいですか。（1つだけ）

- 1 ぜひ受けたい
- 2 抵抗はあるが、受けたい
- 3 抵抗があるので、受けたくない
- 4 抵抗はないが、受けたくない
- 5 わからない
- 6 その他（ ）

問21(2)-1 どのような抵抗ですか。（1つだけ）

- 1 プライバシーが守られるかわからない
- 2 他人に知られるのが、はずかしい
- 3 支援してくれる人がどんな人かわからない
- 4 その他（ ）

ボランティア活動についてお尋ねします。

問22 次にあげる(1)～(3)のような場面に出会った場合、どうしますか。

(1) 遊園地やスーパーマーケットなどで、迷子の子どもを見つけた場合（1つだけ）

- 1 声をかけて、係員の居る所へ連れて行く
- 2 声をかけて、しばらく一緒にいる
- 3 声をかけずに、その場でしばらく見守る
- 4 通り過ぎる

(2) まちで、車いすの人、白い杖を持った人、ベビーカーやバギーを押している人が移動に困っていた場合（1つだけ）

- 1 自分から声をかけて、移動を手伝う
- 2 援助を求められれば、移動を手伝う
- 3 声をかけずに、その場でしばらく見守る
- 4 通り過ぎる

(3) 電車やバスで席に座っているとき、高齢者、障害者等が乗車してきた場合（1つだけ）

- 1 自ら進んで、席を譲る
- 2 他に席を譲る人がいなければ、席を譲る
- 3 その時の気分で判断する
- 4 知らないふりをする

問23 この1年間に、ボランティア活動（NPOやボランティア団体を通じた活動だけでなく、個人的に行った活動も含めてください。）を行いましたか。（1つだけ）

- 1 NPOやボランティア団体を通じて、活動したことがある
- 2 個人的に、活動したことがある
- 3 1年以上前には活動したことがあるが、この1年間ではしていない
- 4 これまでボランティア活動をしたことがない

問24へお進みください。

→問23-1 それは、どのような内容のボランティア活動ですか。（いくつでも）

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 高齢者支援に関する活動 | 2 障害者支援に関する活動 |
| 3 子育て支援に関する活動 | 4 健康づくり・医療に関する活動 |
| 5 地域の清掃・美化に関する活動 | 6 まちの活性化に関する活動 |
| 7 防犯・交通安全に関する活動 | 8 消防・防災・災害支援に関する活動 |
| 9 自然環境の保護に関する活動 | 10 公害防止・リサイクルに関する活動 |
| 11 生涯学習の指導・援助等に関する活動 | 12 各種スポーツ指導等に関する活動 |
| 13 青少年育成・支援に関する活動 | 14 芸術・文化振興等に関する活動 |
| 15 国際交流・国際協力に関する活動 | 16 消費者問題に関する活動 |
| 17 人権・男女共同参画に関する活動 | 18 平和の推進に関する活動 |
| 19 その他（具体的に.....） | |

→問23-2 ボランティア活動を行っていた理由として、あなたのお考えに最も近いものはどれですか。（1つだけ）

- 1 活動自体が楽しく、興味のある内容だから
- 2 活動に参加すると、自分や自分の家族に有利になるから
- 3 活動を通じて人間関係が広がり、自分の成長につながるから
- 4 地域のために役立ちたいから
- 5 付き合いで仕方ないから
- 6 なんとなく
- 7 その他（具体的に.....）

問24 あなたは、今後、ボランティア活動を行ってみたいですか。（1つだけ）

- 1 組織に入って、活動に参加したい
- 2 特に組織には入らず、ボランティア登録をしておいて、求められたときに活動したい
- 3 組織に入ったりとかボランティア登録をしたりとかはせず、できるときに活動したい
- 4 ボランティア活動はしたくない
- 5 わからない

問25 次にあげるような「住民の支え合い・助け合いの活動」の中で、「これなら、やってみたい」、「これなら、できる」というものはありますか。(いくつでも)

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 食事の支度、後片づけ | 2 洗濯、掃除、片づけ |
| 3 簡単な繕いもの | 4 簡単な庭の手入れ |
| 5 簡単な家の修理(日曜大工) | 6 ふとん干し |
| 7 ごみ出し | 8 留守番 |
| 9 買い物、お使いの代行 | 10 外出時の送迎 |
| 11 通院の付き添い | 12 散歩の付き添い |
| 13 短時間での子どもの預かり | 14 登下校時の子どもの見守り |
| 15 ペットの散歩 | 16 安否確認等の声かけ |
| 17 話し相手、心配事の相談相手 | 18 代筆・朗読 |
| 19 食事の介助 | 20 排泄の介助 |
| 21 入浴介助の補助 | 22 身体の清拭(体の汚れなどを拭き取ること) |
| 23 衣類の着替えの介助 | 24 健康づくりに対する支援 |
| 25 その他(具体的に.....) | |
| 26 特にない | |

問26 富田林市では、子育てを“援助してほしい”、“応援したい”という人がそれぞれ会員となり、地域で会員相互が援助し合えるよう支援する事業(富田林市ファミリー・サポート・センター)を行っています。

子育て以外にも、このように、支援(手助け)を受けたい人と、支援(手助け)をしたい人をつなぐ仕組み(システム)があれば、利用したいですか。(1つだけ)

- 1 支援(手助け)を受けたいときも、支援(手助け)をしたいときも利用したい
- 2 支援(手助け)を受けたいときには利用したい
- 3 支援(手助け)をしたいときには利用したい
- 4 利用したくない

福祉サービスについてお尋ねします。

問27 行政、福祉施設、NPO・ボランティア団体等が行っている福祉サービスに関する情報を主にどこから入手していますか。(いくつでも)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1 家族、親族 | 2 友人、知人 |
| 3 隣近所の人、町内会・自治会の役員など | 4 民生委員・児童委員 |
| 5 校区・地区福祉委員 | 6 市役所の窓口(窓口のチラシも) |
| 7 市の広報誌「広報とんだばやし」 | 8 社会福祉協議会の窓口(窓口のチラシも) |
| 9 社会福祉協議会の「社協だより」 | 10 各種の社会福祉施設 |
| 11 町会・自治会の回覧板 | 12 まちかどの掲示板など |
| 13 新聞、雑誌、書籍など | 14 テレビ、ラジオ |
| 15 市のインターネットホームページ | 16 インターネット(市のホームページ以外) |
| 17 その他(具体的に.....) | |
| 18 どこからも入手していない | |

問28 福祉サービスに関する情報を、内容的にみて、どの程度入手できていると思われますか。
(1つだけ)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1 十分に入手できていると思う | 2 ある程度は入手できていると思う |
| 3 あまり入手できていないと思う | 4 ほとんど入手できていないと思う |
| 5 わからない | |

問29 「社会福祉協議会」(社協)について、どの程度知っていますか。(1つだけ)

- 1 名前も知っているし、活動内容もだいたい知っている
- 2 名前は聞いたことがあるが、活動内容はほとんど知らない
- 3 富田林市に社会福祉協議会(社協)があることも知らなかった

問30 「社会福祉協議会」(社協)はどんな組織だと思いますか。(1つだけ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 市役所(行政機関)の一部の組織 | 2 市役所の外郭団体 |
| 3 民間の社会福祉法人 | 4 住民によって組織されたNPO法人 |
| 5 その他(.....) | |
| 6 よくわからない | |

問31 あなたの住んでいる地域を担当している「民生委員・児童委員」について、どの程度知っていますか。(1つだけ)

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 1 顔も名前も知っている | 2 顔はわからないが、名前は知っている |
| 3 だれが担当なのかわからない | 4 民生委員・児童委員の制度を知らない |

問32 あなたの住んでいる地域の「校区・地区福祉委員会」について、どの程度知っていますか。
(1つだけ)

- 1 活動内容も福祉委員の名前もだいたい知っている
- 2 活動内容も福祉委員の名前も少しは知っている
- 3 校区・地区福祉委員会という名称は聞いたことがあるが、活動内容等は知らない
- 4 校区・地区福祉委員会があることも知らなかった
- 5 校区・地区福祉委員会はない

問33 富田林市で、“共に生き・共に支え合い・だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくり”を進めるためには、どのようなことが重要であると思いますか。(いくつでも)

- 1 地域における福祉活動の意義と重要性をPRする
- 2 地域における福祉活動の活動費、運営費などの資金的な援助を行う
- 3 各地域に、気軽に相談に行ったり、多様な住民が交流したりできる拠点をつくる。
- 4 地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する
- 5 住民の中から、地域福祉活動のリーダーやコーディネーターを養成する
- 6 行政職員や社会福祉協議会職員の中に地域福祉活動の専門職員を充実する
- 7 介護やボランティア活動の方法等に関する研修を行う
- 8 学校や生涯学習の場での福祉教育を充実する
- 9 支援(手助け)を受けたい人としていたい人をつなぐシステム(橋渡し機能)をつくる
- 10 支援(手助け)を受けたい人の情報などを共有できるシステムをつくる
- 11 安心して支援を受けられるよう、支援する人の身分証明、個人情報管理の徹底等を図る
- 12 その他(具体的に.....)
- 13 特にない

最後に、“共に生き・共に支え合い・だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくり”についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

共に生き、共に支え合う福祉のまちをめざして

- 関係団体アンケート調査へのご協力のお願い -

市民の皆さまには、日頃より市政に対してご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、富田林市では現在、共に生き、共に支えあい、だれもが自分らしく安心して暮らせるまちづくりをめざして「富田林市地域福祉計画」の策定に取り組んでいます。

この調査は、地域福祉に関係する団体の方から、各団体の概要、活動状況、活動を通じて得られた富田林市民の生活課題や地域課題、富田林市の地域福祉を推進するための意見や要望などをお聞きし、計画づくりにあたっての貴重な資料とさせていただくために実施するものです。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成18(2006)年5月

富田林市長 多田 利喜

【ご記入にあたってのお願い】

1. 回答をお願いしている団体について

この調査では、富田林市内において地域福祉活動を行っている団体に、アンケート調査票を郵送し、回答をお願いすることにしました。

回答は、団体の代表者又は団体としての意見をご記入いただける方をお願いします。

2. 回答の仕方について

回答はほとんどが選択式になっています。それぞれの質問にしたがって、あてはまる番号に 印を記入してください。なお、選択肢のない質問では、枠の中にあてはまる内容を具体的に記入してください。

回答いただきました調査票は、もう一度、記入漏れや記入ミス等がないか確認していただいた上、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、平成18年6月9日（金）までに郵便ポストに投函してください。

3. その他

調査結果はすべて統計的に処理します。したがって、回答内容が外部に漏れたり、調査目的以外に使われたりすることは決してありませんので、ありのままをご回答ください。

この調査に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

富田林市 保健福祉部 社会援護課 総務係
電話：(0721) 25 - 1000、ファックス：(0721) 23 - 0121

貴団体の概要についてお尋ねします。

問1 貴団体の概要について、下表に、ご記入ください。

団体名	
設立年月	(昭和、平成) _____ 年 _____ 月 設立
代表者名	
連絡先	(〒 _____ - _____) _____ 電話 (_____) _____ - _____ 、 F A X (_____) _____ - _____ メールアドレス _____
構成員数	総数 _____ 名 (内訳 : 男性 _____ 名、女性 _____ 名)

問2 問1の構成員のうち、実質的に活動しているのは何人ですか。(数字を)

実質的に活動しているのは、約 人

問3 問1の構成員のうち、主に活動している年齢層は。(いくつでも)

- | | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 1 10歳代 | 2 20歳代 | 3 30歳代 | 4 40歳代 |
| 5 50歳代 | 6 60歳代 | 7 70歳以上 | 8 まちまち |

問4 貴団体には、専従者(貴団体の活動に専ら従事している人)はいますか。(どちらかに)

- | | |
|-------|----------------------------|
| 1 いる | → 問4-1 専従者は何人ですか。
(数字を) |
| 2 いない | |

専従者は 人

問5 貴団体の主な財源は。(いくつでも)

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 会費 | 2 私財(会費以外の個人負担) |
| 3 住民や事業所等からの寄付金 | 4 事業収入(行政等からの業務委託も含む。) |
| 5 行政からの補助金、助成金等 | 6 行政以外の機関からの助成金等 |
| 7 借入金 | 8 その他(_____) |

問6 貴団体の財政状況は。(1つだけ)

- | | | |
|----------|-------------|----------|
| 1 安定している | 2 どちらともいえない | 3 切迫している |
|----------|-------------|----------|

貴団体の活動についてお尋ねします。

問7 貴団体が活動を行っているエリアは、主にどの範囲内ですか。(1つだけ)

- | | |
|----------------|---------------|
| 1 町会・自治会程度のエリア | 2 小学校区程度のエリア |
| 3 中学校区程度のエリア | 4 富田林市内の一部の地域 |
| 5 富田林市内全域 | 6 富田林市と近隣の市町 |
| 7 大阪府内 | 8 近畿圏 |
| 9 国内 | 10 国内と国外 |
| 11 その他 () | |

問8 貴団体では、どれくらいの頻度で活動していますか。(1つだけ)

- | | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 1 週に5～7日 | 2 週に3～4日 | 3 週に1～2日 | 4 月に1～2日 |
| 5 年に数日程度 | 6 その他 () | | |

問9 貴団体では、対人サービスの活動(住民を対象にした援助活動等)を行っていますか。
(どちらかに)

- | | |
|----------|-------------------------------------------------|
| 1 行っている | → 問9-1 貴団体では、対人サービスの活動をどのようなかたちで行っていますか。(いくつでも) |
| 2 行っていない | |

- | | |
|----------------------|--|
| 1 無償で行っている | |
| 2 交通費などの実費をもらって行っている | |
| 3 一定の報酬をもらって行っている | |
| 4 その他 () | |

問10 貴団体の活動分野は。(いくつでも)

- | | |
|----------------------|---------------------|
| 1 高齢者支援に関する活動 | 2 障害者支援に関する活動 |
| 3 子育て支援に関する活動 | 4 健康づくり・医療に関する活動 |
| 5 地域の清掃・美化に関する活動 | 6 まちの活性化に関する活動 |
| 7 防犯・交通安全に関する活動 | 8 消防・防災・災害支援に関する活動 |
| 9 自然環境の保護に関する活動 | 10 公害防止・リサイクルに関する活動 |
| 11 生涯学習の指導・援助等に関する活動 | 12 各種スポーツ指導等に関する活動 |
| 13 青少年育成・支援に関する活動 | 14 芸術・文化振興等に関する活動 |
| 15 国際交流・国際協力に関する活動 | 16 消費者問題に関する活動 |
| 17 労働や雇用の支援に関する活動 | 18 情報化社会に関する活動 |
| 19 人権に関する活動 | 20 男女共同参画に関する活動 |
| 21 平和の推進に関する活動 | 22 その他 () |

問11 貴団体における具体的な活動内容は。(いくつでも)

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 相談活動 | 2 助け合い(相互扶助)活動 |
| 3 調査研究活動、学習活動 | 4 啓発活動、人材育成活動 |
| 5 親睦・交流活動 | 6 マッチング活動、コーディネート活動 |
| 7 行政等への要望・提案活動 | 8 生産・販売活動 |
| 9 その他() | |

貴団体の活動内容の詳細についてお書きください。

なお、ご記入いただく代わりに、活動内容等がわかる資料を添付していただいても結構です。

Blank area for writing details of activities, featuring horizontal dashed lines.

問12 貴団体では、他の団体や機関等と交流したり、協力して事業を行ったりしたことがありますか。(いくつでも)

1	社会福祉協議会	2	民生委員・児童委員
3	校区・地区福祉委員会	4	町会・自治会
5	老人クラブ	6	婦人会
7	子供会	8	スポーツ少年団
9	保育所、幼稚園	10	小学校、中学校
11	保護者会、PTA		
12	特定非営利活動法人(NPO法人)		
	具体的な法人名 []
13	ボランティア団体		
	具体的な団体名 []
14	その他 ()
15	交流したり、協力して事業を行ったりしている団体・機関等はない		

他団体との交流や事業協力の具体的な内容をお書きください。

なお、ご記入いただく代わりに、他団体との交流や事業協力の内容等がわかる資料を添付していただいても結構です。

問13 貴団体が活動を行なう中で、日頃感じている問題点は何ですか。(いくつでも)

- 1 メンバーが定着しない
- 2 新規メンバーの加入が少ないため、活動に支障が出ている
- 3 メンバーの年齢構成に偏りがあるため、活動に支障が出ている
- 4 メンバーの男女構成に偏りがあるため、活動に支障が出ている
- 5 リーダーが育たない
- 6 メンバー同士の間人間関係がうまくいっていない
- 7 仕事や生活上の都合から、メンバーの活動時間が十分とれない
- 8 行政依存・指示待ちの意識がなかなか抜けない
- 9 活動がマンネリ化している
- 10 他のグループや団体と交流する機会が乏しい
- 11 無償にするか有償にするかの判断、有償の場合の料金水準の設定等が難しい
- 12 所属団体や活動内容等に対する社会的な信用・評価が低い
- 13 市民に情報発信する(活動をPRする)場や機会が乏しい
- 14 支援を必要とする人の情報が得にくい
- 15 支援を必要とする人のニーズにあった活動ができていない
- 16 外部からの問い合わせや相談をいつでも受ける体制(連絡先、専従者)がない
- 17 活動の資金が足りない
- 18 活動に必要な機材が不足している
- 19 活動に必要な情報や専門知識が不足している(適当な相談者がいない)
- 20 活動拠点がない
- 21 会議や活動の場所、機材置き場等の確保が難しい
- 22 地域のコミュニティーが希薄化している
- 23 その他 []
- 24 特に困ったことはない

問14 貴団体では、団体の活動をさらに活発化させるためには、どのような支援が必要であるとお考えですか。(いくつでも)

- 1 補助金など資金面での支援
- 2 研修制度など人材面での支援
- 3 活動場所の確保への支援
- 4 助言など専門知識の支援
- 5 他機関との交流会など連携についての支援
- 6 広報活動、ニーズの把握など情報についての支援
- 7 その他 []
- 8 特に支援は必要ない

富田林市民の抱える生活課題などについてお尋ねします。

問15 貴団体における活動を通じて感じている、富田林市民の抱えている「生活課題」(一人ではどうすることもできずに困っていること、だれかの助けを必要としていること)や「地域が抱える課題」などについて、具体的にあげてください。

Blank area for writing answers, featuring horizontal dashed lines for text entry.

富田林市における地域福祉の推進についてお尋ねします。

問16 富田林中で、地域福祉を推進していくためには、どのようなことが重要であると思いますか。(いくつでも)

- 1 地域における福祉活動の意義と重要性をPRする
- 2 地域における福祉活動の活動費、運営費などの資金的な援助を行う
- 3 各地域に、気軽に相談に行ったり、多様な住民が交流したりできる拠点をつくる
- 4 地域でボランティアなどの活動拠点となる場を整備する
- 5 住民の中から、地域福祉活動のリーダーやコーディネーターを養成する
- 6 行政職員や社会福祉協議会職員の中に地域福祉活動の専門職員を充実する
- 7 介護やボランティア活動の方法等に関する研修を行う
- 8 学校や生涯学習の場での福祉教育を充実する
- 9 支援(手助け)を受けたい人としてたい人をつなぐシステム(橋渡し機能)をつくる
- 10 支援(手助け)を受けたい人の情報などを共有できるシステムをつくる
- 11 安心して支援を受けられるよう、支援する人の身分証明、個人情報管理の徹底等を図る
- 12 その他(具体的に.....)
- 13 特にない

問17 「富田林市地域福祉計画」に関して、ご意見・ご要望等がありましたら、お書きください。

これで質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

富田林市地域福祉計画

発行年月：平成19(2007)年3月

発行：富田林市 保健福祉部 社会援護課

(〒584-8511) 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話(0721)25-1000〔代表〕

<http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/>

E-MAIL:syakaiengo@city.tondabayashi.osaka.jp